平成28年第２回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 …… 5
付議事件並びに結果 …… 6

◎ **平成28年５月９日**

出席及び欠席議員 …… 7
地方自治法第121条の規定により出席した者 …… 8
本議会に出席した事務局職員 …… 8
議事日程 …… 8
議会運営委員長報告について …… 9
会議録署名議員の指名について …… 10
議案第39号～議案第42号 …… 10
議案第43号 …… 14

平成28年第３回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 …… 17
付議事件並びに結果 …… 18

◎ **平成28年６月14日**

出席及び欠席議員 …… 21
地方自治法第121条の規定により出席した者 …… 22
本議会に出席した事務局職員 …… 22
議事日程 …… 22
諸般の報告について …… 24
議会運営委員長報告について …… 28
会議録署名議員の指名について …… 29
議案の上程について …… 29
市長の提案理由の説明 …… 29
報告について …… 32
請願について …… 33

◎ **平成28年６月16日**

出席及び欠席議員 …… 35
地方自治法第121条の規定により出席した者 …… 36
本議会に出席した事務局職員 …… 36
議事日程 …… 36
議案質疑について（議案第44号～議案第45号） …… 37
（議案第46号～議案第51号） …… 38
（議案第52号～議案第53号） …… 40
（議案第54号～議案第56号） …… 40

◎ **平成28年６月20日**

出席及び欠席議員 …… 43
地方自治法第121条の規定により出席した者 …… 44
本議会に出席した事務局職員 …… 44
議事日程 …… 45
一般質問について …… 45

髙田千壽輝　議員 …… 46
三小田一美　議員 …… 58
熊井三千代　議員 …… 66
矢ケ部広巳　議員 …… 80
白谷　義隆　議員 …… 90
梅﨑　和弘　議員 …… 105

◎　**平成28年６月21日**

出席及び欠席議員 …… 115
地方自治法第121条の規定により出席した者 …… 116
本議会に出席した事務局職員 …… 116
議事日程 …… 117
一般質問について …… 118
藤丸　正勝　議員 …… 118
緒方　寿光　議員 …… 132
荒巻　英樹　議員 …… 151
伊藤　法博　議員 …… 167
近藤　末治　議員 …… 181

◎　**平成28年６月29日**

出席及び欠席議員 …… 199
地方自治法第121条の規定により出席した者 …… 200
本議会に出席した事務局職員 …… 200
議事日程 …… 200
議会運営委員長報告について …… 201
各委員長報告について …… 202
総務委員長報告について …… 202
建設経済委員長報告について …… 203
教育民生委員長報告について …… 204
議案第57号 …… 207

平　成　28　年

第２回柳川市議会臨時会会議録

開　会：平成28年５月９日

閉　会：平成28年５月９日

柳　川　市　議　会

第２回柳川市議会（臨時会）日程表

月　日	曜	会　議	会議の次第
５月９日	月	本　会　議	開会・議案質疑・採決・閉会

第２回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

○ **議　　案**

	案　　件	議決日	結　　果
議　　案 第３９号	専決処分の承認について（専決第１号　平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号））	28.５.９	承　　認
議　　案 第４０号	専決処分の承認について（専決第２号　平成27年度柳川市一般会計補正予算（第８号））	28.５.９	承　　認
議　　案 第４１号	専決処分の承認について（専決第３号　柳川市税条例等の一部を改正する条例）	28.５.９	承　　認
議　　案 第４２号	平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について	28.５.９	原案可決
議　　案 第４３号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	28.５.９	原案可決

柳川市議会第２回臨時会会議録

平成28年５月９日柳川市議会議場に第２回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

１．出席議員

１番　河　村　好　浩	２番　江　口　義　明
３番　菊　次　太　丸	４番　浦　川　和　久
５番　立　花　　純	６番　荒　巻　英　樹
７番　熊　井　三千代	８番　白　谷　義　隆
９番　近　藤　末　治	10番　佐々木　創　主
11番　荒　木　　憲	12番　髙　田　千壽輝
13番　諸　藤　哲　男	14番　矢ケ部　広　巳
15番　緒　方　寿　光	16番　藤　丸　正　勝
17番　田　中　雅　美	18番　樽　見　哲　也
20番　梅　﨑　和　弘	21番　三小田　一　美
22番　浦　　博　宣	

２．欠席議員

19番　伊　藤　法　博

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	金子　健次	
教育長	日髙　良	
総務部長	髙﨑　祐二	
会計管理者	田尻　主範	
市民部長	石橋　正次	
保健福祉部長	原　忠昭	
建設部長	大淵　洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎長	成清　博茂	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見　孝則	
消防長	橋本　祐二郎	
人事秘書課長	平田　敬介	
総務課長	松藤　敏彦	
財政課長	島添　守男	
健康づくり課長	大石　涼子	
農政課長	林　誠	
観光課長	松藤　満也	
商工振興課長	古賀　和明	

４．本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎　公徳	
議会事務局次長兼庶務係長	内田　猛	
議会事務局議事係長	徳永　喜美香	

５．議事日程

日程（１）　議会運営委員長報告について

日程（２）　会議録署名議員の指名について

日程（３）　議案第39号　専決処分の承認について（専決第１号　平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号））

議案第40号　専決処分の承認について（専決第２号　平成27年度柳川市一般会計補正予算（第８号））

議案第41号　専決処分の承認について（専決第３号　柳川市税条例等の一部を改正する条例）

議案第42号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

について

日程（４）　議案第43号　柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時　開会

○議長（浦　博宣君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第２回柳川市議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ち、４月に発生し、今なお余震が続いている熊本地震においては、多くのとうとい命が失われ、甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方々に対し、哀悼の意を表するため、謹んで黙祷をささげたいと思います。

御起立ください。黙祷。

〔黙　　祷〕

○議長（浦　博宣君）

お直りください。

被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

日程に入ります前に、報告いたします。

３月22日の本会議において設置されましたオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告をいたします。

委員長は伊藤法博議員、副委員長は白谷義隆議員です。

日程第１　議会運営委員長報告について

○議長（浦　博宣君）

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第２回柳川市議会臨時会の会期日程等について、５月６日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期でありますが、本日１日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

日程３が議案第39号から議案第42号の４議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、４議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程４が議員提出の議案第43号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げて、終わります。

○議長（浦　博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（浦　博宣君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、11番荒木憲議員及び12番髙田千壽輝議員を指名いたします。

日程第３　議案第39号～議案第42号

○議長（浦　博宣君）

日程３．議案第39号から議案第42号までの４議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程３．議案第39号から議案第42号までの４議案について御説明申し上げます。

まず、議案第39号　専決処分の承認について（専決第１号　平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号））について御説明申し上げます。

本案は、平成28年３月24日付で地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容としましては、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計予算に定めております一時借入金の最高額を10億円から18億円に改正するものであります。

専決処分としましたのは、平成28年３月22日時点において、歳計現金の不足に伴う一時借入金の額が18億円程度必要であることが判明し、借り入れ実行日が３月議会終了後の３月31日であったためであります。

次に、議案第40号　専決処分の承認について（専決第２号　平成27年度柳川市一般会計補正予算（第８号））について御説明申し上げます。

本案は、平成28年３月29日付で地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしまし

たので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分としましたのは、中島商店街イノベーション事業委託料及びやさしい日本語ツーリズム業務委託料について平成28年度当初予算に計上しておりましたが、本市の負担を軽減するため、平成27年度国の補正予算に計上されました地方創生加速化交付金に申請を行っていたところ、補助採択を受けました。そのため、この交付金につきましては平成27年度の一般会計予算に計上し、平成28年度への繰越明許措置を行う必要がありますが、本市への補助事業採択の通知が３月議会終了後となったことによるものであります。

予算の規模といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に35,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31,560,723千円といたしたものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出の７款．商工費、１項．商工費、２目．商工振興費に中島商店街イノベーション事業委託料20,000千円、３目．観光費にやさしい日本語ツーリズム業務委託料15,000千円を増額補正しております。

歳入においては、その財源として13款．国庫支出金、地方創生加速化交付金35,000千円を増額補正しております。

このほか、第２表　繰越明許費補正で全額、翌年度への繰り越し措置を行っております。

次に、議案第41号　専決処分の承認について（専決第３号　柳川市税条例等の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、平成28年３月31日付で地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の内容でございますが、平成28年３月31日に公布された地方税法の一部改正が同年４月１日から施行されるのに伴い、条例の一部を改正したものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、自家消費型太陽光発電設備を固定資産税の課税標準の特例対象として追加した上で、水力発電など自然条件によらず安定的に運用が可能な設備について、固定資産税の課税標準の特例率を３分の１から２分の１に拡充し、その適用期限を平成30年３月31日まで２年間延長するもので、あわせて条文の整備を行ったものであります。

次に、議案第42号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計の決算見込みにおいて、歳入が歳出に対し不足する見込みとなるため、地方自治法施行令第166条の２の規定に基づき、繰り上げ充用をもって補填しようとするものであります。

財源につきましては、歳入の特別調整交付金を増額補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ88,000千円を追加し、補正後の予算総額を10,623,000千円とするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお

願いを申し上げます。

○議長（浦　博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、４議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時11分　休憩

午前10時11分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより４議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようにお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

○20番（梅﨑和弘君）

議案第42号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について質疑をお願いします。

１点目が、今回補正予算を組む主な要因としましては、国庫支出金約213,100千円、県支出金約59,700千円の減額とありますけれども、今後、国、県に対してどのように対応をされていくのか、お尋ねいたします。

２点目としましては、医療費の増加が上げられておりますけれども、この１人当たりの医療費増加の原因、それと、その対策について、以上２点お願いいたします。

○健康づくり課長（大石涼子君）

梅﨑議員の御質問にお答えします。

１点目の国、県の交付金の減についての国、県への対応でございますが、議員おっしゃるとおり、平成27年度の決算見込みにおいて、前年度と比較し、国庫支出金で213,100千円、県支出金で59,700千円の減収となっております。減収となった主な理由といたしましては、療養給付費負担金の申請額に乗じる上乗せ率が変更となったことや財政調整交付金の算出基準額や補助率が減少されたことによるもので、今回の赤字決算の主な要因の一つとなっております。

平成28年度の国保会計予算につきましては、繰り上げ充用からのスタートとなるため、歳入をふやし、歳出を減らすことになお一層の努力が必要となります。収納率の向上に向けた取り組みや保健事業の推進、住民の皆様への意識啓発など、医療費の削減につながるよう努力してまいりたいと考えております。

なお、国、県に対しましては、国民健康保険財政の安定化に向けた財政措置等について福岡県市長会を通じて、国及び県に対し、今後も強く要望してまいりたいと考えております。

２点目の１人当たりの医療費増加の原因と対策についてお答えします。

柳川市の国民健康保険の現状といたしましては、被保険者の高齢化が進んでおり、65歳以上の割合が平成27年度では36.1%となっております。65歳以上の高齢者に係る医療費の年額は平均で約450千円で、65歳未満の平均約250千円と比べますと約２倍近くを要しており、医療技術の高度化や高額な薬剤による医療費の高額化が１人当たりの医療費の増加の主な原因と考えております。

医療費の削減対策について、疾病分類で医療費を見てみますと、心臓疾患や脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣に起因する医療費が27年度も３割を超える見込みでございます。生活習慣病の早期発見や予防のために特定健診の推進や保健事業を充実することで重症化予防を図ることにより、医療費削減を目指しながら国保財政の安定化を図っていきたいと考えております。

さらに、レセプト点検の充実やジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費適正化にもあわせて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（梅﨑和弘君）

国、県への対応に対しましては、市長のほうからの答弁をお願いしたいと思いますけれども。意気込みをちょっとお願いします。

○市長（金子健次君）

私のほうから答弁させていただきます。

国民健康保険財政の安定化のための財政措置といたしまして、これからも国に対して、また、福岡県市長会、そして、あわせて九州市長会において国民健康保険制度の改革等について強く叫んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浦　博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第39号　専決処分の承認について（専決第１号　平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第４号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第40号　専決処分の承認について（専決第２号　平成27年度柳川市一般会計補正予算（第８号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第41号　専決処分の承認について（専決第３号　柳川市税条例等の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第42号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第４　議案第43号

○議長（浦　博宣君）

日程４．議案第43号を上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○16番（藤丸正勝君）（登壇）

議案第43号　柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年４月の行政の機構改革による課の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、提出理由の説明といたします。

○議長（浦　博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午前10時20分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号　柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成28年第２回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時22分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長　　浦　　博　宣

柳川市議会議員　　荒　木　　憲

柳川市議会議員　　髙　田　千壽輝

第３回柳川市議会（定例会）日程表

月　日	曜	会　議	会議の次第
６月14日	火	本会議	開会・提案理由説明
６月15日	水	考案日	
６月16日	木	本会議	議案質疑
６月17日	金	考案日	
６月18日	土	休会	
６月19日	日	休会	
６月20日	月	本会議	一般質問
６月21日	火	本会議	一般質問
６月22日	水	休会	
６月23日	木	委員会	
６月24日	金	委員会	
６月25日	土	休会	
６月26日	日	休会	
６月27日	月	事務整理日	
６月28日	火	事務整理日	
６月29日	水	本会議	採決・閉会

第３回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議　　案

	案　　件	議決日	結　　果
議　　案 第４４号	平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について	28.６.29	原案可決
議　　案 第４５号	平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	28.６.29	原案可決
議　　案 第４６号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	28.６.16	原案可決
議　　案 第４７号	柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	28.６.29	原案可決
議　　案 第４８号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	28.６.29	原案可決
議　　案 第４９号	柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例及び柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	28.６.16	原案可決
議　　案 第５０号	柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について	28.６.16	原案可決
議　　案 第５１号	柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について	28.６.29	原案可決
議　　案 第５２号	財産の取得について	28.６.16	原案可決
議　　案 第５３号	平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	28.６.29	原案可決
議　　案 第５４号	柳川市公平委員会委員の選任について	28.６.16	同　　意
議　　案 第５５号	柳川市教育委員会委員の任命について	28.６.16	同　　意

議　案 第５６号	柳川市固定資産評価員の選任について	28.６.16	同　意
議　案 第５７号	教育予算の拡充を求める意見書について	28.６.29	原案可決

○ **報　告**

報　告 第　２　号	繰越明許費繰越計算書について	28.６.14	報　告
報　告 第　３　号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	28.６.14	報　告
報　告 第　４　号	柳川市土地開発公社の経営状況について	28.６.14	報　告

○ **請　願**

	案　　件	議 決 日	結　果
請　願 第　４　号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について	28.６.29	採　択

平成 28 年６月１４日（火曜日）

柳川市議会第３回定例会会議録

平成28年６月14日柳川市議会議場に第３回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

１．出席議員

１番　河　村　好　浩	２番　江　口　義　明
３番　菊　次　太　丸	４番　浦　川　和　久
５番　立　花　　純	６番　荒　巻　英　樹
７番　熊　井　三千代	８番　白　谷　義　隆
９番　近　藤　末　治	10番　佐々木　創　主
11番　荒　木　　憲	12番　髙　田　千壽輝
13番　諸　藤　哲　男	14番　矢ケ部　広　巳
15番　緒　方　寿　光	16番　藤　丸　正　勝
17番　田　中　雅　美	18番　樽　見　哲　也
19番　伊　藤　法　博	20番　梅　﨑　和　弘
21番　三小田　一　美	22番　浦　　博　宣

２．欠席議員

な　　し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	金子　健次	
副市長	成松　宏	
教育長	日髙　良	
総務部長	髙﨑　祐二	
会計管理者	田尻　主範	
市民部長	石橋　正次	
保健福祉部長	原　忠昭	
建設部長	大淵　洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎長	成清　博茂	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見　孝則	
消防長	橋本　祐二郎	
人事秘書課長	平田　敬介	
総務課長	松藤　敏彦	
企画課長	椛島　謙治	
財政課長	島添　守男	
税務課長	野田　栄作	
健康づくり課長	大石　涼子	
福祉課長	白谷　通孝	
学校教育課長	木下　隆	
生涯学習課長	袖崎　朋洋	
建設課長	待鳥　哲	
農政課長	林　誠	
水路課長	松永　泰治	

４．本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎　公徳
議会事務局次長兼庶務係長	内田　猛
議会事務局議事係長	徳永　喜美香

５．議事日程

諸般の報告について

（１）　例月出納検査の結果について（平成28年１月分、２月分、３月分）

（２）　全国市議会議長会の表彰状伝達について

（３）　市長の行政報告について

日程（１）　議会運営委員長報告について

日程（２）　会議録署名議員の指名について

日程（３）　議案の上程について

議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について

議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

議案第46号　柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号　柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例及び柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号　柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号　財産の取得について

議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第54号　柳川市公平委員会委員の選任について

議案第55号　柳川市教育委員会委員の任命について

議案第56号　柳川市固定資産評価員の選任について

日程（４）　報告について

報告第２号　繰越明許費繰越計算書について

報告第３号　柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第４号　柳川市土地開発公社の経営状況について

日程（５）　請願について

請願第４号　少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

午前10時　開会

○議長（浦　博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成28年第３回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、去る５月31日、東京国際フォーラムにおいて開催されました第92回全国市議会議長会定期総会で、三小田一美議員が議員20年の特別表彰を、田中雅美議員、藤丸正勝議員が議員15年表彰を受けられていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表　　彰　　状

柳　川　市

三小田　一　美　殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第92回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

平成28年５月31日

全国市議会議長会

会　長　　岡　下　勝　彦

〔拍手〕

表　　彰　　状

柳　川　市

田　中　雅　美　殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第92回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成28年５月31日

全国市議会議長会

会　長　　岡　下　勝　彦

〔拍手〕

表　　彰　　状

柳　川　市

藤　丸　正　勝　殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第92回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成28年５月31日

全国市議会議長会

会　長　　岡　下　勝　彦

〔拍手〕

○議長（浦　博宣君）

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成28年第３回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして発言をさせていただきます。

報告の前に、先ほど議長のほうから伝達をされました三小田議員、田中議員、藤丸議員、表彰おめでとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

初めに、このたびの平成28年熊本地震におきまして犠牲となられました多くの方々の御冥福をお祈りし、謹んでお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、３月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず、市長会及び広域で構成する協議会、期成会等について御報告いたします。

４月14日に宮若市で第130回福岡県市長会が開催をされました。議案審議では「学校教育の充実について」や「道路等の整備促進等について」など39議案、全ての議案が承認・決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

５月11日に沖縄県南城市で開催されました第118回九州市長会総会では、福岡県から提案いたしておりました「都市財政の拡充強化について」や「国民健康保険制度及び高齢者医療制度について」「農林水産業の振興について」などの５議案を含む全13議案が承認・決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することとなりました。

また、会議では九州市長会としての熊本地震に関するこれまでの対応について説明があり、「平成28年熊本地震に関する決議（案）」が提出され、全会一致で採択されました。

６月７日、８日の２日間の日程で第86回全国市長会議及び分科会、委員会が開催されました。市長会議では、「平成28年熊本地震への対応に関する決議」や「地震・津波・台風等防災対策及び原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議」「地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議」などの６決議案が承認・決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ強く要望することとなりました。

また、「多世代交流・共生のまちづくりに関する特別提言」及び各支部より上程された82議案の中より特に重要と思われる議案を重点提言として、国会議員及び関係する政府機関に要望することとなりました。

なお、このたびの役員改選におきまして、私が全国市長会の理事に就任することとなりました。

次に、私が会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会、福岡県市町村福祉協会、筑後川下流土地改良区連合、福岡県農地防災・災害支援協議会など、28の理事会や総会等を開催いたしました。

このほか、福岡県筑後川下流域農業開発事業促進協議会、筑後七国商工観光推進協議会など、広域で構成する協議会や期成会など15の理事会や総会等に出席するとともに、柳川市民生委員児童委員協議会や柳川市保育協会、柳川市体育協会、柳川市交通安全協会など市内19団体の総会等に出席いたしました。

なお、５月10日に沖縄県那覇市で開催されました土地改良事業団体連合会九州協議会第58回通常総会におきまして、会長を務めさせていただくことになりました。

続きまして、市政の近況について御報告をいたします。

初めに、４月19日に有明海の伝統漁法「くもで網」の安全祈願及びお披露目会が柳川むつごろう会によりまして、むつごろうランド南側堤防で開催されました。堤防の海岸沿いに昨年完成した２基に加え、新たに５基が設置され、有明海と干拓地を活用した新たな体験型観光を進めるツーリズム事業として有明海を満喫いただきたいと思っております。

次に、４月４日から東京都で開催されました第92回日本選手権水泳競技大会兼リオデジャネイロオリンピック競技大会代表選考会において、本市出身の坂井聖人君が男子200メートルバタフライでのオリンピック日本代表に選ばれました。私たち市民に大きな夢と希望と感動を与えてくれました。

そこで、早速、市内３カ所に栄誉をたたえる懸垂幕を掲げ、市民の皆様とともに大会でのメダル獲得を大いに期待いたしております。

また、５月26日にルートインジャパンとホテルの出店基本協定の締結式を行いました。観光・ビジネスホテル「（仮称）ホテルルートイン柳川」は、来年３月中に西鉄柳川駅東口に

開業予定です。ついては、宿泊・滞在型観光の振興に大いに期待しているところでもあります。

６月１日には市内在住の松本勝男様に公益のために私財を寄附した人に内閣総理大臣より授与されます紺綬褒章の伝達を行い、これまでの御厚意に感謝とお礼の意を表させていただきました。

松本様はお母様の遺志を継いで、本市の高齢者福祉の向上のためにと、平成３年から24年間にわたり毎年1,000千円以上の寄附をされ、これまでに30,000千円の御寄附をいただいております。

次に、平成28年熊本地震への対応について御報告いたします。

皆様御承知のとおり、４月14日午後９時26分に熊本県益城町で震度７、本市で震度４を記録する地震が発生いたしました。

本市といたしましては、午後９時50分には災害警戒本部を設置し、同日午後10時38分に災害対策本部に切りかえて、情報収集と被害状況の把握に努めました。

２日後の４月16日午前１時25分に熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、本市におきましても震度５強という、これまでに経験したことのない揺れを記録いたしました。

午前１時50分には再び災害対策本部を設置し、４月22日まで全９回会議を開催し、被害状況の把握や避難所の対応等を行ったところであります。

そして、地震発生と同時に有明海に津波注意報が発令されたため、午前２時に３庁舎を避難場所として開放するとともに、午前２時50分には第１次避難所である校区コミュニティセンター18施設も随時開設いたしました。

また、４月27日には熊本地震の被災地域の復興支援のため、熊本地震復興支援柳川市本部を設置いたしました。

本市の災害対応と並行しながら、４月14日の発災直後には消防庁からの緊急援助隊派遣要請を受け、直ちにタンク車、後方支援車各１台と消防隊員６名を熊本県に派遣するなど、延べ16日間、30名の隊員を被災地に派遣いたしました。

また、本震翌日の４月17日には熊本県合志市に備蓄飲料水を届けました。

さらに、４月22日から28日までの間、益城町の避難所運営活動に職員２名を派遣したところであります。また、災害廃棄物処理支援として熊本市の災害廃棄物の回集、運搬、焼却処理や御船町で被災された１世帯２人に市営住宅の提供も行っています。

そのような中、これまでに市民の皆様や各種団体から9,200千円を超える義援金と数多くの支援物資が寄せられています。また、災害ごみの回収を市内３事業者の皆様が５月３日から22日までの間、行ってあります。市民の皆様並びに各種団体の皆様の善意に敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

平成24年の九州北部豪雨災害のときに全国の皆様から受けた御恩を少しでもお返しする気持ちで、これからもできる限りの復旧・復興に向けた支援を行ってまいります。

５月17日に本市の防災会議・水防協議会合同会議を開催し、５月29日には防災訓練・水防演習の庁舎内訓練及び両開地区の橋本町で、雨の中、現地訓練を実施しました。

今月４日には平年より１日早い梅雨入りが発表され、本格的な梅雨の時期を迎えましたが、大雨や地震等の災害には今後も万全を期して対応していきたいと考えています。

以上、行政報告といたします。

○議長（浦　博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１　議会運営委員長報告について

○議長（浦　博宣君）

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第３回柳川市議会定例会会期日程について、６月10日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期でありますが、本日６月14日から６月29日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、15日は考案日、16日は議案質疑、17日、考案日、18日、19日は休日で休会、20日、21日、22日を一般質問、23日、24日を委員会、25日、26日は休日で休会、27日、28日は事務整理日、29日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程３が議案の上程についてで、議案第44号から議案第56号までの13議案の一括上程であります。

日程４が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会で行うことにしております。

日程５が請願についてであります。

本定例会に請願１件が提出されております。請願第４号は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、２日目の日程について申し上げます。

日程１が議案質疑についてであります。

初めに、議案第44号及び議案第45号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第44号は総務委員会に審査を付託、議案第45号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第46号から議案第51号までの６議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第46号は即決、議案第47号及び議案第48号は教育民生委員会に審査を付託、議案第49号及び議案第50号は即決、議案第51号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第52号及び議案第53号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第52号は即決、議案第53号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第54号から議案第56号までの３議案を一括議題とし、質疑終了後、３議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（浦　博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名について

○議長（浦　博宣君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、２番江口義明議員及び21番三小田一美議員を指名いたします。

日程第３　議案の上程について

○議長（浦　博宣君）

日程３．議案の上程について。

議案第44号から議案第56号までの13議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程３．今回御提案いたします議案第44号から議案第56号までの13議案について御説明申しげます。

まず、議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回御提案しております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に20,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28,586,306千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、２款．総務費では、21,322千円を増額補正しております。

内容としましては、ふるさと寄付金事務委託や男女共同参画計画作成に係る支援業務委託料等です。

なお、本年４月の熊本地震によって被災された地域の一日も早い復旧・復興を願い、義援金10,000千円を支出することとしております。

３款．民生費では、3,003千円を増額補正しております。

内容としましては、東山老人ホーム組合への負担金のほか、生後４カ月以上の乳児がいる全世帯を対象に民生児童委員が訪問する子どもを守る地域ネットワーク事業委託料や児童扶養手当の支給額の変更に伴う電算システム改修業務委託料であります。

４款．衛生費では、新火葬施設建設予定地の用地購入費に係る有明生活環境施設組合への負担金2,394千円を増額補正しております。

７款．商工費では、30,000千円を減額補正しております。

これは今年度の当初予算で計上しておりました中島商店街イノベーション事業委託料とやさしい日本語ツーリズム業務委託料が平成27年度の国の補正予算として地方創生加速化交付金に採択され、本市の平成27年度の補正予算（第８号）に計上しましたので、同事業分について今年度の予算から減額を行うものであります。

９款．消防費では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことにより、防災意識の高揚を図るための視聴覚機材購入費400千円を増額補正しております。

10款．教育費では、23,187千円を増額補正しております。

内容としましては、４月に発生しました熊本地震による本市の被災施設の復旧費用で、社会教育集会所、校区公民館、体育施設の修繕料のほか、文化財の復旧に係る補助金であります。

そのほか、マイナンバー制度の導入に係るセキュリティー対策の一環としての教育委員会ネットワーク管理事業費等であります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款．国庫支出金では、子ども・子育て支援事業費166千円を増額補正しております。

14款．県支出金では、子ども・子育て支援事業費及び経済センサス費228千円を増額補正しております。

17款．繰入金では、まちづくり振興基金繰入金30,000千円を減額補正しております。

18款．繰越金では、49,512千円を増額補正しております。

19款．諸収入では、宝くじ助成金400千円を増額補正しております。

このほか、第２表　債務負担行為補正では、業務系の電算システム再構築事業及び教育委

員会ネットワーク構築事業について追加しております。

次に、議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

今回の補正としましては、平成30年度から都道府県が国保財政の運営主体となることに向けた準備として、柳川市国保システムの改修費用を補正するものであります。

財源としましては、全額、国庫補助を予定しております。

これにより歳入歳出それぞれ1,650千円を増額し、補正後の予算総額を10,624,650千円とするものであります。

次に、議案第46号　柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

現在、本市の乳幼児等医療費助成制度では通院の助成を未就学児まで、入院の助成を中学校３年生まで行っております。

本案は、福岡県乳幼児医療費支給制度等が改正され、本年10月診療分より通院、入院ともに小学校６年生まで拡大されることから、本市においても通院の助成を小学校６年生まで拡大するため、関連する条例について必要な改正を行うものであります。

次に、議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、国民健康保険税の課税限度額の見直しとともに、低所得者に対する保険税軽減対象の拡大に係る改正を行うものであります。

次に、議案第49号　柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例及び柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されるなどの改正がありましたので、条文に義務教育学校等を追加しようとするものであります。

次に、議案第50号　柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定につい

て御説明申し上げます。

本案は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことから、これを引用している条項の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川駅東口駅前広場にあります東口駐車場の利用料金について一定の上限を設けるよう改めるものであります。

次に、議案第52号　財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防団消防ポンプ車両更新のため、消防ポンプ自動車２台を購入するものであります。

去る５月16日、平成28年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加10者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税８％を含む34,128千円で株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役倉重信一が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成27年度に生じました利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金437,904,339円のうち90,000千円を減債積立金に積み立て、残余を平成28年度に繰り越すものであります。

次に、議案第54号　柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市公平委員会委員の石橋秀一委員が平成28年７月７日をもって任期満了となるため、後任の委員に稲又義輝氏を選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第55号　柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本市教育委員会委員の横地景子委員が平成28年７月７日をもって任期満了となるため、後任の委員に田中麻子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第56号　柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価員に野田栄作税務課長を選任したいので、地方税法第404条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、13議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定及び御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第４　報告について

○議長（浦　博宣君）

日程４．報告について。

報告第２号　繰越明許費繰越計算書について、報告第３号　柳川市水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第４号　柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程４．報告第２号から第４号まで御説明申し上げます。

まず、報告第２号　繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成27年度柳川市一般会計補正予算（第５号）等において御承認いただきました柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費ほか19件の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり1,060,190,930円を平成28年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであります。

次に、報告第３号　柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本案は、平成27年度柳川市水道事業会計予算で実施することといたしておりました国道208号改良工事に伴う配水管布設替工事（２工区）について、同時施工である国の道路改良工事の工期が延長されたことに伴い、平成27年度内で完了することができなかったため、地方公営企業法第26条第１項の規定により、別紙、水道事業会計予算繰越計算書のとおり17,290,800円を平成28年度へ繰り越しましたので、同法第26条第３項の規定により報告するものであります。

次に、報告第４号　柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものであります。

平成27年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は4,529円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は66,482円となっており、収入支出差し引き61,953円の純損失を生じております。

したがいまして、平成27年度における準備金は、前年末の12,782,647円と平成27年度61,953円の純損失との差引額12,720,694円でありまして、これを平成28年度に繰り越しております。

財政状態については、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金を保有しており、固定資産は保有しておりません。また、固定負債については負債はございません。

平成28年度事業については、公共用地管理費として３千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（浦　博宣君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第５　請願について

○議長（浦　博宣君）

日程５．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は１件であります。

お諮りいたします。請願第４号　少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時37分　散会

柳川市議会第３回定例会会議録

平成28年６月16日柳川市議会議場に第３回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

１．出席議員

１番　河　村　好　浩	２番　江　口　義　明
３番　菊　次　太　丸	４番　浦　川　和　久
５番　立　花　　純	６番　荒　巻　英　樹
７番　熊　井　三千代	８番　白　谷　義　隆
９番　近　藤　末　治	10番　佐々木　創　主
11番　荒　木　　憲	12番　髙　田　千壽輝
13番　諸　藤　哲　男	14番　矢ケ部　広　巳
15番　緒　方　寿　光	16番　藤　丸　正　勝
17番　田　中　雅　美	18番　樽　見　哲　也
19番　伊　藤　法　博	20番　梅　﨑　和　弘
21番　三小田　一　美	22番　浦　　博　宣

２．欠席議員

な　　し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	金子　健次	
副市長	成松　宏	
教育長	日髙　良	
総務部長	髙﨑　祐二	
会計管理者	田尻　主範	
市民部長	石橋　正次	
保健福祉部長	原　忠昭	
建設部長	大淵　洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎長	成清　博茂	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見　孝則	
消防長	橋本　祐二郎	
人事秘書課長	平田　敬介	
総務課長	松藤　敏彦	
企画課長	椛島　謙治	
財政課長	島添　守男	
税務課長	野田　栄作	
健康づくり課長	大石　涼子	
福祉課長	白谷　通孝	
学校教育課長	木下　隆	
生涯学習課長	袖崎　朋洋	
建設課長	待鳥　哲	
農政課長	林　誠	
水路課長	松永　泰治	

４．本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎　公徳
議会事務局次長兼庶務係長	内田　猛
議会事務局議事係長	徳永　喜美香

５．議事日程

日程（１）　議案質疑について

議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について

議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

について

議案第46号　柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号　柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例及び柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号　柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号　財産の取得について

議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第54号　柳川市公平委員会委員の選任について

議案第55号　柳川市教育委員会委員の任命について

議案第56号　柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時　開議

○議長（浦　博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１　議案質疑について

○議長（浦　博宣君）

日程１．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようにお願いしておきます。

議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について

及び議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

の以上２議案を一括議題といたします。

２議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第46号　柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号　柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例及び柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号　柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

の以上６議案を一括議題といたします。

６議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号　柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第49号　柳川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例及び柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第50号　柳川市シルバーワークプラザ条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第52号　財産の取得について

及び議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

の以上２議案を一括議題といたします。

２議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号　財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第54号　柳川市公平委員会委員の選任について

議案第55号　柳川市教育委員会委員の任命について

及び議案第56号　柳川市固定資産評価員の選任について

の以上３議案を一括議題といたします。

３議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。３議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第54号　柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり稲又義輝氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり稲又義輝氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号　柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中麻子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中麻子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号　柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり野田栄作氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり野田栄作氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時10分　散会

平成28年６月２０日（月曜日）

柳川市議会第３回定例会会議録

平成28年６月20日柳川市議会議場に第３回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

１．出席議員

１番　河　村　好　浩	２番　江　口　義　明
３番　菊　次　太　丸	４番　浦　川　和　久
５番　立　花　　純	６番　荒　巻　英　樹
７番　熊　井　三千代	８番　白　谷　義　隆
９番　近　藤　末　治	10番　佐々木　創　主
11番　荒　木　　憲	12番　髙　田　千壽輝
14番　矢ケ部　広　巳	15番　緒　方　寿　光
16番　藤　丸　正　勝	18番　樽　見　哲　也
19番　伊　藤　法　博	20番　梅　﨑　和　弘
21番　三小田　一　美	22番　浦　　博　宣

２．欠席議員

13番　諸　藤　哲　男	17番　田　中　雅　美

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	金子　健次
副市長	成松　宏
教育長	日髙　良
総務部長	髙﨑　祐二
会計管理者	田尻　主範
市民部長	石橋　正次
保健福祉部長	原　忠昭
建設部長	大淵　洋祐
産業経済部長兼大和庁舎長	成清　博茂
教育部長兼三橋庁舎長	樽見　孝則
消防長	橋本　祐二郎
人事秘書課長	平田　敬介
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	松藤　敏彦
企画課長	椛島　謙治
財政課長	島添　守男
税務課長	野田　栄作
健康づくり課長	大石　涼子
福祉課長	白谷　通孝
学校教育課長	木下　隆
生涯学習課長	袖崎　朋洋
建設課長	待鳥　哲
農政課長	林　誠
水路課長	松永　泰治
市民課長	徳永　雅子
子育て支援課長	田中　勝裕
生活環境課長	武田　真治
商工振興課長	古賀　和明
農業委員会事務局長	髙口　哲也
区画整理推進室長	由衛　和博
廃棄物対策課長	乗富　祐治

４．本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎　公徳

議会事務局次長兼庶務係長　　内　　田　　猛
議会事務局議事係長　　徳　　永　　喜美香

５．議事日程

日程（１）　一般質問について

順位	質　問　者	質　問　事　項
1	12　番 髙　田　千壽輝	１．公民館組織の一本化について ２．熊本地震の連絡方法について (1) なぜ防災放送をしなかったのか (2) 個人受信機の普及率は ３．コミセンの太陽光発電の有効活用は ４．市長の３期目の出馬について
2	21　番 三小田　一　美	１．クリーンセンター建設について (1) 建設計画の進捗について ２．火葬場建設について (1) 建設計画の進捗について
3	７　番 熊　井　三千代	１．食品ロス削減について ２．障害者差別解消支援地域協議会設置について ３．市民サービス (1) トレーニングルームに専門職員配置を
4	14　番 矢ケ部　広　巳	１．農業委員会なぜある ２．西蒲池墓建設は ３．西鉄柳川駅東口開発は ４．藤吉小運動場排水極めて悪い
5	８　番 白　谷　義　隆	１．第３次行財政改革大綱について ２．コミュニティバスの運行について
6	20　番 梅　﨑　和　弘	１．ＴＰＰにおける柳川農業、市民に与える影響について ２．子どもの就学援助と貧困問題について ３．住宅リフォーム問題について

午前10時　開議

○議長（浦　博宣君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問について

○議長（浦　博宣君）

日程１．一般質問について。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第１順位、12番髙田千壽輝議員の発言を許します。

○12番（髙田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。12番髙田千壽輝です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問いたします。

私の質問は、今回でトップバッターは２回目と記憶しております。野球でいうと先発ピッチャーのような心境で、緊張と興奮しておりますので、興奮を抑えつつ質問したいと思っております。

初めに、熊本地震において被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、梅雨の大雨で土砂崩れが予想されますので、十分注意をしていただきたいと思っております。

もうすぐリオのオリンピックが始まります。市長も行政報告の中で、本市出身の坂井聖人君が日本代表に選ばれております。市は３カ所に懸垂幕をかけてありますが、４年に一回のチャンスをものにしたのに、懸垂幕だけでよかったのでしょうか。市として壮行会をしてあげてもよかったのではないかと思っております。市民の中には、大関琴奨菊が優勝したときは、全市挙げてお祝いをしてあります。余りにも差があり過ぎるのではないかという意見があることを申し上げておきます。私もそう思う一人であります。なぜなら、水泳の派遣記録は、決勝に残るためにタイムを設定されてあります。だから、メダルをとる可能性が十分あることを改めて申し上げておきます。

また、今期のノリの生産量は、秋芽は危機的状況であり、平成12年の不漁みたいでしたが、冷凍ノリに切りかえ盛り返し、最終的には豊作の年となっています。今期の豊作を期待しております。

今回の質問は、公民館組織の一本化、熊本地震における連絡方法、コミセンの太陽光発電について、市長の３期目の出馬をお聞きします。

初めに、平成24年10月に策定された「柳川市の新しい公民館のあり方に関する方針」で、11館コミセンも建設され、方針どおり29年には公民館の組織の一本化がされると思います。現在の進捗状況はどうなっているか、お聞きいたします。

以後の質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましては、お取り計らいをお願いいたします。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

平成24年10月に策定いたしました「柳川市の新しい公民館のあり方に関する方針」の中では、校区公民館18館の全てに活動拠点が整備されます平成26年度以降に、新しい公民館体制を校区公民館18館を中心とした体制とし、校区公民館の運営形態を統一する方向で検討するとしております。

また、その移行時期につきましては、柳川市公民館あり方検討委員会の答申を尊重いたしまして、平成29年度をめどとして新体制への移行を目指すとされておるところでございます。

当初の計画より１年おくれました平成27年度に、活動拠点となるコミュニティセンターが市内全校区で整備されましたが、新体制への移行につきましては、ある程度の準備期間が必要となってまいりますので、方針の中でも２カ年の準備期間が設けられております。

さて、お尋ねの現在の進捗状況につきましては、大和公民館、三橋公民館から引き継ぎます事業や校区公民館の事業内容、公民館職員の配置・報酬等の運営形態の統一に向けました課題整理を事務担当者レベルで行っておる状況でございます。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

答弁では、まだ事務担当レベルの協議との答弁ですが、統一した組織をつくるには、いろんな問題をクリアしなければならないと私も思っております。この問題をクリアするのに、その問題で何が一番の障害があるのか、お答えいただきたいと思います。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

一番の障害は何かということでのお尋ねでございます。

公民館体制を統一させる上では、大きく２つの問題があると分析しております。

１つ目が、校区公民館の館長、主事などにつきまして、勤務体制とか報酬に違いがございます。それらの取り扱いを統一させる必要がまずございます。

もう１つは、公民館事業につきまして、大和公民館及び三橋公民館の機能廃止に伴いまして、新たな中央公民館として一本化させる必要がございますことから、現在、両公民館として実施されています事業の整理統合が必要となってまいります。

公民館職員の運営形態の統一と公民館事業の整理統合につきましては、財政的な面も考慮しながら協議していく必要がございます。今後、関係者の理解を得ながら進めてまいりたいと考えるところでございます。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

いろんな問題があるというのはわかっております。また、公民館長とか大和、三橋、柳川とは勤務体制も違う、報酬問題も違います。私が思うには、もう合併して10年以上たっているんですよ。本来であったら、早く統一した組織をつくるのが本当ではないかと思うんですよね。それが本当の柳川市になるんですよ。まだまだ以前の旧柳川、旧をよく使われて言わ

れますけれども、みんな柳川市民なんです。だから、本当の統一した組織を早くつくっていただくというのが本当ではないかと思います。

そこで再度お聞きしますが、本当に予定の期限内に間に合うのでしょうか、お聞きいたします。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

29年度までに校区公民館体制の全てが統一できるかというお尋ねでございますが、公民館体制の統一につきましては、先ほど申し上げましたように、関係者の理解を得ながら協議を進めていく必要がございます。

平成29年４月に統一を図るためには、平成29年度予算に事業費等を反映させる必要がございますので、それまでの数カ月で全ての調整を終わる必要がございます。しかし、現状を鑑みますと、その数カ月の間に議論を終わらせるというのは大変困難であるというふうに言わざるを得ない状況でございます。

このため、できることから逐次統合を図るなど、段階的な移行を視野に入れながら、今後、協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

大変御苦労があるような答弁でありますけど、やっぱりあくまで24年に策定して、５年間かけてできないというのは、何か私にとってはおかしいんじゃないかち、もともとやる気がなかったのかなというような感じも受けるのであります。

これで市長にお伺いしますけど、課長の答弁では、今年度の統一は厳しいとのことです。職員の皆さん一生懸命頑張ってあるとは私も理解しておりますが、ある総理大臣の言葉をかりますけど、改革には多少の痛みが伴うものと私も思っております。関係者一同が満足されることが一番いいのですが、改革にはメリットもありデメリットもあります。平成24年に策定されて５年かかっても統一ができないことに対し、市長の見解をお聞かせください。

○市長（金子健次君）

今の質問にお答えする前に、冒頭、坂井聖人君についての柳川市のいろんな方について、少しだけ批判的にありましたので、私の経過についてお話をさせていただきたいと思います。

坂井聖人君については、200メートルバタフライということで、オリンピック標準記録を国内で突破したということで、８月上旬のブラジルで開かれますリオデジャネイロの200メートルバタフライで出場することになりましたので、大変喜ばしいことであります。生粋の柳川市出身でありまして、城内小学校、柳城中学校、そして柳川高校、そして今、早稲田大学の３年生でございます。

柳川挙げて応援をしたいということで、懸垂幕だけじゃないかということでございますけれども、先日行われました福岡県の福岡水連の壮行会におきまして、柳川市長として市民を

代表して出席をし、激励の言葉を述べさせていただきました。そのときには、柳川市としての生花をお祝いとして出し、また金一封も添えたところでもございます。本人、またコーチと十分打ち合わせをしまして、壮行会については日程的に無理だということで、合宿に入るということで、専念をしたいということでございましたので、辞退をされております。そういうことで、彼がオリンピックに出場して、銅メダル、そういう上位の記録であったら盛大にお祝いをしたいというふうに考えているところでございます。そのときには、出身校やいろんな方たちの地元の皆さんと一緒になって、柳川挙げて応援をさせていただきたいというふうに思います。彼は、私にそのときに、市長、銅メダル以上になったら花火を上げてもらえますかということでございましたので、それはもちろん上げるよというお話をしてきたところでございます。テレビの中でも何かそういうことをお話をしてあったようでございますので、ぜひ彼が上位入賞するように、８月の上旬でも、恐らく今、世界記録的には第４位でございますので、もう少し頑張れば銅メダルに届くと。銅メダル以上の３位以上になれば、ぜひ応援するためにも、私たちは柳川から声を上げて、水の郷でパブリックビューイングという形で、朝の時間帯になりますけれども、応援をしたいということを冒頭申し上げたいというふうに思っております。

それでは、先ほどの質問に対してお答えをいたします。

平成24年に「柳川市の新しい公民館のあり方に関する方針」が策定をされて、既に３年を経過いたしました。

活動拠点となりますコミュニティセンターは、最後の藤吉校区が平成27年度に完成をいたしました。１年近く経過しているところでもございます。

議員御指摘のように、そのような状況の中で、公民館体制の統一に係る協議がほとんど進んでいないというのも実情でございます。確かに問題であろうというふうに考えております。

一方で、こういった協議を進めていく上では、どうしても職員体制や報酬、事業の整理統合を検討する際には、一定の時間がかかってしまいます。

現時点で、平成29年度に統一できるということは明確に申し上げられませんが、今後、スピード感を持って対応していかなければならないと感じております。

公民館のあり方で一番重要なことは、統一後の公民館の運営の充実であろうと考えております。拙速な議論を避け、十分な議論を尽くした上で進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

なるだけ早く統一をしていただきたいというのが私の本音であります。

これは要望ということで、私は検討課題の中の一つに上げていただきたいのは、市長の肝いりで11館のコミセンができております。そこで、今の条例では、主事補としてしか採用ができておりません。コミセンの管理をしていく上で、柳川の７館は主事補、主事が常勤で、

２人で管理体制をしてあります。三橋、大和は主事補１人でしてあるんですよ。主事補の報酬は月127千円ぐらいの報酬ですかね。その人たちの負担を考えると、柳川の７館はよ過ぎるんじゃないかという意見も聞こえてくるんですよ。その管理を２人で分担してできております。だから、もう少し条例を改正して、11館の11名の方たちの主事補じゃなくて、ほかの名称で、せめて嘱託ぐらいの報酬を上げていただきたいなというのが私のこれはお願いでありまして、これは通告にはしておりませんので答弁は要りませんけど、その辺を十分検討していただきたいと私は思っております。そうじゃないと、１人での負担というのは、かなり厳しいものがあります。長く勤めていただくためには、それなりの報酬を上げていただきたいのが本当だと思いますので、よろしくお願いしておきます。

次の質問に入ります。次は順番からいいますと熊本地震の連絡方法についてでありましたけど、３番目も同じ生涯学習課の答弁でありますので、そちらのほうを先にしたいと思っております。

中山、中島、蒲池にはコミュニティセンターに県から自主防災訓練をすることによって、御褒美といっちゃなんですけど、太陽光発電及び蓄電装置が設置してあります。お聞きした話では、発電能力があるが、発電した電気を全て利用できないためスイッチを切っているとお聞きしました。間違いありませんでしょうか。もし本当なら、なぜそうしなければならないかを教えてください。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市では、コミュニティセンターが災害時に避難所となりますことから、停電に備えまして太陽光パネルや蓄電池から電力を供給できるよう、国の補助事業を活用いたしまして、中島の大和漁村センター、中山集会所・中山コミュニティセンター、蒲池の農村環境改善センター、昭代の就業改善センター、東宮永の柳川農村環境改善センター、以上の５施設に太陽光発電設備を設置いたしました。

国の補助事業を受けるに当たりましては、県の指導に基づきまして、発電した電気を九州電力の送電網に流さないための逆潮流防止システムを設置することが補助の適用条件となっております。５施設とも、そのため逆潮流防止システムを設置しておるところでございます。

この５施設のうち、蒲池農村環境改善センター、就業改善センター、柳川農村環境改善センターの３施設においては、発電した電力を高圧受電装置、いわゆるキュービクルに接続いたしておりますので、電力を空調などの動力に利用することができます。そのため、発電した電力を全部活用することができるということになっております。

しかし、大和漁村センター、中山集会所・中山コミュニティセンターの２施設におきましては、施設内に高圧受電装置（キュービクル）がないために、発電した電力は照明でありますとかコンセント用にしか利用できないという形になっております。

２つの施設は、発電いたしました電力よりも利用する電力が少ないと、このため余剰電力

により逆潮流防止システムが頻繁に作動して電源が切れる状態を繰り返しておりました。

逆潮流防止システムが頻繁に作動いたしますと、短期間のうちに装置にふぐあい、故障を起こすと考えられるため、県と協議の結果、発電電力のうち、館内へ供給する電力を大和漁村センターに関しましてはその一部、中山コミュニティセンターに関しましては、全部停止しておる状況でございます。

なお、この状態にありましても、蓄電池への電力供給というのは、別の経路で常に行っておる状況でございますので、災害時には問題なく機能を発揮できるということを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○12番（髙田千壽輝君）

太陽光発電は100ボルトですね、コミセンの空調機器はほとんど200ボルト、だから使えないち。高圧受電設備があったら100ボルトを200ボルトに変換できるから、中山、中島以外は十分発電能力をフルパワー発揮しても問題ないとなっておりますけど、何か高い金額で投資して、使えないでスイッチを切っているちいうたら、今の世の中もったいないという言葉がいっぱいあります。本当にもったいないなと私は思うのであります。

やっぱり今から避難されるのは台風時期、そういうときが一番多く、また今から梅雨の時期である水害のときも避難されるかもしれませんけど、かなり暑いんですよね。特に中島の漁村センターは２階の窓はほとんどあけられません。網戸がついていないのであけられないので、本当あそこは閉め切った状況で避難されたら、かなりの暑さになりますので、やっぱり空調がきかないと第１次避難所にも適していないんじゃないかなということを私は思うのでありますので、できればフルパワーで発電して、200ボルトに変換して空調に電力を回したらいいなと思っておりますので、お聞きしますけれども、高圧受電設備、いわゆるキュービクルを設置するには幾らの費用がかかるか、お聞かせください。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

高圧受電設備を設置するのに幾らかかるかという御質問でございます。

装置の能力にもよりますけれども、１施設当たり3,000千円程度がかかるということで言われております。

また、装置の設置後は維持管理費用も必要となりまして、蒲池農村環境改善センターを例にとりますと、年間170千円の管理費が必要になっているということを申し添えたいと思います。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

大体3,000千円、それプラスの年間維持費が170千円ということでありますけれども、ほとんど200ボルトを使用するのは施設設備の中では空調だけだと思って私は理解しております

ので、それは間違いないでしょうか、ほかに使うことはありますかね。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

200ボルトの電力は、議員がおっしゃいますとおり、全部ではございませんが、そのほとんどが空調機器に使用されております。一部は浄化槽のブロア等にも利用されておるようでございます。

以上でございます。

○12番（髙田千壽輝君）

聞きますけど、施設の利用代は減免措置があります。皆さん減免されると無料でありますけれども、空調代は減免がないため、皆さん利用者の負担となっておりますので、この電気代として負担をいただいておるお金で、その電気料は足りているんでしょうか、その辺をお聞きいたします。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

電気料をいただいておる施設利用者の利用料金だけで賄えておるかという御質問でございます。

農村漁村センターの昨年度の平均を例にとりますと、200ボルトの電力使用料金の請求月額の平均は34,541円でございました。これに対しまして、納めていただきました空調代の月額平均額は7,578円ということでございます。したがいまして、賄えておるとは言えない状況にございます。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

では、大体25千円ぐらいは、受益者からいただいたのでは不足になっているちいうことですね。だったら、これは3,000千円装置がかかるとしますけど、それを十分検討して、元を取れるんだったらすぐさま、3,000千円かかりますけど、設置していただいて、フルパワーで太陽光発電をして、それを空調にも回せるようにしていただいたら、元が取れるんじゃないかなということを私は思いますので、これをすぐさま費用対効果を調べていただいて、まだ設置したばっかりですから、１年間トータルして、どれぐらいの電気料が発生して、もしこれをフルパワーにして200ボルトに変圧して利用できたら幾らぐらいのお金がマイナスになるかというのがわかると思うんですよね。それによって3,000千円というお金が数年で取り返せる可能性があると私は思いますので、これは十分検証していただいて、設置するに値するんじゃないかと思いますけど、その辺に関してはどうでしょうか。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

費用対効果を考えた上で、導入できるものだったら導入したがいいのではないかという御意見でございます。

ことし蒲池の改善センターにも太陽光発電入れまして、大体どのくらいぐらい昨年度と比

べて節約できておるのかというふうなことで問い合わせいたしました。そしたら、月平均大体15千円ぐらいは節約できておるというふうな話でございました。そういったことを考えて、3,000千円と毎年の管理費を投資いたしまして、発電する電力を有効に活用して、その収支を今後十分検討いたしまして、効果があると考えられた場合は、設置について検討を進めていく必要もあろうかと考えております。

以上でございます。

○12番（髙田千壽輝君）

私も時々中島のコミセンのほうには出ていって、いろんな協議とか会議をしております関係で、使用日程をよく見ると、日中もかなり、健康体操とかそういう健康増進のための団体がかなり使ってあります。もう今から先は、ほとんど空調も使われるんですよね。今から夏場は多分電気代が上がると思います。そういうときこそ、そういう太陽光の発電能力でカバーしていただけますと、10年もせんうちに元を取るんじゃないかなちいう、ちょっと今聞いた感覚ではできるんじゃないかなと思っておりますので、早急に対応をお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

では、次の質問に移ります。

次の質問は、平成24年の北部九州豪雨災害の教訓により、いろんな施策がされています。その一つに、個別受信機と防災無線放送を設備されています。４月16日午前１時25分に発生した地震において、個別受信機だけの周知をされていますが、なぜ防災無線放送をされなかったのか。また、個別受信機の普及率をお答えください。

○総務課長（松藤敏彦君）

髙田議員の御質問にお答えをいたします。

４月16日午前１時25分に発生をいたしました平成28年熊本地震では、柳川市におきましても震度５強を観測をいたしました。地震直後から職員が庁舎に参集をし、消防への救助要請や警察への通報の有無、さらには参集した職員から聞き取りなどを行いました。しかしながら、住居の全壊や半壊などの被害報告はありませんでした。

また、津波に関する気象庁の発表も、海上にいる人に注意を促す津波注意報で、潮汐については小潮でありまして、発表された当時の三池港の潮高も約２メートル80センチでございました。その注意報も午前２時50分には解除をされました。

このような状況の中、避難情報を放送し、真っ暗な中に無理に避難することによる２次災害が懸念されることから、防災無線の放送は行いませんでした。

続いて、個別受信機の普及率につきましてですけれども、平成25年度に整備をいたしまして、行政区長や民生・児童委員を初めとする地域の代表の方々、また市議会議員の皆様などに550機を貸与しております。さらに、第１次避難所に指定されております校区公民館、校区コミュニティセンターなど21カ所にも設置をしております。

このほか、26年度からは購入を希望される方に対しまして、購入費の半額を助成する制度を設けておりまして、26年度に28機、27年度に６機の購入があっております。

以上でございます。

○12番（髙田千壽輝君）

個別受信機は大変普及率が低く、世帯数の１割にも達していないかと思うんですよね。個別受信機は区長、民生委員、私たち議員に貸し出しがされて、また一般の市民の人たちも購入されています。答弁どおり普及率は低いのが現状であります。今回の４月16日に発生した地震により、参考までに本市で避難された人数をお聞きいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

４月16日に地震が発生してから４月23日の午前９時まで、延べ1,332人の方が避難をされております。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

それでは、済みませんけど、当日の16日、午前２時に３庁舎、２時50分にはコミセンなどの21施設が開設されていますので、そこで16日だけの避難数を教えてもらってもよろしいでしょうか。

○総務課長（松藤敏彦君）

16日の避難の数ということでございます。

４月16日の午前５時の時点が一番多くて、268人の方が避難所に避難されました。その後、一旦ゼロ人ということになりましたけれども、16日の午後２時から市民会館と大和・三橋公民館の３施設を開館いたしまして、24時の時点で532人の方が避難をされました。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

私も、今回の地震はちょっと異常じゃないかちいうように余震が多くつながって、私たちも大変不安でありました。特に携帯での発生メール、あの音を聞いただけでも、お年寄りの方は怖くなった、どうかなるんじゃないかということで不安になられて、やっぱりひとり住まいの方たちは、夜余震が来るとどうしても怖いから家にいたくないというのが現状で、地震発生後は多分21施設にかなりの人間が避難されていると私も地元を見に行っておりますので、わかっております。

ただ、今回の地震で、４月16日の１時25分に発生してから、避難所の開設がわからずに、怖いから特に４階建て、３階建てのアパートとか、そういうところに住んでいる人たちは、やっぱり高いほど揺れが大きいもので、怖いからといって、親子３人、親子４人車の中で過ごしましたというのを聞いております。防災無線放送をなぜしなかったのか。特にみやま市は、16日の地震直後より防災無線で避難所の開設を放送してあります。大和地区のみやま市

と隣接している地区では、その放送がよく聞こえていました。柳川市でも放送設備があるわけですから、有効活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（松藤敏彦君）

地震直後の自主避難所開設当初は、深夜であったこともありまして、個別受信機を含め放送等は行っておりません。16日の午後からは、ＮＨＫに協力要請し、テレビで避難所開設の周知を図ったことに加えまして、市のホームページも随時に新しい情報に更新をしていき、周知をいたしました。また、個別受信機や防災メールまもるくんでの情報伝達も行ったところでございます。

防災行政無線の屋外スピーカーにつきましては、緊急の大切な情報を素早く住民の皆様にお届けする手段として大変有効でございます。放送することで混乱を招いたりしないように、放送内容等を工夫して、有効に活用すべきだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（髙田千壽輝君）

答弁によりますと、地震発生後、深夜であったために、避難所の開設を周知すると、２次災害のおそれがあるということで、一切していないというのが現状であるという答弁でありますね。だったら、避難所を開設する意味があるのかなと私は考えるんですよね。避難所を開設しましたちいうて教えないちいうようにも聞こえると思うんですよ。

今回、ＮＨＫでのテロップを流されていますが、それは地震発生後、16日の夜が明けてからですね。私はＮＨＫのテロップというのも、皆さんＮＨＫのテレビを見ているかなというのも疑問になって、情報が全市民に素早く伝達することが本当は大切なんですけど、これで本当にできたかというのは本当に疑問でなりません。

これ私も一回、１月の大寒波のときに水道管が破裂して減圧調整をとっているということで、議運の席で市長に、なぜそういう大切なことを放送しなかったんですかということで議運の中でも言っておりました。これはなぜかというと、皆さん、減圧したためにボイラーのスイッチが入らなかった。だから、業者に電話して故障じゃないかというて来てもらった。業者さん個人的に設置、小さいところだったら、それぐらいはサービスで無料で来てありますけど、大手業者になるげっと来た時点で派遣料みたいなお金が発生しているんですよね。やっぱりそういうことを本当に市民の皆さんに周知していただいたら、要らない金を使わなくてもよかったという声があって、私は議運のときにも市長に、そういうせっかく設備があるんだから、なぜ放送しなかったんですかということをして、今後そういうことがあったときは必ず放送をしてくださいというような要望もしておりました。

今回の地震についても、何か腑に落ちないというのが私の疑念でありまして、そこで市長にお聞きしますけど、今、課長とのやりとりもいろいろありました。市長は今回の対応と、今後どういった対応をしていこうと考えておるのかをお伺いいたします。

○市長（金子健次君）

髙田議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

今回は、本市の被害状況や混乱による２次災害などを懸念いたしまして、防災行政無線の屋外スピーカーは、特に１時25分という深夜であったために使用いたしませんでした。ＮＨＫのテレビ放送には、恐らく福岡県の自治体の中では最初にお願いして、ＮＨＫのほうも受け入れをしてくれまして、テロップを流していただきました。そのことは、恐らくテレビを見て、ＮＨＫばかりじゃないよと言われるけれども、常時流していただきました。ずっと画面を小さくしてですね。そういう流し方をしていただいたというふうに思います。個別受信機や市のホームページ等でも避難所開設をお知らせいたしました。それとあわせまして、区長全戸には、そういうことでの連絡を電話でいたしたところでもございます。

防災行政無線の屋外スピーカーによる放送につきましては、台風の場合、台風が接近をしておりますので注意してくださいと、効果があるというふうに思います。大雨による洪水、今、アメダスの情報が的確でございますので、テレビとあわせてそういう矢部川や上流についての報告によって、河川の氾濫が起きるということにも効果があると思います。ただ、地震の場合は、非常に難しい状態。地震はなかなか予知することが難しいところでございます。ただ、１月に経験をいたしました大寒波、あのときは水道管の破裂等についても、やっぱりきちんと家庭で毛布を巻いてくださいと、そういうことは放送を使ってすべきだったというふうに反省していることについては、髙田議員に委員会の中で、またこういう議会の中でもお話をしたところでございます。

災害の区分によって、昼間の時間帯、夜間の時間帯、ケース・バイ・ケースで運用は異なる必要があるというふうに考えております。

混乱を招いたり、２次災害につながったりすることがないよう、放送内容についても十分な工夫が必要と考えております。今後とも、さらに運用の改善を図ってまいりたいと考えておりますし、ＮＨＫを含めましたメディアの有効活用も含めまして、多様な情報媒体を使って市民の皆様に情報を届けるよう努力をしてまいりたいと思います。

私も反省をいたしますのは、台風等の接近等について、ＮＨＫさんに避難所を開設したことをおくれたことによって全然出なかったんですね。そういうことで、いち早く今回は担当者にて指示をしたところでもございますので、髙田議員の意見は意見として十分承っておりますけれども、深夜の時間帯、大雪、大寒波、地震、台風、水害等によって有効に施設を使っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

市長は台風とかによっては放送が十分役立つとおっしゃっていますけど、台風は皆さん、もう予測ができるんですよ、ある程度、来るか来ないかち。今回の場合に、地震とか突発的、

予測がなく災害が起きております。私は、正直いってこういうときこそ皆さんに周知、情報を素早く全市民に伝達するのが本当だと思っておりますので、ぜひ設備があるんですから、本当に有効活用をしていただきたいと思って、この要望として、なかったら言いませんけど、設備があるんだから、せっかくあるので、有効に使っていただきたいと思って、要望として言い伝えておきます。

次の質問に移ります。

市長は２期８年の実績で、市長もよく言われます。ピアス問題を解決されておられます。また、三橋、大和地区に11館コミュニティセンターも建設され、また、火葬場建設、クリーンセンター、文化会館、庁舎統合と事業がひしめいております。また、念願の柳川市駅前にホテルも誘致ができましたことを大変市長の功績だと私も認めております。

こういう大型事業がめじろ押しで、まだ完成もしておりません。そこで、責任感の強い金子市長には、この施設の完成を見ていただかねばならないと思っておりますので、私はあえて直球でお聞きしますので、市長も直球でお答えいただきとう思います。３期目の出馬の意欲をお聞きいたします。

○市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。

直球で球が来ましたので、受け取るほうは直球でお答えしなければならないと思いますけれども、私のほうで考え方を述べさせていただきたいと思います。

私の任期が来年の４月23日任期満了でございます。残すところ10カ月あります。10カ月もあるんですね。私自身、気力、体力ともに充実しておりまして、残された任期期間については、一日一日を大切に、これまで同様、全力投球で情熱と意欲を持って市政に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員のほうからうれしい、出馬しなさいというような形での言い方だったんですけれども、出処進退につきましては、後援会の役員の方、いろいろな方々と相談しながら、１期目も２期目も選挙をしなければなりませんでした。そういうことで、後援会の皆さんとも相談しながら、秋にははっきりした態度を明らかにしたいというふうに考えているところでございます。

直球の質問に対して答えになりませんけれども、気分的にはエネルギー、情熱、意欲は持っておるということだけを述べさせていただきます。

以上です。

○12番（髙田千壽輝君）

私の直球での問いで、なかなか出馬というのは、私たち市会議員も、私一人で出るぞということは判断できなくて、支援者皆様方との話し合いが必要だと思って、まだその時期も来ていないということで、そのお答えはできませんでしたけど、何か私、ニュアンスとしては

意欲があるような感じがしておりますので一安心だということで、私自身、意欲があるなということで理解をしておきますので、これでこの質問を終わらせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、髙田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分　休憩

午前10時56分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第２順位、21番三小田一美議員の発言を許します。

○21番（三小田一美君）（登壇）

議長のお許しを受けましたので、ただいまから一般質問させていただきます。

さきの熊本地震においては、本市においても震度５強とまれに見る揺れによって甚大な被害を生じていますが、震源地の熊本においては多数の方々が亡くなられ、いまだに多くの皆さんが避難をされています。亡くなられた皆様には心より深い哀悼の誠を捧げるとともに、一日も早い復旧・復興への道筋をつけられ、生活の立て直しが行われますように応援のエールを送らせていただきます。

それでは、本市及びみやま市においては事業の合理化を目指して、一般廃棄物処理施設整備事業並びに広域火葬場建設事業に取り組まれまして、そこで事業の進捗状況、また事業費の歯どめのない拡大など、本来、経費の節減を目指して取り組んでいる事業が、先日配付をされた中期財政計画の見直しによれば、既に一般廃棄物処理施設整備事業において総額が13億円、柳川市の負担分については1,436,000千円も増加しています。うち67%を起債、要するに借金で賄うことになっています。また、広域火葬場建設事業においても総額が６億円、柳川市の負担分については184,000千円も増加をしています。

そこで、事業費増加の原因と事業内容の見直しなどについて自席より一問一答いたしますので、よろしくお願い申し上げまして、壇上での質問は終了させていただきます。

○21番（三小田一美君）続

では初めに、一般廃棄物処理施設整備事業がみやま市と共同で設置を計画されたのは平成何年でしょうか。それとまた、どのような経緯で共同事業になったのか、それをお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

三小田議員の一般廃棄物処理施設整備事業がみやま市との共同設置で計画した時期と経緯についてお答えをさせていただきます。

一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、平成24年２月８日、金子市長と西原みやま市長で協議をいたしまして、柳川市とみやま市とで新たな処理施設を共同で建設することを確認し、それぞれの議会の同意を得た上で、安全で安定したごみ処理施設の建設に向けて整備計画の策定に着手をしたところでございます。

現クリーンセンターは、平成３年の稼働以来、二十数年間にわたり本市のごみ処理施設として操業しておりますが、施設の老朽化も進んでおります。市では、将来に向け安全で安定したごみ処理体制を維持していく必要があることから、クリーンセンターの後継となります新たなごみ処理施設の整備を図るため、県の指導のもと調査・研究を行っておりました。

次期ごみ処理体制につきましては、みやま市も状況は本市と同じで、新たな処理施設を早期に建設することが重要な課題ということになっておりました。

本市といたしましては、厳しい財政状況を考慮いたしますと、事業費が大きいクリーンセンターの後継施設は広域的な枠組みでと考えておりましたので、みやま市との共同建設は安定したごみ処理ができる最も効果的・効率的な方法と判断したところでございます。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

はい、わかりました。

その後、施設の設計業者の決定がなされたのは何年でしょうか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

施設の設計業者の決定がされたのはいつかということについてお答えをさせていただきます。

有明生活環境施設組合では、今後プロポーザル方式の採用により、プラントメーカーによる企画・提案・プレゼン等において、設計案、実績、技術力等を総合的に判断し、応募したプラントメーカーの中からすぐれた者を選定する予定でありますので、施設の設計者はまだ決定されていないということでございました。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

それでは、今からまた私の考え方を述べさせていただきますが、設計業者の決定はどのような方法でなされたのか。まだ今のところ決定はなされていないということでしょう――はい、わかりました。

ほんなら、例えば入札やプロポーザルによるコンペなど、具体的かつ詳細に聞くごとしておりましたけど、これは次の機会に聞かせていただきます。

それでは、この値段は大体わかっでしょう。当初の設計価格は幾らだったでしょうか。わかりやすくお願いしたいと思います。例えば、用地の整備費に幾らか、それと建物の建設費に幾らか、プラントの設置費に幾らといったようにお願いしたいと思いますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

当初の決定価格は幾らかということの御質問にお答えをさせていただきます。

当初というのは平成25年当時だと思いますが、ほかの自治体のごみ焼却施設を建設する場合のトン当たりの積算単価を参考にして計算したところ、およそ80億円程度と見込んでいたということでございました。

今回、柳川市中期財政計画策定の折には、物価の上昇や消費税の増税並びに東日本大地震の復旧工事や東京オリンピック開催などの影響により、資材費や人件費が上昇いたしております。

平成27年度から平成28年度までの２カ年で、施設設計計画などを含む調査設計を行いますので、現在ではまだ具体的な総事業費は出ていませんが、メーカー10社を対象にアンケート調査を実施いたしまして、それに基づいて、新たなごみ焼却施設の概算ではございますけれども、事業費を試算いたしましたところ、ごみ焼却施設規模１日当たり92トン規模で、外構工事を含め消費税抜きの金額でおよそ90億円の事業費となると見込まれるということでございました。

また、橋本町の建設予定地につきましては、公共下水道事業の全体計画の見直しにより発生いたしました柳川市浄化センターの未利用地でございますので、用地買収は発生しておりません。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

課長の今の御答弁では、まだまだ上がるばいのう。いや、もう、それは課長が一生懸命頑張っておられるとは敬意を表します。

それでは、もう一回ちょっと聞くですよ。当初設計からそんなに時間もかけんな今回16％も事業費が増大した理由、何が増加したのか具体的にお願いをしたいと思います。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

そう長く時間も経過していないのに、今回16％も増大した理由は何かという御質問でございます。

先ほど申し上げましたように、物価の上昇や消費税の増税並びに平成23年３月の東日本大地震の復旧工事や、2020年の東京オリンピック開催などの影響により、建設資材や建設技能労働者の不足による資材費・人件費の想定外の高騰によるものというふうに思われます。

労務単価で比較いたしますと、平成26年４月の普通作業員は15,700円で、平成28年４月でございますが、17,300円で約11％の上昇率でございます。平成26年の型枠工、鉄筋工は17,300円で、平成28年４月では19,500円で13％の上昇でございました。また、平成26年４月には消費税が３％増税され８％となっており、今回16％事業費が増大した理由は、物価上昇を初め、

これら人件費の高騰並びに消費税の増税や資機材の高騰が大きくかかわったものというふうに考えられます。

これからも、突然の災害等で建設資機材や建設技能者が不足することになれば人件費等の高騰が予測をされます。また、今回提示している事業費の消費税分を抜き90億円としているのは、より現実性を高めるためにプラントメーカー10社へのアンケート結果により算出されたものでございます。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

今、増加した理由は課長から説明いただきましたが、課長、こんかこつは大体もう予想しとったっじゃなかっですか。物価の上がる関係ち、それは違うでしょう。これは業者がもうちょっと頭からこなして、それはもう課長も一生懸命頑張りよっけん、それはわからんでもなかっですよ。やっぱりこぎっとはこぎっていかんとですね。私はそれを努力していただきたいと思います。

設計を落札するために、当初低い金額を提示して、後でいろいろな理由をつけて金額を引き上げる。これはプラント設計の常套手段ともお聞きしますが、増額後の金額を入札時に下回った業者は何社あったですか。大体わかっでしょう、それをお尋ねします。

それと、選考に漏れた業者がわかればちょっと教えてください。当初設計金額で、増額をしないでも実施できますという業者もあるのではありませんか。それはもう、なかならなかでもよかですよ、ただ私がお尋ねしよるけんですね。よろしくお願いします。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

増額後の金額を入札時に下回った業者は何社ありましたか。選考に漏れた業者で、当初設計金額で増額しないでも実施できますという業者もあるのではありませんかという御質問だろうと思います。

お答えさせていただきます。

東日本大地震の復旧工事などの影響に、先ほど資機材・機器など、それから建設技能労働者の不足による資材・機器・人件費の高騰などございましたが、これからも想定外の天災等、特に今回は平成28年４月の熊本地震、2020年に開催されます東京オリンピックなどの影響もあり、なお一層、資材・人件費などの高騰が予測をされます。

また、従来型のように金額のみで落札者を決定するのではなく、プロポーザル方式でございますので、企画・提案のすぐれた者を総合的に判断し、落札者といたします。入札はまだ行っておりません。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

ありがとうございます。

ほんなら、課長、一応確認で尋ねるばってん、当初の計画設計から大した時間も経過をしないのに設計変更や見直しを余儀なくされるような――これは課長に言いよっとやなかですよ、建設会社では、今後の事業額の変更、増加は全くないと言えますか。それもちょっとお尋ねします。それも御答弁で何かあるごたふうな、そういう御答弁のごたったけん、もういっちょ聞くですよ。

それで、やはり市民のとうとい多額の税金を投入して、今から先の若い人たちにも過大な負担を強いる事業でありますので、よかなら詳しく教えてください。これは頑張っていただきよっとはわかるけんですね。これも大体、消費税も10%になっとるなら、特例でこげんして夕張のごとなりゃせんち思うとるけど、こげんなった場合がですね、だっでん特例債でよかやっかち思うとるばってん、これは借金なんですよね。そいけん、市長も一生懸命頑張っておらるっけん、私もわかっております。ばってん、これに見合うごた、失敗せんごたやり方ばしていかんといかんけんですね、課長。これは合併特例債だっでんもらわるっじゃい交付税は来んかもわからんとですよ。今度は消費税も上がっとらん。大体10%上がる必要なかごつなると８%。どがしこ来るかち、そんかこともあるけん、それはもう今のところは答弁せんでよかばってん、私がさっき質問したやつに答弁ばお願いします。ゆっくり答弁して。内容ようわからんけん。ゆっくり。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

それでは、質問の要旨は、長い時間もたっていないのに、設計変更や見直しを余儀なくされるような設計会社では、今後の事業額の変更、増加も考えられると。また、多額の建設費が必要な事業で、今から先の人たちにも多くの費用負担をしてもらう事業であるという御質問であろうというふうに思います。

お答えをさせていただきます。

先ほどから申し上げておりますように、今回はプラントメーカーからの企画・提案による設計施工の一括発注によるプロポーザル方式を採用しているため、設計・図面、設計金額等もメーカーの提示ということになります。そのため、設計変更などないわけではございませんが、非常に少ないものだと聞き及んでおります。

また、東日本大地震の復旧工事などにより、事業費は、繰り返しになりますけれども、建設機器・資材や人件費の高騰などにより変更が生じた時期でもございました。

繰り返しになりますが、今後、熊本地震、それから東京オリンピックなどの影響により、さらに建設費は変動するものではないかと思われますので、事業費額の変更は全くないとは言えないのが現状ではないかと思います。

ごみ処理施設は、人々が安全に快適な日常生活を送る上でも必要不可欠な社会基盤施設でございますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

ありがとうございました。あんまり私も銭の計算どおりしいきらんけんですね。ただ、今度は処理の方法でちょっとお尋ねしたいと思います。よろしく御答弁お願いします。

施設の１日の処理能力はどの程度見込まれますか、お尋ねしたいと思います。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

施設の１日の処理能力はどの程度見込んでいるかという御質問にお答えをさせていただきます。

ごみ処理施設の整備規模は、環境省通知により、稼働開始から７年間のうち処理対象可燃ごみ量の最大値をもとに算出することとなっておりますことから、ごみ処理基本計画を作成し、その数字をもとに計算をいたしております。新施設の場合、柳川市とみやま市の人口の推移及びリサイクルの状況等から、稼働開始予定年度の平成32年度が最大値となると考えられることから、柳川市が年間１万6,022トン、みやま市が5,798トンの、２市の年間合計では２万1,820トンとなり、１日当たりに換算いたしますと59.78トンとなります。これにメンテナンスなどに要する日数を考慮した年間稼働率や、故障などによる一時的な休止を考慮した調整稼働率を用いて算出いたしますと、施設規模は１日当たり81.2トンとなり、これが施設規模の基本となります。

また、新ごみ処理施設におきましては、災害時のごみを受け入れて処理する計画としており、近年において災害ごみが最も発生した平成24年７月の九州北部豪雨災害をもとに、災害可燃ごみ量を両市の合計で3,700トンとし、処理期間も当時と同じ６カ月間として計算すると、災害ごみ処理量は１日当たり20.2トンとなりますので、これに81.2トンを加算し、施設規模は92トンとしているということでございました。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

柳川市とみやま市を合わせて１日当たりのごみの収集量は何トンかと、それはもう御説明いただきましたので、次に入りたいと思います。

それでは、今後リサイクルセンターの建設計画もありますが、ごみの分別が進めば処理を必要とするごみの量は少なくなるわけですね。そのようなことも十分考慮して処理能力を設定なされていたのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

そして――課長、通告しとったでしょうか、久留米市にもこのごろできとっでしょう、柳川市とみやま市に似たようなクリーンセンターが。いんにゃですか。そこはお勉強、行たとんなはらん――ならよかです。ちょっとそれば答弁お願いします。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

処理能力の設定についてということでの御質問だろうと思いますので、お答えをさせていただきます。

平成26年度に作成した柳川市・みやま市一般廃棄物ごみ処理基本計画で、両市の平成20年度から平成25年度までのごみ排出量の実績から、稼働開始予定の平成32年度までの共同処理対象物量の予測をしています。これは、みやま市において平成30年度からは、生ごみは別に建設される予定のメタン発酵発電施設への搬入が予定されていることや、柳川市においては大型商業施設から持ち込まれるごみの量などはもちろん、災害ごみや将来における人口減少等も考慮しながら、両市におけるリサイクル等の取り組み状況などから施設規模を92トンとしたということでございました。

なお、処理規模につきましては、ごみ焼却施設の処理システムに関する調査・研究を目的として、学識経験者、市民代表、行政代表で構成する柳川市・みやま市新ごみ処理施設整備処理システム検討委員会で慎重に審議いただき、適正な処理規模を設定していただいたものというふうに考えているということでございました。

以上でございます。

○21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、今、私が課長にも言いよったが、久留米市で最近稼働しよるわけですよ、処理センターですね。そうすると、分別・収集の作業によって当初予定の処理能力分の収集がなかというのを私は聞きましたが、フル稼働にはほど遠い状況ともお聞きしていますので、当市においてはそのようなことがないと信じていますが、大丈夫でしょうか、お願いします。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

何回も審議をされまして、専門家からの見立てもございますので、そういうことはないであろうというふうに考えています。

○21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、その件については質問を終わりたいと思います。

それでは次の、広域火葬場建設について質問させていただきます。

最近いただきました資料によれば、建設事業費が６億円ほど増加していますが、増加分の内訳について、できるだけ詳細に教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市民課長（徳永雅子君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の資料は、今般見直されました中期財政計画の資料と思います。資料の広域火葬場建設事業費につきましては、建設物価の上昇等を加味して見直しております。見直し後の増加分の内訳は、火葬施設建築等工事費分310,000千円、火葬炉関連設備工事費分70,000千円、その他造成及び外構工事費分130,000千円及び有明生活環境施設組合広域火葬施設建設事業特別会計設置に伴う施設建設に附帯する事務事業費分87,000千円などでございます。

以上です。

○21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

もう１個あるですね、再度尋ねますが、広域火葬場建設についても計画からそんなに時間も経過していませんが、６億円ものの費用を追加しなければならなくなった原因を教えてください。済みません、お願いします。

○市民課長（徳永雅子君）

中期財政計画の金額につきましては、有明生活環境施設組合において平成25年９月に策定されました、みやま市・柳川市広域火葬場建設基本構想策定業務報告書に示されました概算事業費をもとに計上しておりましたが、東日本大震災の復興事業により予想以上に建設物価が上昇したこと、2020年に行われます東京オリンピック・パラリンピックにより大きな建設需要の伸びが予想されることなどの条件を勘案して、事業費の見直しを行ったものでございます。

また、その他の要因といたしまして、平成26年度に組合において火葬施設建設に係る特別会計が設置され、それまで有明生活環境施設組合の一般会計予算の中に包括されていました施設建設に附帯する事務事業費について、一般会計分との明確化が図られたことなどの条件変化を総合的に加味し、中期財政計画の建設事業費を見直したことによるものでございます。

以上です。

○21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

何回でん聞こうごたるばってん、当初計画設計から大した時間もないのに設計変更見直しを余儀なくされるような設計会社、今後の事業額の変更、増加は全くないと言えますか、ちょっとお尋ねします。

○市民課長（徳永雅子君）

今後、事業費の見直しがあるかという御質問でございますが、今後につきましても公正・公平に事務処理を進めまして、適切な事業費で市民の皆様が御利用になるにふさわしい施設となるように取り組んでまいりたいと考えております。

○21番（三小田一美君）

ありがとうございました。

それでは、もう最後になりますが、従来からプラント設計の入札また建設は、メーカーごとに処理方法が異なり、それぞれ特許の壁があるため、処理方法と処理能力が決まればおのずとメーカーが特定されます。あとはいかに安く建設するかでありますが、設計の変更、能力の追加といった形で費用が膨れていくのが、プラント建設の常道であります。執行部におかれましては、他市の状況、プラントの特徴を十分研究されて、今後、一般廃棄物処理施設

及び広域火葬場の建設においては追加の事業費が必要となることのないように、また完成時には稼働率が50%、60%ではなく、95%以上になるように処理能力を見きわめて建設していただくことをお願いし、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前11時25分　休憩

午前11時25分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第３順位、７番熊井三千代議員の発言を許します。

○７番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。７番、公明党、熊井三千代でございます。

初めに、４月に発生いたしました熊本地震により災害に遭われた多くの皆様に心より見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げております。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

本日は３点について質問させていただきます。

まず１点目、食品ロス削減についてでございます。

国連食糧農業機関ＦＡＯが昨年５月に発表した調査によりますと、世界では約９人に１人、約72億人中７億9,500人が栄養不足に陥り、発達途上国では栄養不足によって５歳になる前に命を落とす子供が年間500万人もいます。今後2050年に世界の人口が97億人に達すると推計され、深刻な食料不足が予測されております。

今世界では、食料生産量の３分の１に当たる約13億トンの食料が毎年廃棄され、これによる経済損失は約90兆円です。また、廃棄処理で排出される二酸化炭素は33億トンに上ると言われております。

そんな中、我が国では、昨年食品リサイクル法の見直しが行われ、新たに基本方針が打ち出されております。この方針では、食料資源の有効活用、環境負荷低減の観点から、食品廃棄物３Ｒの取り組み強化、特に廃棄物そのものを削減する食品ロス対策の重要性が示されております。さらに、この方針の中で、市町村の役割として、事業者と連携し食品廃棄物の削減に主体的に取り組むことも打ち出されております。

我が国の現状を見ますと、食品廃棄物は年間1,700万トンに上り、そのうち約４割に当たる642万トンがまだ食べられる状態の食品が捨てられてしまう、いわゆる食品ロスです。そ

のうち半分は事業者、もう半分は家庭から出されております。家庭から出される312万トンの食品ロスは日本人１人当たり毎日茶わん１杯の御飯を捨てている計算になります。日本で１年間に食べられる魚介類の量は約622万トン、我が国の食品ロスと同じ量です。また、国連が貧しい国に送る食べ物の合計約320万トンの２倍になります。

６月１日に閉会した通常国会の参議院決算委員会の中で安倍総理は、「食品ロスを減らすため国民運動として消費者の意識向上などに幅広く取り組む必要がある」と答弁されております。

本市におきましても、食品ロスの実態を把握し、削減に向けた機運の醸成や具体的な取り組みを考え、推進する時期ではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。本市の食品ロスの現状の意識と削減に対する考えをお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、２回目からは自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浦　博宣君）

ここで、12時30分まで休憩をいたします。12時30分から再開をいたします。

午前11時30分　休憩

午後０時30分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

熊井議員の本市の食品ロスの現状と認識と削減に対する考えはという御質問にお答えをさせていただきます。

本市の食品ロスの状況はなかなか把握できていないというのが現状でございます。廃棄物対策課でわかる範囲でお答えをさせていただきますと、廃棄物対策課では、平成27年度に焼却処理した約１万6,400トンのごみの種類を調査いたしております。その内訳は、紙・布類が約50％、半分でございます。ビニール・合成樹脂・ゴム類などが約23％、食品ロスに関連する厨芥類が約14％の約2,300トンでございます。

厨芥類の内訳でございますが、これはまだ食べられる状態の食品が捨てられている、まさしく食品ロスというべき食べ残し食品や、賞味期限の切れた食品のほか、調理の段階で出る野菜くずなどと思われます。

食料資源の有効活用や環境への負荷を軽減するには、クリーンセンターに持ち込まれる約14％を占める厨芥類のうち食べ残しなど食品ロスを少しでも多く削減しなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。廃棄物対策課に持ち込まれるごみの内訳を話していただきました。そのうち食品に関することは14%だということでありますけれども、食品ロスについての調査はどの地域もまだまだやっておられないところも多いので、なかなか答えにくかっただろうとは思うんですけれども、一つの例として、本市で食品ロスの現状把握ができるとすれば、全体のほぼ一部ではありますけれども、まず学校給食の食べ残しだと思いますけれども、学校給食の食べ残しの現状と対策、あと残渣物の処理についてお聞かせください。

○学校教育課長（木下　隆君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校給食の食べ残しの現状を申し上げますと、食べ残しの割合、つまり残菜率につきましては、ここ数年約４％となっており、ほとんどの子供たちが完食をしているものと考えております。

食べ残しの傾向としましては、給食の量がふえる年度初めや食欲が落ちる夏休み明けの９月が多くなっております。また、食べ残しを減らす対策として、まず献立については、栄養教諭によって必要なカロリーや栄養のバランスが計算され、児童・生徒の体の成長に見合う内容となっていることを子供たちに指導しています。さらに、好き嫌いを減らすために学校給食料理コンクールを開催し、子供たちが嫌いな食材も食べることができるようなメニューの開発に努めております。

次に、食べ残しの処理についてですが、柳川・大和の学校給食共同調理場では、食べ残し・残渣物両方とも施設内に設置しております生ごみ処理機を利用し堆肥をつくりまして、市内の学校での授業や花壇等の環境づくりに役立てております。また、三橋学校給食共同調理場の食べ残し・残渣物については、家畜の飼料として養豚業者に引き取らせております。さらに自校方式の蒲池小学校、昭代第二小学校の２校については、市内のボランティア団体がとりに来られ堆肥づくりに活用されています。それ以外の自校方式４校については、可燃物として処理されています。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ほぼ完食に近い割合であるというところは本当にすごいなとは思います。先ほど廃棄物対策課のお答えにもありましたように、本市は非常に少ない傾向であるというふうな認識は受けますけれども、やはり食品ロスというのはあっていると思いますし、目指すは食品ロスゼロでありますので、その観点から少し質問をさせていただきたいと思います。

食品ロスについて、現状の把握は市としてはあっておりませんけれども、日本の現状を鑑みて、先進地ではもったいない宣言とか、残しま宣言といって運動が開始されております。

家庭で食材を使い切ることとか、外食時に出された食事は全部食べ切るなど、市民一人一人が実践できる食品廃棄物削減に向けた取り組みを周知して、食品ロス削減に向けた運動が推進されているところが多くなってきております。そういうことから、柳川市においても、市民運動として食品ロス削減に向けた取り組みを推進する時期だと思いますけれども、まず市長のお考えをお聞かせください。

○市長（金子健次君）

それでは、熊井議員の質問にお答えさせていただきます。

本市も食品ロス削減に向けた取り組みが必要だというふうに思いますが、という質問にお答えいたします。

我が国の現状ということで熊井議員のほうから、食品廃棄物が年間1,700万トン、そのうちの約４割に当たる642万トンがまだ食べられる状態の食品が捨てられてしまう食品ロスの状況にあるということを、先ほど午前の中でお聞きをいたしました。

また、昨年、食品リサイクル法の見直しが行われまして、新たに基本方針が打ち出されたとの説明があったところでございます。

大切な食べ物を無駄に捨てることはもったいないだけではなく、ごみの排出量をふやすことで環境の負荷を増大させてしまいます。

食品ロスは、食品メーカー、小売店、飲食店、家庭など、食べることに関係するさまざまな場所で発生をいたします。

家庭では、食材を買い過ぎず、使い切る、食べ切る、また、賞味期限を正しく理解することが食品ロスを削減する有効な手段だと考えます。

私自身は、昔型の人間かもしれませんけれども、大体母親のしつけが厳しかったもので、御飯一粒残さずに食べろて、そしけんこう太っているのかなという感じがいたしますけれども、先日、土地改良連合会で佐賀のほうで会議があったとき意見交換会ということで、突然乾杯の後に会長さんが言われたのが、「30分は皆さん動かないでください」と、何のことやろうかと思ったら、今考えてみますと、「食べ終わってから回ってください」ということと、あと何か、「最後の終わる前の10分間は動かないでください」ということで、後ほど何か質問されると思いますけど、そういう運動があちこちで起きているようなことをお聞きいたしました。

柳川市といたしましても、ごみ処理については、平成32年度には、みやま市と一部組合として共同で管理運営する新ごみ焼却施設に移行いたします。食品ロスの問題を含め、柳川市で発生する全体のごみの減量化、資源化に努めていきたいと考えております。

何回か１年間に子供たちと一緒に学校給食を食べるようにいたしております。そのときに、小学校だけですけれども、ほとんど完食というか、全部食べるんですね。自分も残したらいかんなという気持ちにもなりますけど、それはノリの有明漁連さんと一緒に食べるんですけ

れども、小学校の場合は、ほとんど完食、完全に食べておりますよというふうに教育長に話したら、小学校はそうだけれども、中学校がそうまでないということをお聞きしたところでございます。

それで、私が考えるには、やっぱりレストランとかでオーダーするときには、御飯は半分ぐらいでいいとか、そういうことをしたほうがいいかなと、そういうことも努めて、これからの市としての取り組みをしていかなければならないというふうに感じているところでございます。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。まさしく私も例題として今から話そうかなと思っていたところだったんですけど、実際に市長も経験していただいとったので、すごくよかったなというふうに思っております。多くの食品が日本は輸入に頼らなければいけないし、私たちの生活はそれによって成り立っている現状の中で、やはり多くの食料を捨てる、ロスするということは大変もったいない話であると思います。

食品ロス削減は、食品の無駄をなくすとともに、廃棄物の減量化にもつながると思っております。一人一人が生活のあり方を変えていくような意識改革が今必要になってきていると強く思います。

そこで、長野県の松本市では、未就学児にも理解しやすいように、消費者庁の地方消費者行政活性化交付金を活用して紙芝居、「みんなでおいしくいただきます！～お皿ピカピカ大作戦～」を作成しております。これは子供たちのもったいない精神を呼び起こし、子供たちにやる気を起こさせて、家庭への波及効果を期待している取り組みの一つだなというふうに思っております。また、ほかの地域では、消費者庁の食品ロス削減啓発用パンフレットを利用したり講演会を開催するなど取り組みが進んでおります。本市でも取り入れて市民の意識啓発や機運の醸成に取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど市長がおっしゃっていましたように、あるところでは、宴会がもしあったら、最後の15分は動かないと、15分しっかり食べていただく運動とか、あとはファミレスのテーブルの上に三角コーナーが置いてあって、食べきるだけのものを注文しましょうとか、そういうふうな運動も本当に活発に行われているところが多くなってきております。本市も、先ほど質問いたしましたように、意識啓発の運動に取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

食品ロス削減に向けた市民意識啓発や機運の醸成に取り組んでもらいたいという御質問であろうと思います。お答えをさせていただきます。

本市では、まず従来からの取り組みといたしまして、生活環境課でコンポストや電動式生

ごみ処理機、ＥＭ生ごみ処理機の補助を行っております。家庭の生ごみの減量化に関心を持ってもらい、食品ロス削減の意識啓発につながっていると考えております。

また、廃棄物対策課では、28年度に廃棄物の３Ｒ推進啓発事業として２人の推進委員を雇用し、各地区の公民館や事業所を個別に訪問して、ごみの出し方・分け方や、捨てればごみ分ければ資源などというお話をさせてもらっています。

女性の会・婦人会などの集まりに呼んでいただいた際には、食品ロスのお話も織りまぜて市民意識の啓発に努めたいというふうに考えております。

また、毎年10校程度の市内小学校４年生の生徒がクリーンセンターに訪問しますけれども、その折には、子供たちにごみをためるごみピットから焼却炉に入れる現場を見てもらい、どのようなものがごみとして捨てられているのかを確認してもらっています。このときも見学後の説明の中で、日本が食料の多くを輸入しているにもかかわらず大量の食べ物がごみとして捨てられているというお話をして、もったいないということについて説明をしております。

今後も、広報紙での意識啓発を初め、さまざまな機会を捉えて食品ロス削減、ひいてはごみの減量化に向けて引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市においては、廃棄物の処理を中心的に考えて、あと食品ロス削減に向けてにつなげていくというふうな御意見であったかと思うんですけれども、先ほど松本市の紹介をいたしましたけど、この松本市では、2012年に市内の保育園、幼稚園、全園に環境教育の出前講座を職員さんが行われております。内容は、資源リサイクルや食べ物の大切さを説明したり、体操を織りまぜて約40分間行われるそうです。１年後、2013年にアンケート調査を行われた結果、園児だけでなく、子供から話を聞いたという保護者にも意識の変化が見られ、担当者の方は観光教育の効果は予想以上に大きかったと話されておりました。

その結果を受けて、今度は幼稚園から小学校にも環境教育を取り組まれておりました。そのとき、その結果としては、その環境教育の中の授業として、食料自給率や世界の食料不足の実情を教えた学校では、食べ残し量が最大で34％減量したと。また、食べ物に感謝の気持ちが湧いたとか、食べ残さないように家族で話し合っているという反応も出て、上々な反響であったと。そういう結果をもって、次の年は一番反応が高かった、全小学校の３年生を対象に環境教育を実施していこうと。同時に、「残さず食べよう！30・10運動」と打ち出して家庭での実践も呼びかけ、食品ロス削減運動を進めておられるようでございます。

私は、この食品ロスを減らすことは単なる量を減らすというんじゃなくて、命をいただくことに対して感謝の気持ちやしっかり食べて元気に過ごす知恵を特に幼少期に身につけていただいて、食育や環境教育につなげていっていただきたいと。そういう意義は、この食品ロス削減に向けた教育は意義が大きいんだろうというふうに思い、今回の質問をさせていただき

ました。ぜひ食品ロス削減に向けた市民の意識啓発への取り組みを始めていただきたいと思っております。

次に、国が示しているように、行政の役割として、事業者と連携して食品廃棄物の削減に取り組むことも打ち出されていますが、本市としてその取り組みについてのお考えをお聞かせください。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

国の指針として、事業者と連携して食品廃棄物の削減に取り組むことが打ち出されていますが、市の考えはという御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、本市では、事業所などを個別に訪問して、ごみの減量の御協力をお願いしているところでございます。以前は、宴会などで食べ残したものは各人でお持ち帰りをいただくのが普通でございましたけれども、今は食中毒などの心配もあり、食べ残したものはおおむね店側で廃棄をされているようでございます。

福岡県では、今年度から食品ロス削減に向けて、宴会の乾杯後の30分とお開きの前の10分は自分の席で食事をすることを推進する、先ほど議員もおっしゃられておりました30・10運動が開始をされております。また、高齢者などから宴会で出される料理が食べきれないとの意見もあることから、量より質を重視したプラチナメニューの提供店などの推進など、特色のある取り組みが行われている先進市もあるようでございます。このような取り組みは、今後、熊井議員の御説明のとおり、国や県においても積極的に推進されていくものと考えられます。

本市と他団体との連携については、経済活動への影響も考慮しながら何ができるのか検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。各事業所を訪問もしていただいているということですので、そういう訪問活動というのも重要ですし、しっかり続けていっていただき、また、県、国と連携した取り組みを進めていただきたいと思います。

最後に１つお聞きしたいんですけど、食品ロス削減の対応の一つとして、最近よく耳にしますが、フードドライブとかフードバンクの取り組みについて、市としての考えをお聞かせください。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

フードドライブ、フードバンクの取り組みについて市の見解はという御質問にお答えをさせていただきます。

フードドライブ、フードバンクとは、まだ皆様御存じではないと思いますので、簡単に御説明をさせていただきます。

家庭で余っている食品を学校、地域、職場などで持ち寄り、それらをまとめてＮＰＯ法人などで組織されたフードバンクに寄附していただき、フードバンクは寄附していただいた食品を必要としている方へ届けると、そのような活動でございます。

具体的に申し上げますと、フードドライブを実施する日時、場所をまず決める。フードドライブの実施を周りに伝え食品を募る、参加者が食品を持ち寄る、集めた食品をフードバンクへ送る。また、持ち寄る食品についても、お米や缶詰やレトルト食品、パスタなどの乾麺は寄附してもらいたいが、賞味期限が明記されていない食品や賞味期限が１カ月を切っている食品、生鮮食品などは受け取れないというような制限があるようでございます。

食品ロスの観点からいえば、フードドライブは必要とする方に必要としない方が食料を送るシステムで、食品の無駄がなくなるいい取り組みだと思います。

しかし、フードバンクの担い手をつくり、運営することについての難しさが予想されますので、今後の調査、研究が必要だと考えております。

以上でございます。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。京都市では、地方自治体としては初めて削減目標を示した具体的な取り組みが進められております。具体的な取り組みを実践するには、まず市内の現状把握が必要であるので、本市においても、しっかり市内の家庭、事業所のごみの量や種類を把握し、積極的に食品ロス削減に向けた対策が講じられるよう要望したいんですけど、まず意識啓発の取り組みから始めていただきたいというのを強く要望して、終わらせていただきます。

次に、障害者差別解消支援地域協議会設置についてお伺いをいたします。

障害者差別解消法は、行政や民間事業者に障害者へのサービス提供や入店を拒否するなどの差別的な扱いを禁じている法律です。例えば、筆談や読み上げ、車椅子の人が交通機関に乗車する際の手助けなどの配慮が行政機関に義務づけられております。民間企業も努力義務となっており、義務違反が続くと指導、勧告などが行われております。この法律は、平成25年６月に制定され、ことし４月に施行されております。３年間の準備期間があったにもかかわらず周知がおくれているようです。一部大手企業では、社員研修で障害者への対応や配慮の仕方など教育されておりますけれども、小規模な店舗などは法律自体を知らない事例もあるようです。

この法律が生かされ良好に運用される大きなポイントは、障害を理由に不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に対し障害者が差別的扱いを受けないように配慮を求めていく役目を果たす障害者差別解消支援地域協議会であり、この協議会の設置だと思っております。協議会設置の有無は、地域の人権意識を示すバロメーターであるとも思っております。

そこで、お伺いいたします。本市の障害者差別解消支援地域協議会の設置についての見解をお聞かせください。

○福祉課長（白谷通孝君）

熊井議員の御質問にお答えを申し上げます。

本年４月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、国のほうでは、略称で障害者差別解消法と呼んでおるところでございますけれども、障害のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目的としています。また、法律では、障害を理由とする差別に関する相談及びその相談に関する事例を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円満に行うため障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとされておるところでございます。

議員御質問の本市の障害者差別解消支援地域協議会の設置についてでございますが、法律の趣旨にのっとりまして設置するよう現在検討を行っているところでございます。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。設置の方向で考えているという御答弁でございましたので、まず設置に向けたところでお聞きしたいと思うんですけれども、今のところ、この協議会のメンバー、また設置場所についてどのように、今から変わることもあると思うんですけれども、今現在どのように考えておられますか、お聞かせください。

○福祉課長（白谷通孝君）

お答えをいたします。

内閣府が策定いたしました協議会の設置・運営暫定指針におきましては、障害者施策に関する地方公共団体の附属機関としての審議会につきましては、これまで障害者基本法を初めとする各法律によって幾つか設置をされておるところでございまして、障害者差別解消法は、地域協議会を新たに明確な形で組織することを求めているものではないとしております。新たに組織をするのか、または既存の附属機関、または要綱設置による協議体等に地域協議会の機能を付加するかにつきましては、その庶務、事務を行います地方公共団体の判断に委ねられるとしているところでございます。

本市におきましては、柳川市に居住をいたします障害をお持ちの皆様が地域で安心して生活できるように支援をし、自律と社会参加を図るために、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関しまして、中核的な役割を果たします定期的な協議の場として柳川市障害者自立支援協議会を設置しておるところでございます。

構成メンバーにつきましても、公共職業安定所、ハローワークを初め、市内の障害者団体、教育関係者、福祉事業者、医師会など内閣府の地域協議会の設置・運営指針で示されました想定関係機関と同様となっております。

したがいまして、本市の方針といたしましては、柳川市障害者自立支援協議会に地域協議会の機能を付加する、または同じメンバーの方に障害者差別解消地域協議会の委員として重

複委嘱をするという、いずれかの方法を検討しておるところでございます。

なお、設置場所につきましては、市役所福祉課内にと考えているところでございます。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市には、私もあんまり深いところは知らなかったんですけど、これまでにもいろいろなケースに対応したり協議を積んでこられた市の自立支援協議会というのが設置されているということで、それを使っていこうと思っているというふうな御答弁だったかと思います。今までもずっとやってこられたのであるならば心配ないなというふうに思いました。

この中で１つ、相談内容によっては、今考えてある、今ある自立支援協議会を利用されて、その中での職種、人材の意見を聞いていかれるということですけれども、これから先、相談内容によっては、この今考えてある協議会の人材では不足というか、もっと違う人の意見も聞きたいなと思うような、そういう相談内容になったときは随時、そういう知識を持った方をメンバーの中に加入されていくのか、答えられる分で構いませんけど、お聞かせください。

○福祉課長（白谷通孝君）

相談内容によりましては、メンバーを加入とかされるのかということでございますけれども、基本的には、協議会の委嘱という形をとりますので、相談内容によりましては参考人で呼んでいただいて、来ていただいてお話をしていただくとか、そういうのは可能だと思います。また、事案次第では、委員言われますように、メンバーをふやすというのも考えていかなくてはならないと、あくまでもケース・バイ・ケースで、参考人で来ていただくのか、委嘱をふやすのかというのは考えていかなければならないと考えておるところでございます。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございます。それだけ幅広く考えていただいているなら心配はないと思いますけれども、まず、悩みやいろいろな相談を受けるときには、相談窓口というのが必要になってきますけれども、障害者の皆さんが気軽に相談できる相談窓口の設置はどういうふうに考えておられるのか、お聞かせください。

○福祉課長（白谷通孝君）

現在、検討しておる内容でございますけれども、相談窓口の設置や対応者につきましては、市役所、保健福祉部、福祉課、障害者福祉係を相談窓口として、対応する者は福祉課職員を想定しているところでございます。

さらに、このほかに大和庁舎、三橋庁舎の各市民サービス課の福祉担当職員、また、市内にあります障害者の相談支援事業所６カ所が相談窓口として想定をしております。

各相談窓口に寄せられた事案を相談記録として取りまとめ、事案の情報共有及び構成機関

等への提言、事案の解決を後押しするための協議など協議会に付与された役割を果たしてまいりたいと考えておるところです。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかり中身も検討していただいているようですので、よかったなというふうに思います。

現在も相談対応にはしっかりと取り組んでいただいていると思いますし、この地域協議会は、先ほど課長も御説明のとおり、設置については義務化はされていませんけれども、障害者からの相談がたらい回しにされないように、また、情報を共有し、連携してトラブルの迅速な解決ができる環境が整えば相談に来られる障害者の皆様も安心感が増すと思いますので、早い時期の協議会設置を期待いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

３番目、最後の質問で、市民サービスについて。きょうはトレーニングルームに専門職員の配置についてお尋ねいたします。

本市には、２カ所のトレーニングルームが設置されております。市民の皆様には、大変有意義に御利用いただいていると思います。現在は、健康増進や体力増進に対し市民の意識向上が図られ、大変望ましい傾向にあると思っております。

市民の生涯にわたる心身の健康保持を図ることが活力ある健康的な社会を築いていくことにつながると思います。

そこでお伺いいたします。本市が設置している水の郷、サンブリッジ、２カ所のトレーニングルームの利用状況、利用時間、料金、利用年齢をお聞かせください。

○健康づくり課長（大石涼子君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

本市が設置しているトレーニングルームは、柳川総合保健福祉センターと三橋総合保健福祉センターの２カ所にございます。

利用時間は、柳川・三橋両トレーニングルームともに開館日の午前10時から午後９時までとなっており、中学生以上であれば、市内市外問わずどなたでも利用できます。また、使用料は、柳川トレーニングルームでは、市内に居住、勤務、通学、または事業所等を有する65歳以上の方は１日当たり１回に限り２時間までが無料、中高生は１回１時間100円、１回２時間200円、それ以外の方は１回１時間200円、１回２時間300円という利用区分となっております。

利用状況でございますが、平成27年度利用者は、延べ１万5,739人であり、そのうち市内65歳以上の利用者は7,810人で全体の約50％を占めております。26年度と比較しますと、延べ利用者数で総数で約2,400人、率にして18％増加しております。

次に、三橋トレーニングルームの使用料は、65歳以上で、市内に居住、勤務、通学、また

は事務所等を有する方は、柳川トレーニングルームと同じく無料でございますが、中高生は１回１時間50円、１回２時間100円、それ以外の方は１回１時間100円、１回２時間200円という利用区分となっております。

利用状況でございますが、平成27年度は、利用者は延べ２万5,357人であり、そのうち市内65歳以上の利用者は5,294人で全体の約20%を占めております。26年度と比較いたしますと、延べ利用者数で約2,300人、率にして10%増加しております。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。感じていたと同じように、利用者さんがふえてくださっていて、それはやっぱり健康志向意識が高くなってこられたのかなと、いい傾向だなと思っております。

最近、トレーニングルームを利用しているという市民の皆様の声をよく聞くようになりました。特に市民サービスとして65歳以上の方の１日１回２時間の利用が無料となったことは大変多くの皆さんに喜ばれております。また、何より初めてトレーニングを開始するとき、専門の知識を持ったインストラクターさんによる健康チェック、対象者に合ったマシーンの利用方法、対象者に合ったトレーニングメニューを提案していただくことで安心してトレーニングができるという高い評価をいただいております。しかし、時間帯によって利用者が多く手狭でトレーニングが楽しめないと、十分に行えないと、また、場所を変えたらインストラクターさんがおられないので水の郷に来るしかないという御指摘もいただいております。

職員体制についてお聞かせください。

○健康づくり課長（大石涼子君）

柳川・三橋両トレーニングルームの専門インストラクターの配置状況についてお答えいたします。

まず、柳川トレーニングルームには、東京体育機器株式会社と業務委託契約をし、健康度測定や運動処方などの専門的知識を持ったインストラクターを常時１名配置しております。

また、三橋トレーニングルームには、嘱託職員と柳川市シルバー人材センターに受け付け業務や機器の操作説明、管理などの業務を委託し、どちらか１名を常時配置しております。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございます。というふうに、私がお声を聞いたのは、多分、水の郷でしっかりとインストラクターさんの指導のもとでトレーニングを開始された65歳以上の方だったと思うんですけれども、本当に安心して行えるというふうなことを第一に言われました。

先ほど１回目に聞いたときに、人数の説明をしていただきましたけど、本当に65歳以上の方がふえているというのは現状でありますし、水の郷の65歳以上の方がやはり三橋よりも多

くふえているように思うのは、やはりこのことかなというふうに、インストラクターさんがおられるからかなというふうに思いました。

そういうことから、どこのトレーニングルームにもインストラクターがおられたらとか、トレーニングの場所の選択ができると、伸び伸び体を動かすことができるという声をよく聞きますけれども、インストラクターの増員についてのお考えについてお聞かせください。

○健康づくり課長（大石涼子君）

使用料について、先ほどお答えしましたように、柳川・三橋両トレーニングルームともに市内の65歳以上の方の利用は無料となっておりますが、中高生やそれ以外の方では、柳川・三橋両トレーニングルーム間で使用料が異なっております。これは専門のインストラクターの配置の有無などサービス内容の違いによるものでございます。

また、三橋トレーニングルームには、専門のインストラクターの配置はございませんが、柳川トレーニングルームに比べますと安い料金で利用できるため、中高生や一般の方の利用が非常に多く、27年度は26年度に比べ延べ人数で約2,000人、率にして11.6%増加している状況でございます。

したがいまして、三橋トレーニングルームへの専門のインストラクター配置については今後の利用状況や利用者のニーズなどを把握しながら調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございます。おっしゃるように、料金の差があるというところで専門職員さんが配置されているかいないかというのもわかりますけれども、やはり安心してというところに、これから高齢化社会になりますし、65歳の方の利用状況を見たときに、例えば65歳になって初めてこういうふうなトレーニングルームを利用される方、また、若いときからずっと利用されているから65歳になってもそう不安はないとかいうふうな、いろんな利用者の内容が違うと思います。これからはやはり初めて65歳になって利用される方も多くなると思いますので、安心感のためにはやはり料金の設定とかはいろいろ考えていただくとして、必要じゃないのかなと思います。

そこで、ことし10月に大和地域にもトレーニングルームが設置されますけれども、そこには専門職員さんの配置は考えておられるんでしょうか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

大和地域のトレーニングルームは、大和総合保健福祉センターの２階にことし10月開設に向け、現在準備を進めているところでございます。

また、議員御質問の専門インストラクターの配置については行わず、三橋トレーニングルームと同様に、受け付け業務や機器の操作説明、管理などの業務を委託し、常時１名を配

置したいと考えております。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

市民の要望に応えるために、予算がかなりかかるとは思いますけれども、やはり安心して安全にトレーニングをこれからずっと続けていただくためにはインストラクターさんの配置というか、専門職員さんがおられたほうがいいなという声が多くなってきておりますので、配置が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

利用者の皆様が安心して安全にトレーニングを続けることができるよう、専門のインストラクター及び職員等には利用者への目配り、気配りの徹底をより一層図ってまいりたいと考えております。

また、今後の利用状況や利用者のニーズなどの把握に努めながら、専門のインストラクターの配置について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございます。しつこいようですけど、水の郷は常時おられて、この値段もすごく安いと思います。あと、三橋、また、これから大和地域にできるトレーニングルームの料金を触るとしたら、今御利用いただいている方に迷惑がかかるかなと、この料金だから運動が続けておられるという方もいらっしゃると思いますけれども、いろんな配置、常時置くのが無理だったら、曜日を、何曜日と何曜日は三橋、何曜日と何曜日は大和というふうな工夫をして、専門職のインストラクターさんが配置できたらなと思いますけど、再度お伺いしますけど、いかがでしょうか。

○健康づくり課長（大石涼子君）

柳川トレーニングルームと三橋トレーニングルームとでは、専門のインストラクターの配置の有無などサービス内容の違いにより使用料が異なっておりますので、曜日ごとにインストラクターの配置を変えながらの運営は厳しいと考えております。

今後も利用者の皆様の健康増進や体力増進に寄与できる施設となれるよう、今後の利用状況や利用者のニーズなどを把握するとともに、さまざまな工夫を研究しながら運営していきたいと考えております。

以上です。

○７番（熊井三千代君）

ありがとうございました。予算とか、ほかにもいろんな問題があると思います。また、安全にトレーニングを持続いただくことが生活習慣病の予防や健康寿命を延ばす対策の一つと考えておりますので、インストラクターさんの配置については前向きにお考えいただくこと

を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後１時14分　休憩

午後１時24分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第４順位、14番矢ケ部広巳議員の発言を許します。

○14番（矢ケ部広巳君）（登壇）

こんにちは。14番矢ケ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。一般質問をさせていただきます。

まず、先日お亡くなりになられました小宮徹元市長に対し謹んで哀悼の意を表し、御冥福を祈ります。あわせて長年の御労苦と御指導に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、私は学校教育に対し、ある御父兄からうれしい声を耳にしました。ことしの３月のことであります。学年末に小学生のお子さんが多読賞と書かれた賞状をもらってこられたそうであります。多読賞、言うまでもなく学校の図書室から本を借りて１年間で多く読んだ賞ということであります。そのお父さん、お母さんが裏話をされました。確かにうちの子供はよく本を学校から借りてきていましたのは私たちも知っていました。でも、いつもその本はテレビの前のテーブルに置かれたままでした。恐らく半分も読んだでしょうかと。ですから、賞状をもらったのに後ろめたい気持ちと恥ずかしい気分は本人が一番感じていると思います。

ところがであります。賞状をいただいてから、本人ががらり変わりました。本が好きになりました。借りてきた本を喜んで読むようになりました。さらには学習意欲が見違えるようになりました。宿題も私たちが言わんでも進んでやるようになりましたと、大変な喜びであります。大人から見れば小さい賞状であります。ところが子供にとっては賞状をいただいた喜びと同時に大きな、大きな自信と励みになったようであります。

いつの世も、言うまでもなく学習の基礎は本読みにあると思います。小・中学生のころに一冊でも多くの本を読む習慣をつけさせる、大切な学校教育ではないでしょうか。褒めて指導する、これからもこんな教育を進めてください。くれぐれもお願いしておきます。

私は一般質問、４項目通告をしています。

最初に、本市の農業委員会の姿、本来からかけ離れているのではと、そんな疑問を強く持つようになりました。農業委員会はなぜあるのかについて質問をします。

次に、西蒲池の墓は本当にできるのか、市民は多くの不安を抱いています。こんなことが野方図に広がるとしたら、柳川市の田んぼはお墓ばかりになってしまうのでは。

次に、西鉄柳川駅東口はこれからどのように開発されていくのか。地元民は２割前後の自分の土地を提供して協力をしてあります。地元皆さんの正直な気持ちであります。

最後に、藤吉小学校の運動場の排水の悪さには、ただ茫然としています。こんな学校がいまだにあったのかと驚いています。

あとは自席にて一問一答形式で質問をさせていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願いします。ありがとうございました。

○14番（矢ケ部広巳君）続

まず、１項目の農業委員会はなぜあるのかについて伺います。

定義はどうなっているのか。どうぞよろしくお願いします。

○農業委員会事務局長（髙口哲也君）

農業委員会の定義はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

農業委員会は、地方自治法第180条の５、委員会及び委員の設置、第３項第１号に、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会として位置づけられ、また、同法第202条の２第４項、職務等では、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する市町村の執行機関と定められております。

以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

それでは、目的はどうなっていますか。

○農業委員会事務局長（髙口哲也君）

農業委員会の目的はどうなっているのかについてお答えいたします。

農業委員会等に関する法律第１条に目的がうたわれております。その目的は、農業生産の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することと定められております。

農業委員会の主な業務でございますが、第１点目は、農業委員による合議体である行政委員会として、農地の売買や使用貸借・賃貸借による権利移動についての許認可や農地転用申請書の受理や知事許可に際しての意見書の添付、並びに遊休農地の解消に向けた柳川市全域の農地の利用状況調査や遊休農地の所有者に対しての利用意向調査などの業務を行っております。

また、２点目に農地の確保・有効利用や担い手の確保・育成など、地域農業の振興を図っていくため、農地利用調整・あっせん業務など、認定農業者等への農地の利用集積、経営改善の支援などの業務を主なものに行っておるところでございます。

以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

つまり農業委員会は今おっしゃったように、農業生産力の発展と農業経営の合理化を図っ

て農民の地位向上に寄与するために設けられた農民の代表機関であるちいうわけであります。この基本をやっぱり忘れないで、農業委員会というのは事を進めてもらいたいと特に思うわけです。

農業委員会については、もうこれで終わります。なぜかといいますと、次の２項目に関連しますから次の項に入っていきます。

次に、西蒲池の墓建設について伺います。その後どうなったかについて伺います。

○農業委員会事務局長（髙口哲也君）

西蒲池墓地建設のその後はどうなっているのかの御質問にお答えいたします。

平成28年３月定例会の矢ケ部議員からの一般質問をいただき、農地法第５条の規定に基づき、建て主の代理人を通じまして、平成28年２月19日付にて、柳川市農業委員会事務局に農地法第５条の規定による許可申請が提出されました。３月４日に開催されました農業委員会総会において、審議、承認後、転用の許可が県の許可であるため、福岡県知事に進達した経過を御説明いたしておりました。

その後でございますが、平成28年６月８日付で福岡県農林水産部長名にて、柳川市農業委員会会長宛てに、農地法第５条第１項の規定による許可について正式に通知がありました。

以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

一番口は平成28年２月19日に申請をされて、つまり農振除外と思いますが、３月４日に柳川市の農業委員会の総会で墓をつくることにする、いわゆる農振除外について認めたと。そして、それを県に許可を申請した。そして、ほぼ３カ月後の28年６月８日に許可が県のほうからおりてきましたということですね。

それでは、柳川市内にお寺は幾つあるかについてお伺いいたします。どうでしょう。

○生活環境課長（武田真治君）

矢ケ部議員の御質問にお答えいたします。

市内のお寺が幾つあるかという質問ですけれども、県の寺院名簿によりますと柳川市内の寺院の数は105件です。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、市民から墓が不足して足りずに困っていると、そういう要望が市のほうに上がっているのかどうか、伺います。

○生活環境課長（武田真治君）

直接市への市民からの要望はあっておりません。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

大変これは大切なことです。もう一回答弁を願いたい。市民から墓が不足しておる、足らんで困っておると、そういう要望が上がっているのかどうかについて、再度答えてください。

○生活環境課長（武田真治君）

直接市への市民からの要望はあっておりません。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ありがとうございました。

今、答弁があったように、市民から全く要望があっていないと。私がこの問題をなぜ何度も何度も取り上げているのか、今答弁のあったように、何も市民が要求もしていない。それなのに何で墓をつくるのか、それが疑問でならないわけであります。今の答弁を聞かれまして地元の蒲池地区の皆さん、やっぱりそうやったかと思われていると思います。いや、蒲池地区以外の人も、ああ、そげんやったつか、何かこれは裏にあるのやないかと思われてあるだろうと私は思います。

希望がないのに何で墓を538基もつくるのか、この墓ができることで柳川市のいろんなものを失うものが余りにも多過ぎるのではないかと私は思います。単に柳川市の財政健全化の上からも、税収が全く見込めない墓建設で何をか言わんやであります。私の考えは間違っているのでしょうかね。どうでしょうか、お答えをお願いいたします。

○生活環境課長（武田真治君）

確かに議員がおっしゃるとおり、墓地については税収に結びつくことはありません。

しかし、墓地は私たちが日常生活をする上ではなくてはならないものであり、遠い昔から亡くなられた方や先祖を敬う大切な場所でもあります。

また、この霊園につきましては、周りに樹木を植えられる予定で景観に配慮した計画となっております。四季折々の自然と触れ合い、潤いと安らぎのある憩いの場として、墓参りなどの折に家族や親戚が集まり先祖を身近に感じ、心の安らぎが持てる場所になると思っております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

墓を敬うということは当然私もわかります。私もお寺の世話をしておりますから。しかし、柳川市民が全く希望をしていないところに潤いと安らぎがあるて、それ何でわざわざ墓はつくらやんかと、これがもう本当、正直な気持ちですよ。

私の手元に、この墓建設で厳しいメールが届いております。一部を読ませていただきます。

蒲池のお墓について、墓の法律に問題は要らんのか、そげん簡単に田んなかに墓ばつくられるのかということです。２つ目は、全国の霊園は無縁墓地が多くなっています。それで、

市の税金を使ってその無縁墓地を取り壊している状況にありますよ。それと、周りの生活が、墓ができることによって阻害される、つまり周りの土地の値打ちも下がるし、そういうことなんですよ。ほかに４番、５番でかなり厳しい言葉が、辛辣なことを書いてありますので、ここでは明らかにいたしませんがね、それなんですよ。

しかし、それはもう許可できた、いずれでくる。今もういろんな工事があっているかもしれません。もうそれを言ったところで、するならしょんなかやっかんも、許可もおりとっとばんちいうたら、もうそれで私が言うだけになる。したがって、これでこの項は終わります。

次に、３番目の項に入っていきます。西鉄柳川駅東口の開発についてお伺いをいたします。

これからの東口の開発について、現在把握されている範囲を教えてください。

○区画整理推進室長（由衛和博君）

矢ケ部議員の質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅東口で施行しております柳川駅東部土地区画整理事業は、総面積26.3ヘクタールで、５月末時点で更地が3.6ヘクタールございます。

この区画整理事業施行地内において、これまで個人住宅や個人のアパート以外の新たな土地の利活用については、平成26年７月にオープンいたしました柳川ゆめモール、平成27年６月に建設されました13階建て、43戸の分譲マンションがございます。

また、本年11月に完成予定となっております９階建て、24戸の分譲マンションが、さらに来年３月に完成予定でありますルートインホテルの建設工事が行われております。

そのほか、14階建て、35戸の分譲マンションが年内に工事着工予定ということで地区計画の届け出を受けております。

区画整理事業施行地内において、現時点で把握しております主な土地の利活用については以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

ありがとうございました。

柳川市の税金を使って、つまり柳川市の補助で進出をされている場合、それに係る、例えば、電気工事とかセメント工事とか建設工事とか、あるいは上下水道工事など、できる限り柳川市内の業者を使っていただきたいというのが私の願いであります。当然だと思いますが、どうでしょうか。

○商工振興課長（古賀和明君）

矢ケ部議員の御質問にお答えいたします。

市の補助による進出についてでございますけれども、柳川市にお越しいただく宿泊客の利便性の向上と西鉄柳川駅周辺のにぎわいの創出を目的に、誘致先を柳川駅東部土地区画整理事業施行地区内に限定をいたしましてホテルの誘致に取り組んでまいりましたところ、このたび、ルートインジャパン株式会社の進出が正式に決定をいたしました。

市内の業者を積極的に使ってもらうのが当然であると、所見をということでございますけれども、平成28年の、ことしの５月26日に、市とルートインジャパン株式会社との間で出店に関する基本協定を結んだところでございます。

出店基本協定の内容でございますけれども、地域貢献に関しては、ホテル事業者は地域産業の活用、地域行事への協力、災害時の協力等に努めること、従業員の採用に関しては、ホテル事業者は可能な限り地元雇用を優先すること、支援に関しては、市は条例に定める範囲で奨励措置を講ずることとしておるところでございます。

以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

今おっしゃいましたが、７階建てのビジネスホテルが建設中であります。ここに市が補助をするのはまず10年間、固定資産税の免除であります。５年間、上下水道使用料半額免除であります。１億円を限度として建設費等の補助であります。さらには雇用奨励補助として、限度額15,000千円の補助であります。当ホテルの場合、その全て限度額、限度いっぱいの適用が見込まれておるということを聞いております。

ところが、そのところに今いろんな業者さんが入っていますが、他市の、柳川市以外の業者さんの出入りを見受けます。これでは私たち市民は、あら、どげんなっとっとかいという気がしてならないわけでありますが、所見をお願いしたいと思います。

○商工振興課長（古賀和明君）

今、矢ケ部議員のほうから、ホテルの建設時に他市の業者が入っておると、そういう御指摘でございますけれども、市といたしましては、出店基本協定を締結するに当たり、地域産業の活用と地元雇用というところに力点を置いて協議をしてきたところでございます。

具体的に申しますと、ホテル建設時や備品等の調達時における地元企業の活用、レストランでの地元食材の活用、従業員採用においても一人でも多くの市民の採用について要望をいたしたところでございます。

今、ホテル建設に他市の業者が携わっておるということに関しましては、市のほうから再度、地元業者の活用をお願いしたところでございます。

ホテル建設から営業にわたりまして全てにおいて地元企業の活用、また地元雇用というわけにもいかないところもあろうかとは思いますけれども、市といたしましては、地元企業の活用、地元雇用については、今後も引き続き協議をして申し入れをしていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

やっぱりそうですよね、せっかく私たちの貴重な税金を使ってやるわけでありますから、それをくれぐれもよろしくお願いいたします。

最後に要望であります。何をやるにしてもやっぱり肝心なのは、柳川が少しでも潤うことが大切であります。市長のトップセールスとしての積極さを心から願うものであり、市長何か気持ちがありましたらお願いいたします。

○市長（金子健次君）

矢ケ部議員が言われるとおり、本市が行う区画整理等の事業につきましては、本市全体が潤うことが大切であります。最終的には、市民の方々の福祉の向上につなげていかなければならないと考えているところでもございます。

そのために、事業の検討、推進に当たりましては、事業終了後の効果等をしっかり見きわめながら、私が先頭に立って多くの事業を展開しているところでもございます。

西鉄柳川駅につきましては、昨年のグッドデザイン賞に続きまして、東京で今月10日に開催をされました「まちづくり景観を考える全国大会」の場で都市景観大賞、国土交通大臣賞を受賞したところでもございます。

これは、本市と西鉄、専門家等でつくる西鉄柳川駅周辺地区デザイン検討会議、大きな賞をもらった要因としては、そして藤吉小学校の育友会、父親委員会の４団体による協働作業が高く評価されたものでもございます。

このような協働による一体感あるまちづくりが新たな民間企業等の進出を促しており、市内のにぎわい創出につながっていくものと考えております。

昨年の10月から西鉄の柳川観光列車「水都」が運行されております。この出発式には私も出席をし、車中では多くの乗客の方々に柳川のＰＲを行ったところでもあります。

西鉄柳川駅から福岡天神駅までは、特急を使って48分で行くことができます。

平成29年度には、有明海沿岸道路、徳益から柳川西インターチェンジが開通し、ますます本市のポテンシャルが高まっております。

きょう発売の、書店にありますけれども、「福岡ウォーカー」という月刊誌にも柳川市のほうが紹介をされております。

この好機を逃すことなく、私自身、積極的に柳川の魅力を発信し、市全体が潤うように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（矢ケ部広巳君）

ありがとうございます。くれぐれもよろしくお願いいたします。

また、一方で私たち柳川市民は、せっかく柳川市に来てもらう企業であります。もう大繁栄するように私たちも力を惜しまないつもりでありますから、よろしくお願いいたします。

それでは、この項を終わります。

最後の項になります。藤吉小学校の運動場排水が極めて悪いということについて質問をいたします。

排水が悪くて、この間の運動会も２日も延びてしまいました。よその学校は１日延びでよかったのが、藤吉小学校だけとり残されまして２日後に延びてしまいました。どうでしょうか、そのことについて答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（木下　隆君）

矢ケ部議員の御質問にお答えします。

５月29日に運動会を予定していた小学校の開催状況についてお答えいたします。

まず、29日に運動会を予定していた小学校は14校ございました。御承知のとおり、当日はあいにくの雨天となりました。対応措置としては、その日、体育館で実施した２校を除いた12校が順延措置をしております。そのうち、藤吉小学校のみがグラウンド状況により運動会を火曜日に順延し、そのほかの学校は月曜日に実施しております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

今、答弁がありましたように、５月29日の運動会では14校が予定をされとって、そのうちの２校は体育館で運動会をされましたと、残りの12校が順延になりましたということでございますね。そして、11校は順延をされて、順延ちゅうのは次に延びるちいうこっじゃん。藤吉小学校は順延じゃなかっですね、順々延じゃん。ちょっとどうしてもね、これはやっぱり納得いかんですよ。何でそげん藤吉小だけが悪いのか。排水が悪いことによって、その事前準備もあるわけですよ。お父さん、お母さん方はテント張りもせやん、そすと休みを、自分やっぱり勤めとったら休みをとらやんからですね、いつの休暇を出しとっていいかわからん。さらには小学校の運動会というのはじいちゃん、ばあちゃんが非常に心待ちにしとるわけです。それで、さらには校長先生がもうそりゃ一番気をもまれたと思います。

その日は朝から、日曜日も月曜日も朝４時から校長先生たち、あるいはＰＴＡの役員さんたちは校長室に集まって、いろんな議論をされておるということがあったそうでありますが、こんなことで私は大丈夫かと思うわけですが、どうでしょうかね。

○学校教育課長（木下　隆君）

５月29日の運動会の実施につきましては、事前の天気予報で雨天の心配があったため、実施予定校にあっては保護者や地域の方に対して、雨天の場合の順延措置について文書で細かくお知らせをしておりました。

藤吉小学校においても、事前に雨天の場合は月曜もしくは火曜日開催となる旨の連絡を文書で出しておりましたが、保護者や地域の皆様を初め、関係者の方々に御心配をおかけしたことと考えております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

そりゃもう大変なあれやったんですよ。そして、一方では隣の矢ケ部小学校は、あの雨の

日にやるぞちいうて花火を打ち上げたわけですね。だから、藤吉小学校と隣やけん、おりょ、あっとかんもちいう問い合わせがやっぱりあっちではあった。ところが、いざ打ち上げたと一緒に矢ケ部小学校はパアになった。それで中止になりました。

話は変わりますが、その藤吉小学校、排水工事は悪いということで昨年度も工事をやっとるじゃなかですか。この工事内容について説明をしてください。

○学校教育課長（木下　隆君）

昨年度行った藤吉小学校運動場東側の側溝整備についてお答えいたします。

まず、この整備に至った経緯を御説明します。

昨年初めに、グラウンド整備に係る要望が、学校からと地域の声を取りまとめられた河村議員から教育委員会へ届き、教育委員会としては大きな課題として捉えておりました。

しかしながら、グラウンド全体を改良いたしますと多額の経費が必要となるため、応急的に、特に水はけの悪い部分を改善する手だてとして、グラウンド東側に側溝22メートルを整備したものでございます。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

東側を22メートルやったと。それは特に排水の悪いところをしたということでありますが、大体全部すっと幾らかかるというのがそのときの見積もりの価格でしたでしょうか。

○学校教育課長（木下　隆君）

昨年の12月に見積もりをとった時点で約29,000千円の見積もりが出ております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ほぼ30,000千円と。実際、東側のは幾らで工事をしたわけでございますか。

○学校教育課長（木下　隆君）

今申し上げました見積額については、グラウンド全体をした分でございまして、実際東側の工事につきましては、金額が955,800円で施工いたしております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

当然じゃろもん、こりゃ。しとらんとと変わらんたんも。29,000千円要るやん、それに955千円やったらね、当然やっぱり排水がよくなるちいうことは、もうそりゃ数字を見りゃわかっですもんね。

当然、藤吉小学校の運動場の排水の悪さというのは教育委員会は大体何年ぐらい前に知っとったんですか。答えてください。

○学校教育課長（木下　隆君）

昨年、学校からと河村議員からと要望をいただいた時点で認識をしております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ちゅうこつは、日ごろ学校には先生たちはおらっしゃれんというこつかんも。運動場の悪さを感じていないちいうことでしょうか、答えてください。

○学校教育課長（木下　隆君）

昨年も学校のほうから運動場改良についての要望は上がっております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ちょっと答弁の違うごたるばってんの、そうでしょう。排水の悪さはずっと前々からだろうと私は思いますが。

そこで、こういう疑問があります。新校舎建設の際に運動場に仮設の校舎を建てた。だから、その重しで地面が固まったのではないかという声も聞きます。さらには新校舎建設時に産業廃棄物を埋めてしまったのではという、これはあくまでもうわさですが、決してあってはならない声もちらちら耳にします。いずれにいたしましても、業者の聞き取り調査をして真実を追及する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（木下　隆君）

運動場を仮設校舎設置に使ったということで地面が固まったのではという御質問ですが、市では、仮設校舎を取り壊した後に運動場に土を入れ勾配を取り直しております。それから、８年経過しておりますので、経年により運動場の勾配がなくなり水はけが悪くなったのも要因の一つと考えております。

産業廃棄物を埋めたのではという件につきましては、関係者に問い合わせをいたしましたところ、そのような事実はないという回答でございます。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ありがとうございました。そこでその問題は、その疑問ははっきりしたわけでありますね。産業廃棄物は捨てられとらんやったげなばんということである。

そこで伺いますが、昨年度の排水工事は入札契約でしたのか、それとも随意契約でしたのか、教えてください。

○学校教育課長（木下　隆君）

昨年度行いました藤吉小学校運動場東側の側溝整備は、金額が955,800円で、地方自治法施行令第167の２第１項第１号に該当したため、随意契約で行いました。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

ありがとうございました。

今後の対応策はどうされるか、お伺いをいたします。

○学校教育課長（木下　隆君）

藤吉小学校運動場の排水の件については、先ほども申し上げましたとおり、グラウンド全体の改良工事については多額の予算措置が必要でありますが、昨年、学校や河村議員から要望があった時点で教育委員会として大きな課題として捉えておりまして、前向きに考えていたところでございます。そのように今後対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

前向きちはどういうことかんも。こういう問題は具体的にね、やっぱりどれぐらいの金をかけてやろうと思いますと言うてもらわんと、前向きとは950千円も前向きやけん、私はそう思います。

○市長（金子健次君）

一般質問の打ち合わせのときに、この件につきまして承知をしたわけでございますので、そういう子供たちの教育上については、優先する事項としては大きく捉えて、そういう排水状態がよくなるような形で実施をしたいというふうに考えております。

今年度はできないかもしれませんけど、次年度にはそういう方向で予算を組みたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（矢ケ部広巳君）

もう頼んどくばんも。回答は要りません。私は矢ケ部小学校区に住んでいます。矢ケ部小学校の運動場の排水は甲子園球場並みです。雨がやんだらされます。そりゃもう、よそから来られた学校の先生がびっくりされるんですよ。そんな矢ケ部小学校の運動場にまではせんちゃよかばってん、少なくとも他校並みの運動場ぐらいにはしてもらいたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、矢ケ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後２時７分　休憩

午後２時17分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第５順位、８番白谷義隆議員の発言を許します。

○８番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。８番白谷でございます。

まず、今回の熊本地震により犠牲となられました方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

今回の熊本地震は、全てが想定外だったと言われています。まさに災害はいつ、どこで、どんな形で起きるかわかりません。本市においても、いま一度危機管理体制を点検し、不測の事態に備えておいてもらいたいと思います。

それでは、議長のお許しがありましたので、質問に移りたいと思います。

まず、第３次行財政改革大綱についてお尋ねします。

本市では、合併後から平成26年度まで第１次、第２次と行財政改革大綱を策定し、改革に取り組んでこられたと思いますが、結果としては、職員の削減だけに終始した感があります。

しかしながら、本市の状況を見たとき、高齢化の進行による社会保障費の増大、合併特例債の活用等による公債費の増加、老朽化していくインフラの修繕・更新、また、多様化・高度化する市民要望への対応など多額の財源を必要とする課題が山積をしています。

一方、歳入では、合併による地方交付税への加算措置の削減、人口の減少、特に生産年齢人口の減少による税の減少など厳しい財政状況にあります。

そのため、持続可能な行財政運営を維持していくためには、幅広い思い切った改革が必要となっています。

そうした中、昨年12月、平成28年度から31年度までを計画期間とする第３次柳川市行財政改革大綱が策定され、本年２月、議会に示されました。しかしながら、今回の大綱は、本市が置かれている厳しい状況とは裏腹に内容や具体的施策に乏しいなど、余りにも危機感が感じられません。

既に計画期間に入っているにもかかわらず、いまだに実施計画書もできていないなど、改革への取り組みにも甚だ疑問を感じます。

そこで、まず市長にお尋ねします。市長は、現在の市の状況をどのように捉えてあるのでしょうか。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

○市長（金子健次君）

それでは、白谷議員の質問にお答えをいたします。

本市の財政の運営状況は、現在のところ健全財政を続けておりますが、将来を考えますと、議員御指摘のように普通交付税に係る合併算定がえの段階的削減や、生産年齢人口減少による税収の低下が予想される一方で、必要な廃棄物処理施設の建設や老朽化に伴います市民文化会館の建設などを手がけていかなければなりません。

このことについては、先日の議会全員協議会におきまして、中期財政計画の見直しについ

て御説明をいたしましたところでございます。また昨年、柳川市人口ビジョン、総合戦略を策定いたしまして、その目標を達成するためには、さまざまな事業を実施しているところでもございます。

そのような中で、持続可能な行財政運営を次世代につないでいくためには、事業の選択、事業の重点化を図っていかなければなりません。同時に公共サービスのあり方については、住民と対話しながら、共に進めていく姿勢が大事であるというふうに考えております。

第３次行財政改革大綱では、これらに力点を置きまして、住民の参画、市民協働、財政改革、組織改革において25の取り組み方針を示したところでもございます。

緊張感や危機感に乏しいとの議員の御指摘でありますが、先日、私をトップといたします三役、部長の幹部会議、いわゆる経営会議を開催いたしました。そこで、中期財政計画の見直しや、各課が掲げている大きな課題に対しまして、速やかに対策を講じるよう命を下しているところでもございます。また、全課長に同様に今後の財政見通し、29年度の予算編成方法、また総合計画の策定方針を説明いたしまして、危機感を共有しながら、厳しい環境の中でも知恵を絞るように指示をしているところでもございます。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、市長からは先日そういう通達なり会議をされたということですけど、大綱について私は先ほど危機感が余りにもなさ過ぎるということを申し上げたわけで、これからなぜそういうことを言うのか、施策を含めてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、この大綱は、副市長、教育長及び全部長で構成された行革推進本部で作成をされたということですが、そこで副市長にお尋ねをいたします。私が先ほど壇上から言いましたように、ことし２月にこの行革大綱をいただきました。この大綱を見たときに、先ほども言いましたが、内容的にも具体的な施策にも欠けていると私は思っておるんですね。

それで、この行革大綱に対して、委員の中からこの大綱で十分だということだったのか、疑義は出なかったのか、お尋ねをいたします。

○副市長（成松　宏君）

議員からのお尋ねでは、第３次行革大綱につきまして、策定に当たったメンバーがこの行革大綱で十分だと、これでよしとしたのかということを問われているのかと思います。それにつきましては、具体的内容が薄いとか、そういうことであろうかと思います。

ここで少し行革大綱をつくるまでの過程を説明させていただきながら、そのときの状況を私なりに説明させていただきたいと思います。

第３次行財政改革大綱の策定に当たりましては、第２次と比べて、推進委員会、それから作業部会の会議も回数をふやしてやっているところでございます。また、委員会の会長につ

きましても、飯塚市の行財政改革で実績を上げられておられます九州大学の教授を選任しまして、本市行財政運営の課題抽出や具体的取り組みの方針等について厳しい議論を重ねて、厳しい御指摘も受けながら議論を重ねてきたところでございます。

確かに議員おっしゃるように、第３次の行財政改革大綱は、大まかな方針を示しており、その方針に基づく具体的取り組みについて記載がございません。

しかしながら、推進委員会や推進本部におきましては、実施計画レベルでの議論をさせていただいておりました。また、取り組みの時期につきましても、その中から具体的取り組みの案の中から、27年度からできるものは今すぐやるということで、27年度から実施しているところでございます。例えば、大綱に示しております枠配分方式による予算編成や、宅地分譲など市有財産の利活用につきましては、27年度から実施しているところでございます。

以上のような工程、仕組みの中でしっかりと議論した上で大綱を作成しておりますので、大綱作成の段階で委員さんからいろんな議論はありましたけれども、議員がおっしゃるような疑義は特段ございませんでした。

なお、今月末には、推進委員会を開催することとしておりますが、実施事業の工程表を報告する予定としております。

第２次の大綱では、策定後の進捗管理をある程度担当課に任せたような仕組みにしておりましたけれども、第３次大綱では、推進委員会に事業内容や進捗状況についてチェックをしていただき、評価を受けることとしています。

このように、ＰＤＣＡサイクル方式で緊張感、危機感を持ちながら、達成に向けて努力していくことにしているところでございます。

以上でございます。

○８番（白谷義隆君）

この大綱は、本市の行政改革の指針となるものですから、大綱を見て、施策を含めて何をどうしているのか。その中で、私はそのことを明らかにしていかなければならないと思っているんですよ。

ところが、今回の第３次は、第２次に比べれば全く内容的に、もうまさに乏しいと。第２次をごらんになったかどうかわかりませんけど、第２次と見たときに、余りにも内容的に貧しいと言わざるを得ないと思ったから言っているわけでですね。

今、27年度から云々と言われましたけど、余り言いたくはなかったんですが、実は第２次の行革と第３次行革の間に平成27年度があるんですね。27年度が外れているんですね。本来、市でいろんなこういったことをする場合は、ずっと合い中を置いてつくるというのは余り考えられないんですね。私は、こういうのを見たのは今回初めてなんですね。

まず、27年度がなぜ漏れておるのか。もうそれは済んだことで仕方ないとしても、余りにも緊張感がなさ過ぎると。

それと１つ、この行革大綱の中で私がおかしいと思ったのが、改革の方向性の中で、「計画期間を28年から31年度までの４年間とします」という記載があるんですね。ところがその下で、「柳川市の５年間のあり方」と。そして、ここにありますが、「そのために実効性がある第３次行財政改革の大綱となるように、５年後の柳川市がどういう状態にあるべきかを次のように設定し、取り組んでいきます」と。実施期間は４年なのに、なぜ５年後なのか。そこら辺はおかしいと思いませんか、こういう表現。４年しかないのに、５年後を目指してこの大綱をつくってあると言われているんですよ。おかしいと思いませんか。

○企画課長（椛島謙治君）

白谷議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、今回、28年度から31年度までの４年間というふうにしております。その下では、５年後のあり方について大まかな基本方針を示すというような記述をしているところでございます。

これについては、当初、28年度から31年度までの４年間ということで計画期間を定めておりましたけれども、推進委員会等で28年度からと言わなくても、27年度から取り組むべきことはやっていきなさいというふうな御指摘もありましたので、この表現の中には27年度も含めたところで５年後というふうに表記をしたところでございまして、白谷議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

おかしいと思われたでしょう、５年後ちいう表現は。４年ですからね。こういうところにも、確かに27年が外れていたから27年もカウントしましたと言われますけどね、前段で４年間ち書きながら、後で５年後ちいうのは、やはり文書を書かれたときに、文書の流れ、文書の内容から行けばおかしいわけで、やっぱり私は内容的にも乏しいと言ったんですけど、非常に緊張感が欠けているんじゃないかと思うんですね。

それは一応認められましたので、こういうことはやっぱり大綱をつくる場合は、全部長以上の方がおられたんですから、そこら辺については、やはりもう少し緊張感を持って作成に当たっていただきたいと思います。

それと、具体的施策に欠けるというような話をいたしましたので、次に具体的な施策について何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、「住民参加」のところで、「市民との情報共有」について、「行政からの一方的な情報提供ではなく、市民が手に入れたい情報を的確に把握していくために、広く行政の情報を市民と「共有」できる体制を作っていく」とありますが、よく具体的にどういうことを言ってあるのかわかりませんので、もう少し具体的に教えてください。

○企画課長（椛島謙治君）

白谷議員のほうから具体的説明をということでございます。

現在、市から市民に対して情報を発信する方法としましては、市報、ホームページ、チラシ、出前講座等、さまざまな手段を用いているところでございますが、行政からの一方的なお知らせばかりで、市民が欲しい情報や、知りたい情報が見つけられないという声もいただいております。

また、外部の行財政改革推進委員会においても、情報を市職員だけで選択し、発信しているために、市民が本当に知りたい情報が伝えられないのではないかという御意見もございました。

そうしたことから、情報の発信者側に市民を巻き込んで、市民目線による情報発信になるような仕組みとしまして、例えば、市民がみずから知りたい情報を取材し、原稿を起こして市報等で紹介するような市民特派員制度というものを創設するようなことを現在検討しているところでございます。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

ありがとうございました。考え方はよくわかりました。

ただ、私は思うんですけど、大綱をつくるときに、やっぱり今言われたようなことを簡単に市民特派員制度とか、そういったとを検討していきますとか、そういったことを施策の中に書いていただければ、私も聞かなくてもいいし、この大綱を読む人が、こういうことを言っているんだなということがよくわかるじゃないですか。それで、具体的施策に欠けると何回も言いますけど、そういうことを言いよるわけで、考えはよくわかりました。

次に、「市民協働」の「市民と職員の一体感の醸成」とありますが、そこについてももう少し具体的に説明をお願いいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

「市民協働」の「市民と職員の一体感の醸成」についてですけれども、行政と市民がそれぞれ考える協働の意識を把握することがまず必要でございます。そのためには、まず、市民と職員が一緒になって課題を認識し、その解決のための活動をともに考えていける体制づくりを行いたいと考えております。

具体的な取り組み事項といたしましては、現在実施をしております市民協働のまちづくり事業を今まで以上に活用していきたいと考えています。この事業には、提案団体が自由な主題で提案する自由テーマ型事業と、市が設定した主題に基づき提案するテーマ設定型事業の２種類がありますので、今後は市が市民と協働して取り組むことによって改革につなげるような事業を洗い出し、積極的に公募していければと考えております。

また一方では、ＮＰＯ団体などの市民グループからの提案に対しましても、一緒に調査や

活動ができるような制度を創設したいと現在考えております。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

先ほどからもう少し書いていただければよかったんでしょうけどね。はい、わかりました。

次に、財政改革についてですが、「基金の積み立て」のところで「計画性をもって基金を積み立てていきます」という表現があります。それと、「自主財源づくり」の中では、「新たな自主財源を開拓していきます」とあるんですね。計画性を持って基金を積み立てるというのが、具体的にどういうことを言ってあるのか。それと、新たな自主財源を開拓するとありますが、新たな自主財源として想定されていること、それを教えてください。

○財政課長（島添守男君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、基金の積み立てについての具体的な説明ということでございますけれども、現在積み立てている基金のうち、例えば減債基金は、その目的を、市の将来の公債費負担軽減のため、合併協定を超えた合併特例債137億円の市の単費分41億円を目標に、当該年度の実質収支の２分の１を上限に積み立てています。

このように、積み立ての目的、積み立て基準などを明確にして、基金を積み立てたいと考えております。

具体的な積み立ての目的は、現時点で考えられることとして、例えば公共施設等の改修費などが挙げられると考えております。

次に、自主財源づくりについての御質問でございますけれども、現時点で考えておりますことは、収納率の向上を目指す対策はもちろんのことですけれども、そのほかに、例えば１つは市有地の活用による企業誘致等により雇用をふやし、税収の確保をすること。もう１つは、ふるさと寄附金の拡充で、謝礼品の充実により寄附金そのものの増加を目指すこととあわせて、例えば寄附目的を明確にして、その目的に賛同する方々から寄附を募ることによって、事業財源の確保を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○８番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

まず、基金の積み立てについてですが、先ほど課長から説明がありましたけど、課長が言ってあるのが間違いだとは当然思いませんけど、先ほど減債基金のことを言われましたけど、減債基金なら減債基金としてちょっとあと一言言いたいところがありますが、もう少し私が聞きたいのは、「計画性をもって基金を積み立てていきます」と書いてあるわけですから、その計画性が何なのか、そこら辺がよくこの大綱でもわからないし、今、課長は減債基金のことを例に挙げられましたけど、どうもわかりづらいんですね。

計画性について、「検討します」とは書いていないわけですからね。「積み立てていきます」ち書いてあるわけですから、済みません、まず基金についてですけど、もう少し考え方なりあれば、わかりやすくもう少し説明していただきたいと思うんですが。

○財政課長（島添守男君）

先ほど減債基金の例をとってお話しいたしましたけれども、基金を積み立てる上で、基金の積み立ての目的、積み立て基準などを明確にして行いたいというふうに申し上げました。

今、減債基金、先ほども引き合いに出しましたけれども、目標額41億円に対しまして、平成26年度末で合併特例債の追加額の市費負担分として、3,040,000千円積み立てております。このままでいきますと、28年度末には目標額に到達するという見込みで考えておるところでございます。

したがいまして、29年度以降は、次に新たな基金の積み立てを開始できるのではないかというふうに考えているところです。

したがいまして、目的とそれから基準をつくりまして、次の基金積み立ての段階に入っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

減債基金41億円については、特例債のオーバー分ですけど、28年度で済むと今言われましたね。それはそれでいいんでしょうけど、この大綱は、28年度から実施をされるわけですから、さっき実施計画の話も出ましたけど、本来、実施計画が今ないのがおかしいわけで、本来、実施計画はもう既にできていなければできないわけですからね。

そうした中で、ちょっと余り課長の説明では、減債基金を延長した形で41億円を終わるから、それを延長した形でそういうふうにやっていきますということなら理解はできるんですけど、そういうことじゃないんでしょう。新たにまた今から考えていかれるわけでしょう。ちょっとそこら辺。

○財政課長（島添守男君）

先ほど来申し上げていますとおり、減債基金は目標額が間もなく到達すると。ですから、次に基金を積み立てるにしろ、積み立てをする目的、それから基準をつくってから新たに積み立てを始めなければならないというふうに考えておるんですが、29年度以降はその積み立てを開始できるのではないかというふうに見込んでおるところです。その積み立ての目的として、先ほども申し上げましたように、例えば公共施設等の改修費等を考えたらどうかというふうに今検討しておるところでございます。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

それでは、計画期間は28年度からですか、その検討を28年度にされるちいうことなんです

か。積み立てていくち書いてあるんですからね。これは４年間の計画期間ですから、28年度中にそのことを検討して、29年度からはそういったものに基づいて基金を積み立てていきますという理解でよろしいんですか。

○財政課長（島添守男君）

そのような方向で考えたいと思っているところでございます。

○８番（白谷義隆君）

はい、わかりました。

先ほど課長は、言葉尻をとるわけじゃありませんよ、減債基金は特例債の協定項目を超えて特例債を使うんですね。その分の41億円が減債基金の目標と言われたんですね。これは少し違うと思うんですよ。合併協定を超えて、特例債を使うかどうかを議論したときに、確かに超えて活用した場合、財政的に非常に苦しくなりますよと、現にそのとき議論した時点で、合併特例債を満額使ったために窮地に陥っている自治体もあるというような話も出たんですね。ですから、そういうことにならないように、協定項目を超えてした分の95の70%が交付税で措置されますから、その中から特例債をオーバーした分の市の負担分30%を減債基金に積み立てていきますという話だったんですよ。別に減債基金の目標額が41億円じゃないんですよ。

ですから、さっき言葉尻をとるつもりはないと言いましたけど、課長は減債基金が41億円が目標だと言われましたから、それは違いますよと。減債基金の一部としてオーバーした分の３割の市の負担分41億円を減債基金として積み立てていきますよということだったんですよ。その当時、課長は財政課におられたからわかっておられると思うんですけど、ちょっと表現が違っておりますから。減債基金の目標額じゃありませんからね。ちょっとそこら辺は念を押しておきたいと思います。

それと、先ほど自主財源の開発の中で、課長はたしか、現在考えているのは収納率の向上だとか、企業誘致による税収の確保とか、ふるさと基金の増額とかを言われましたけど、これは新たな自主財源じゃないんですよ。私はこの大綱の中に、今、課長が答弁されたようなことがなぜ入らなかったのか疑問ですが、いずれにしてもそれは入らなくて、新たな自主財源の開発をしていきますち書いてあるんですよ。ですから、新たな自主財源とはどういうことを想定してあるのか。私たちが考えれば、なかなか新たな自主財源の確保というのは難しいだろうと思うんですね。それでもあえて大綱に書いてあるわけですから、それなりの何か想定されていることがあるんだろうと思うから聞いているわけで、もちろん課長が大綱を書かれたかどうかわかりませんけど、わからなければここは大綱を書かれた方にお聞きをしたいと思いますけど、新たな自主財源の開発ですから、どういうことを想定してここを書かれたのか。普通、書く場合は何かを想定しながら書くんでしょうから。ただ単に格好よく新たな自主財源の確保ですとかちいう書き方は、こういった計画書を書く場合に簡単には書かな

いわけでしょうから。その辺のところについて、とりあえず担当が財政課長ですので、課長。

○財政課長（島添守男君）

明確に今の時点で、はっきりこれが新たな自主財源の確保策ですよとお答えできるものがないんですけれども、平成27年度から今年度にかけて、市営住宅跡地の宅地分譲に取り組んでおりますけれども、その主たる目的は定住人口の増加ということでございますが、一方では市有地の売却によって収入を得るという側面もございますから、市有財産の有効活用による自主財源確保策の一つとして捉えることもできるのではないかというふうに考えます。

このようなことも、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

課長はわかって言ってあるんでしょうけど、市有財産の活用については、これは過去に何回もその話は聞きましたよ。まさか本気でそのことが新たな自主財源ちは考えていないと思うんですけどね。違うでしょうが。誰が聞いてもそれは新たな自主財源じゃないんでしょう。課長ばかりを責めてもどうかと思いますけど、何となく漠然としているじゃないですか。ですから、どういうことを想定されているのかぜひ聞きたいと思ったんですけど、聞くのは無理ですかね。無理なら無理と。

○財政課長（島添守男君）

大変申しわけございません。今、考えているところは、先ほど申し上げたとおりの内容で、ちょっとこのようなことも検討していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○８番（白谷義隆君）

だとしたら、「新たな自主財源の開発」じゃなくて、「自主財源の確保」とタイトルを変えて、その中で収納率の向上とか書くべきであって、ちょっと余りにもこの書き方はどうかな、無責任なような気がしますけど、課長がこれ以上はわかりませんと言ってあるわけですから、もうそれはいいです。

まだいっぱい聞きたいと思ったんですが、時間がありませんので、簡単に答えていただきたいと思います。

次に、「適切な公共施設等の料金設定」について、「受益者負担の原則に基づき、公共施設等の利用料金や減免制度の見直し、再設定を実施する」とありますが、ここについて、どういうことなのか簡単にお願いします。

○財政課長（島添守男君）

適切な公共料金の料金設定ということですけれども、施設の維持管理費というものが利用者の使用料と公費（税）で賄われておりますことから、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平化という観点から、受益者負担というのを原則として、使用料は算定すべきと

いうふうに考えます。

その上で、一つの考え方として、施設の設置目的や提供するサービスの性質により、受益者と市の負担割合を定めている自治体もございますので、そういったことを十分調査研究を行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

確かに公平性の問題から、受益者負担の原則に基づいて見直すということですから、それはごく当然で、当たり前のことだろうと思います。そのために、大綱では受益者負担の原則に基づいて見直すということですから、実はここの中であれば教えてください。受益者負担の原則とありますが、受益者負担についてどのように考えてあるのか。簡単に受益者負担の考え方、どういうふうにしていこうと思われているのか教えてください。

○財政課長（島添守男君）

受益者負担の考え方ですけれども、これは先ほど原則は申し上げたとおりで、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平化というのが原則としてあると思います。

他の自治体の例を申し上げますと、公共施設をサービスの性質として必需性と市場性、つまり、市民の日常生活の水準確保に必要か否か、また民間による提供が可能か否かということによって分類した上で、受益者と市の負担割合を設定してあるところもございます。これを十分調査研究して取り組みたいと思います。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

もう少し具体的な説明があるかと思ったんですが、そしたら今、十分な調査研究ということですから、これもいつごろまでに調査研究をされて、「見直しを実施します」と書いてあるわけですから、早いうちに調査研究が必要であれば調査研究をしていただいて、４年間のうちには当然実施をされていくと思うんですから、そこら辺はよろしくお願いをいたします。

それと、ちょっとこの項目では最後になりますが、次の組織改革の中で、補助金改革の実施について、「補助金の交付、審査の基準を作り、市民を交えた補助金外部評価を実施していきます」とありますが、このことについても、もう少し説明をお願いいたします。

○財政課長（島添守男君）

平成18年度以降、補助金の見直しは行っていないため、新たに補助金の見直しを行うに当たっては、市民の皆様の御理解と御協力を得ることが必要というふうに考えております。

このため、補助金の交付や審査の際に確認すべきポイントなどの基準を定めて、市民を含めました外部組織としての補助金等審査委員会を組織して、検討を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

補助金審査委員会を設置して検討を進めるということですが、どういうことを進め、検討されるのか教えてください。

○財政課長（島添守男君）

先ほども申し上げましたが、補助金の交付や審査の際に確認すべきポイントといったところに重点を置いて、今、基準を定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

もうちょっと時間がありませんから、もう余りこれ以上言いませんけど、ただ、これだけ教えてください。ここに「補助金外部評価を実施していきます」と書いてあるんですね。外部評価をして、どうしようとされているのか。外部評価をしただけじゃ仕方ありませんから、外部評価した後はどういうふうにしようとされているのか、教えてください。

○財政課長（島添守男君）

外部評価をした後にどのようなことをしていくかということでございますけれども、そもそも行財政改革という目的が、市の財政的な負担の軽減というところが目的にありますし、それが適切かということもございますので、外部評価をやることによって、その補助金の目的や金額等について、適正かどうかというふうなことも比較検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

済みません、余り回答にもなっていないようですけど、私のほうから言います。

この外部評価の評価をして、補助金を見直すということかどうかですよ。外部評価をしても仕方ないでしょう。補助金を見直すか、見直さないかですよ。そこら辺を端的に教えてください。

○財政課長（島添守男君）

そのとおりでございます。見直すということです。

○８番（白谷義隆君）

ぜひ、先ほど課長もちょっといみじくも言われましたけど、19年から見直していないと。もう10年ですよ。ですから、ぜひここは外部評価を実施しますと書いてあるわけですから、これに基づいてぜひ補助金の見直しをやっていただきたいですね。当然、４年間あるわけですから、全部の補助金について外部評価にかけられるんでしょうから、その中で見直さなくていいやつもあるんでしょうけど、そこはやっぱりシビアに評価をしていただいて、補助金を見直すという方向で進んでいただきたいと思います。

これで終わります。

次に、コミュニティバスの運行についてお尋ねいたします。

まず、コミュニティバスの利用状況についてお尋ねするつもりでしたが、時間がありませんので、ちょっと課長省きます。

その中で、最近、大和町の複数の行政区の住民の方から、コミュニティバスを自分たちのところにも来るようにしてもらいたいとの要望がありました。以前、同じようなことで担当課にお尋ねをしたところ、今でも時間的に目いっぱいで、これ以上バス停をふやすことは厳しいと言われたことがありました。しかし、今回、私のところに要望された行政区は、最寄りのバス停まで２キロも３キロもあり、事実上コミュニティバスを利用するのは無理だと思われますが、どうでしょう、市長なり担当者の考えを教えてください。

○企画課長（椛島謙治君）

白谷議員の地域の要望に対してということでお答えをさせていただきます。

コミュニティバスにつきましては、ここ数年来、バスの利用者はふえておるところでございます。これまで区長さん等からバス停の新設、またルートの延長等の要望を受けまして、市内交通事業者、道路管理者、警察、市民代表等で構成しております柳川市地域公共交通会議というところに諮りまして、随時改正をしてきたところでございます。

大和地区の路線につきましては、過去、長田病院や水の郷へのルートの延長、それとバス停の増設の要望がありました。

このことにつきましては、既定の運行時間内に収まりましたので、27年１月のほうから改正をいたしておるところでございます。

お尋ねのバスルートから離れた地域のバス停新設に関してでございますが、何とかできないかと思うところでございますが、大和地区のコースは現状でも１周２時間を超える周回ルートで運行しております。

このため、目的地までの所要時間が非常に長くなることもあり、利用者から使いにくいという声もいただいておるところでございます。

また、運行上の安全管理についても十分気をつけなければなりません。ことし１月に長野県軽井沢町で発生しましたスキーバスツアー事故は皆さんの記憶に新しいことと思いますが、バス運転手の過重な労働条件が事故原因の一つとも言われております。

こうしたことを鑑みますと、新たにバス停を増設し、ルートを延長することによりまして、現状でも約２時間連続して運転をしておりますし、運行回数を維持するために、運転手の休憩時間の確保が非常に難しくなるというような問題も発生してきます。

ただ、利便性の向上につきましては、随時検討していかなければならないというふうには考えております。

今後も、現状のバスの台数や運行時間等の条件の中で、可能な限りにおいて利便性が向上するよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

課長は、できるだけ利便性の向上に努めていきたいということですけど、ただ一方では、ルートを延長した場合は運行上の安全管理に影響が出ますと、そういうことを言ってあるわけですね。言われていることはよくわかるんですけど、ただ聞いている私として、最初に言いましたけど、複数の行政区の方がうちには来ないと。さっき課長は、利用者はふえていると言われましたよね。利用者はふえているけど、一方ではそういったバスが回っていないところもあるんですよ。ですから、そこをどうするかを聞いているわけで、実際は、延長は難しいですよち言いながら、利便性の向上に努めますち言われても相矛盾する話で、要するにその延長はできるのか、できないのか。さっきの課長の話では、どっちなのかよくわからないんですね。聞いている分については、ああなるほどと思うんですけど、結論は言われなかったから、するのかしないのか。実際困ってあるわけですよ、高齢者の方はふえてあるわけですから。最寄りの駅まで行くのに自転車で行かないかん。ところが、車があるので危のうして行きもされない。

そすと、また一方では、高齢者の家族の方から高齢者の人には、これ直接私言われたんですけど、「もう運転の危なかけんもうやめてくれんの」と、「何かあるときはもう俺が送っていってよか」ち、「そしけん更新をせんちゃよか」ちいうて言われると。ところが、実際そうすると、子供は仕事で忙しいときとか、とてもそうはいかないと。ですから、コミュニティバスを何とか回していただけないでしょうかという話ですからね。

さっき課長は、現状のバスの台数や運行時間の範囲内ではできませんちいうことなんですね。そうだろうと思うんですよ。そしたら、その枠を取り外さなければ、これはできない話じゃないですか。どこかでその大前提を崩さないと、今、課長の答弁を聞きよってそう思ったんですね。あくまで大前提を崩さなければ、これ以上その範囲内ではバスとか運行時間の間では延長はできませんとおっしゃったわけですから。そこら辺を心配をされているわけですから、住民の方が。言われたんですよ、私。「うちの地区は税金な払いよらんとかん」ち、「なしけんですか」ち、「よそさんな福祉バスが来よるけど、何でうちは来んとかね」ち、「うちん部落はだっでん税金な払いよらんじゃろう」ち、住民の方と話すけん、大体そういう話から入っていきますからね。そういうふうに皮肉を言われるんですね。

ですから、そういう状況にある。片方で、本来このコミュニティバスは高齢者や障害者のために福祉バスとして発足したわけですから、精神はそこにあるわけでしょうから、高齢者とかは置き去りちいうのもおかしいんじゃないですかね。そしけん、もし課長のところで答弁ができなければ、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

地域によって空白ゾーンがあるということも十分理解をしております。バスを増車すれば

バス問題も解決するし、運転手もふやせますね。解決するというふうに思います。

今の現在の運行状況の中で、予算的にとれればいいんですけれども、具体的にはもう少し、今担当のほうに言っているのは、実際そちらにバスを回して、実際アンケートというよりも個別的に訪問してみたらどうだろうと。そういう地域の空白のゾーンについてですね、そういうことを話しておりますので、早速調査をしたいというふうに思っております。

あと、空白ゾーンをどうやって埋めていくかという問題については、バスで埋めるのか、違った方法で埋めるのか、そういうことも、そしてもう少しほかの市町村での運行バスの利用状況を見ながら、そしてまた財政的な負担が、新たに多額の費用が要りますので、そういうことを含めて少し時間をかけなければならないというふうに思います。

ただ単にバスを延長するだけで、時間がまた２時間が２時間半に変わってしまうと、ずっと車の中で最初乗られた方というのは、２時間も乗っておかなければならないと、そういう不満が出てきますので、そういうことも鑑みて、いろんなことで検討しなければならないというふうに考えておりますので、椛島課長が答弁するのに大変苦慮しておると思いますけれども、金の問題を含めて、そしてまた伊藤議員とかいろいろこの問題については触れられて、何回も触れられていまして、そういうことも含めて、いろんな形で考えなければならないという時期に来ているというふうに思っております。

以上です。

○８番（白谷義隆君）

確かに同じ市民ですから、同じように利用したくてもできないという声が実際あるわけですから、そこら辺については、やはり利用できる状態にしておくのは当たり前のことだろうと思うんですよ。

ですから、さっき市長言われましたけど、デマンドバスについても、それも検討の時期に来ているかもしれない、あるいはバスを全部回すのか、その空白地帯にはほかの手段が考えられないかということですから、そういった方向でやはり検討をしていただきたいですね。

ですから、利用できる状態には置いておく。果たしてその方が１カ月に何回使われるかわかりませんよね。いつ用事ができるかわからないわけですから。いつ医者にかかられるかわからんわけですからね。それを前もって、ここの地区は乗る者のおらんけんち、その話は、そういうことはちっと余りにも乱暴だろうと思うんですよ。

ですから、使える状態にしていただく。そしけん、それをバスを回すのか、ほかの手段に変えるのか、あるいは、いつも伊藤議員が言われるようにデマンドバスに全部変えるのか、それは財政的な面がありますので。

ただ、繰り返しになりますが、どこの行政区でも使える状態にだけはしておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後３時11分　休憩

午後３時21分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第６順位、20番梅﨑和弘議員の発言を許します。

○20番（梅﨑和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。20番、日本共産党、梅﨑です。

まず最初に、熊本地震により被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

それでは、第１番目の一般質問でございますけれども、ＴＰＰにおける柳川の農業、市民に与える影響についてお尋ねいたします。

安倍政権は、さきの通常国会でのＴＰＰ協定の批准を先送りしていますが、参議院選挙後の臨時国会では強行採決を狙ってくるのではないかと、このように思っております。

世界の国々は、輸入品に関税をかけることで国内産業を保護しています。貿易自由化とはその関税をなくし自由に貿易できる環境をつくることです。ＴＰＰの最大の特徴は、農産物を含め全ての物品の関税撤廃を原則にしていることです。

平成25年３月の柳川市議会におきましてＴＰＰへの対応に関する請願が柳川農協組合長より出され、全員賛成で採択をされております。

福岡県農政連は、ＴＰＰ協定が発行すれば日本の農林水産物は過去最大の市場開放が進むことになり、ふるさと福岡の食と農、暮らしを守るため５年半にわたりＴＰＰ断固反対の運動を行っておられます。

日本の食料自給率は39%であり、私たちの体はもはやメード・イン・ジャパンではなく、半分はアメリカ産、半分は中国産とも言われているそうです。米が余り米価が暴落している中で、農家に対しては飼料米をつくらせる一方で、アメリカ、オーストラリア産米、合わせまして7.8万トンの輸入枠が新しく設けられ、輸入米の拡大により米つくり農家に大きな影響を与えると思います。一方、輸入のブドウは、オーストラリア産、チリ産は種なしで皮ごと食べられるとあって消費者に受け入れやすく、価格は国産の４分の１程度の安さです。柳川農協のブドウ部会員は42名ですけれども、このＴＰＰが発効すればブドウの関税は撤廃され、柳川のブドウ農家にも大きな影響を与えることが考えられます。

アメリカ大統領の候補者であるトランプ氏は、ＴＰＰは最悪の協定、ごみ箱に放り込む、クリントン氏は、ＴＰＰには反対、雇用を奪い賃金を下げると、どちらの候補者もＴＰＰに

は反対という報道がされております。

農産物重要５品目、つまり米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖について完全撤廃の対象から除外するよう政府に求めましたこの国家決議に反しております。若い農業の方が将来に希望が持てる農業にすべきだと思います。

２回目以降の質問を含めまして、ＴＰＰによる柳川農業、市民への影響について市長の見解をお聞かせください。

次に、子供の就学援助と貧困問題についてであります。

柳川市立小中学校児童生徒就学援助規則によると、「経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対し必要な援助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする」とあります。

平成26年に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行されております。子供の貧困に関する指標の一つとして就学援助率があります。平成25年度、福岡県は、沖縄、北海道、大阪、京都、鹿児島、そして福岡県ですけれども、この就学援助率は22.6%と全国でも６番目に高く、子供の貧困が最も深刻な県の一つになっております。４人家族の課税所得が3,830千円程度で受給できる町がある一方、1,200千円以下でなければ受給できない町もあります。学ぶ機会の平等を保証するはずの制度に大きな地域格差があります。

そこで、４点ほどお尋ねいたします。まず１点目ですけれども、平成25年、26年、27年の柳川市の就学援助認定者数はどうなっているか、２点目は、認定基準額は生活保護費の1.3倍となっておりますけれども、1.5倍にした場合の総額は幾らになるでしょうか。３点目、柳川市の場合、課税所得は幾らから受給できますか。それと、福岡県子供の貧困推進計画は、「子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け全庁挙げて取り組む決意を示す」とあります。

昨年政府が発表しました子供の貧困率は16.3%であり、約６人に１人となっております。収入の少ない家族のもとで暮らす子供の数がふえており、貧困の度合いが年々深刻化していると言われております。労働者派遣法の改悪によって非正規労働者が急増しております。非正規雇用の増大と低賃金が貧困につながっていきます。少子化が進み、子供の貧困率が拡大しているにもかかわらず、政府は子供の貧困対策に予算を使おうとしていないのが現実ではないでしょうか。

４点目には、柳川市における子供の貧困対策計画の策定予定、この内容はどうなっていますか、以上４点をお尋ねいたします。

３点目が、住宅リフォーム制度についてであります。住宅リフォーム制度につきまして、３月の予算議会において、利用者が少ないから減額すると理解しておりました。利用者が少ないならば減額するのも仕方がないと思っていましたけれども、私は多くの自治体の状態、

意見を聞きながら提案をしてきました。いわゆる経済的な波及効果は多く、取り組む自治体が全国的にふえてきております。大牟田市では、受け付け開始から１日間でいっぱいになると、このような評判のいい制度だということもお聞きしております。平成25年に予算をつけていただきましたけれども、いわゆる２年間で廃止されたことに納得ができません。

そこで、第１点目は、３月議会の議案質疑におきまして、今後、経済的波及効果などについての調査をし、再度取り組みをしていただきたいと要望しておりましたけれども、どのようにされたのか、お尋ねします。

第２点目、平成25年度から27年度までの内容を検証し、討議を重ねた結果、平成28年度の予算計上を見送らせたとありますけれども、具体的な説明をお願いします。

以上、第１回目の質問でございます。

○市長（金子健次君）

梅﨑議員のほうからＴＰＰへの市民に与える影響について、市長の見解をということでございます。

最初に私のほうからお答えをしたいと思います。

ＴＰＰにおける最大の懸念材料というのは、農業に与える影響だというふうに、もう考え方は同じでございまして、後ほど課長のほうから御説明いたしますが、小麦への影響が大きく、そのほかの畜産物への価格低迷など生産者にとりましても深刻な問題であるというふうに捉えております。我が柳川においても大変な問題ではあるわけでございます。

今後、ＴＰＰにつきましては、各国それぞれでの承認、議決を得なければなりません。我が国におきましては、審議不足などにより、さきの国会での成立が見送られました。また、ＴＰＰ参加国中、貿易額が最大のアメリカにおいても、議員が言われたように、大統領選挙それぞれの候補者からは、ＴＰＰ参加への反対発言の報道もありましたように、国外情勢を含めて不透明な状況になっております。

本市におきましては、今後の動向を注視しながら対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○農政課長（林　　誠君）

梅﨑議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員がお尋ねになられた米づくり農家への影響についてということですけど、環太平洋経済連携協定、いわゆるＴＰＰにおける農産物の影響についてですが、福岡県が試算をしているので、それについて説明させていただきますと、福岡県では、国において算出された農林水産物の生産額への影響についてをもとに次の３点の条件を当てはめて影響を試算しております。

１点目が、関税率が10％以上で、２点目がＴＰＰ参加国からの輸入割合が国内流通量の

10％を超えていること、また３点目が、出荷時期や品質でＴＰＰ参加国と競合するおそれがある農産物を対象としていること。その結果として、農産物の影響として平成25年産の10品目の算出額959億円をベースとしての見込みは1,120,000千円から1,820,000千円減少すると見ています。その中で、米の生産の減少額はほとんど見込まれていません。しかし一方で、国別枠による輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落し、米農家の減収につながることも懸念されますので、今後の動向を注視し、対応していかなければならないと考えています。

以上です。

○20番（梅﨑和弘君）

御答弁ありがとうございました。今はですね、減反率が48％であり、減反政策により農地の半分近くは米つくりができない状態です。私は今までずっと言ってきましたけれども、この米にかわる柳川独自の農産物をつくるための対策が必要ではないかと、こういうことを何回も提案をしてきましたけれども、なかなか思うようになっていないのが現実であります。先ほど来の答弁、また、県の試算によると、米の生産減少額はほとんど見込まれていないということも言われておりますけれども、私はこういう見方は非常に甘い見方じゃないかなと思っております。早目早目にこの対策をとっていかなければ、もうＴＰＰが通った場合、米の輸入がじゃんじゃん来てからでは遅いんじゃないかなと、このように思っております。

そこで、ブドウ農家も、先ほどちょっと質問しましたけれども、このブドウ農家に対してはどのようにお考えでしょうか。

○農政課長（林　　誠君）

議員のブドウ農家への影響についてのお尋ねについてお答えいたします。

本市では、以前より巨峰の生産が盛んに行われています。平成27年度でＪＡブドウ部会が、先ほど議員もおっしゃられましたけど、42名で、11.2ヘクタールの作付面積です。販売金額といたしまして56,000千円となっているところです。福岡県全体でもブドウの生産は盛んで、県の平成25年の生産額は67億円で、農産物産出額の上位６番目の産出額となっています。

このようなことから、今回ＴＰＰで示されたブドウについての現行7.8％、または17％の関税の即時撤廃が実施された場合の影響を心配されている方も多いのではないかと思います。

ブドウについては、国産ブドウは巨峰やピオーレ、シャインマスカットなど味や外観などが極めてすぐれており、産地ごとにブランドが確立しております。本市のブドウも、柳川の「両開の巨峰」のブランド名で甘くておいしいと、評判がいいと聞いております。このため、国産ブドウは輸入ブドウの３倍以上の価格であるにもかかわらず、国内需要の９割を占めていることから、影響は少ないと考えられています。

しかし一方では、品質格差があっても、関税撤廃はある程度連動して、国産価格の下落につながるものとの見方もあります。今後ブドウ農家の減収につながることも懸念されますの

で、動向を注視し対応していかなければならないと考えております。

以上です。

○20番（梅﨑和弘君）

私がベトナムに行ったときにスーパーに寄って、そのブドウがいろんなブドウがあるわけですね。そして、やっぱり種もなかし、皮も薄いし、やはり安いとに飛びつくというかな、日本のブドウは評判がよかけんよかろうということですけれども、これじゃ少しちょっと、先ほど言いましたように、甘い見方じゃないかなというふうに思っております。

また、農業問題はこれで終わりますけれども、市民の皆さんの中には、ＴＰＰは農家の問題やっかと、自分たちにはあんまり関係ないと思われている方もあると思います。いわゆるＴＰＰは医薬品の保険適用や公定価格の決定など薬価制度、新薬の特許期間やデータ保護を対象にしております。今後アメリカの製薬大企業の影響により新薬価格が高騰するならば、患者の窓口負担が増すだけではなくて、人々の命を救う安いジェネリック医薬品が製造できなくなると、そして、医療保険財政を圧迫して医療水準を低下させることになるということも言われております。いわゆるアメリカ政府は、我が国の医療や食の安全などにかかわる各種の制度、基準の撤廃、それから規制緩和を求めてきております。いわゆる国際競争力強化の名目で労働者の賃金や労働条件が大幅に切り下げられ、労働力の移動が自由化されたら賃金水準は低下することにつながります。景気のいいときには安上がりの非正規雇用をふやして大もうけをし、景気が悪くなると派遣切り、下請切りが行われております。

４月５日に国会で審議入りしましたＴＰＰ承認案と関連法案の交渉資料は表題と日付以外は全て黒塗りであったと、このように徹底した秘密主義で行われているんじゃないかと思っております。

私は、ＴＰＰ反対のポスターを宣伝カーに張って街頭宣伝もしております。このように、農業問題だけではなくて、先ほど言いましたように、私の意見について市長はどのようにお考えか、再度見解をお願いいたします。

○市長（金子健次君）

再度またお答えしたいというふうに思います。

ＴＰＰの農業に対する影響については、先ほど冒頭私の考え方なり、また、議員の考え方は大体同じでございますけれども、議員が言われるように、ＴＰＰ協定というのは関税に関することだけでなく、サービスや投資の自由化を進めて知的財産や電子商取引、企業の規律、環境など、幅広い分野で参加国内の人、物、資本、情報の往来が活発化することによって、この地域を世界で最も豊かな地域にすることに資するともされているところでございます。

そういう中におきましても、しかしながら、本市の農業に対する影響というのは懸念をされておりますので、冒頭申し上げたような見解、考え方を持っております。

一番注目されるのは、やっぱりアメリカの今回の大統領に誰がなるかということによって

変わってくるんじゃないかというふうに思っておりますし、本市におきましても、本市だけではなく、日本全体の農業をされる方々についても非常に関心が深く、今後の動向を注視しながら対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（浦　博宣君）

次に、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（木下　隆君）

梅﨑議員の御質問にお答えします。

平成25年度、26年度、27年度の就学援助認定者数でございます。まず、平成25年度ですが、要保護58人、準要保護760人、計818人でございます。次に、平成26年度は、要保護56人、準要保護747人、計803人でございます。次に、平成27年度は、要保護48人、準要保護756人、計804人で、ここ数年の認定者数はほぼ横ばいとなっております。

続きまして、現行の生活保護基準1.3倍から1.5倍に引き上げた場合の総額は幾らになるかということでございますが、総額を算定するに当たり生活保護基準の1.3倍から1.5倍の間にどのくらいの対象者がいらっしゃるかということになりますが、学校教育課では、世帯状況や課税状況等の情報を持ち合わせておりませんので、その金額が幾らなのか、お答えできないことを御理解ください。

現行では、個人情報保護の観点から申請者の同意なしに個人情報の調査をすることはできないこととなっており、申請と同時に提出していただく同意書をもとに、住基情報や課税状況について担当課へ照会し、援助の可否について判定をしている状況でございます。

続きまして、本市の場合、課税所得は幾らから受給できるかということでございます。

本市の認定方法でございますが、まず基準額は、家族構成、その年齢、また家族の収入状況などによって変わってまいります。また、申請者につきましては、さまざまな家族構成、年齢構成でありますので、一概に申し上げにくい状況ではございますが、例として申しますと、両親、小学生１名、園児１名の４人世帯で計算をいたしますと、生活保護基準額2,033,740円で、その1.3倍の2,643,862円となり、世帯全体の課税所得金額がこの金額を下回っていれば就学援助対象となります。

以上です。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

梅﨑議員の子供の貧困対策計画の策定の予定及びその内容についての御質問にお答えをいたします。

平成25年６月に子供の貧困対策の推進に関する法律が公布され、「子供の貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに関連分野における総合的な取り組みとして行わなければならない」と規定をされております。また政府は、子供の貧困対策を総

合的に推進するための子供の貧困対策に関する大綱を平成26年８月に閣議決定し、貧困対策のあるべき道筋を示しました。

このような状況を踏まえまして、本市におきましても、保健福祉部門及び教育部門が密接に連携し、情報の収集及び共有を図りつつ、子供の貧困対策に関する計画の策定に向けて検討を始めたいと考えております。その計画の内容につきましては、福岡県が本年３月に策定している県計画と同様に、子供の貧困対策に関する大綱において、国が示した重点施策、すなわち教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、この４本の柱を中心に検討することになると考えております。

以上です。

○20番（梅﨑和弘君）

どうもありがとうございました。それでは、ほかの自治体ではＰＴＡ会費とかクラブの会費、また、生徒会費などの支給をされているところもありますけれども、これらについて検討される考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（木下　隆君）

議員が申されたＰＴＡ会費、クラブ活動費、生徒会費につきましては、文部科学省が定めております補助対象品目に含まれていることは承知しております。

本市においては、ＰＴＡ会費、クラブ活動費、生徒会費については要保護世帯を除き支給しておりません。その理由として、対象者の大半を占めます準要保護世帯への支給は大きな財政負担を伴うこと、また、クラブ活動費についてはクラブを中途で退部する生徒も存在しますので、対象かどうかの確認方法や公平性が課題であると認識しております。

近隣自治体の状況ですが、これらの費目を対象にしている自治体は少のうございますので、今後近隣自治体の動向を注視しながら調査、研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

○20番（梅﨑和弘君）

認定基準額は生活保護費の1.5倍にした場合の総額は、個人情報保護にかかわることであり、総額はわからないというふうに理解していいですか。

○学校教育課長（木下　隆君）

おっしゃるとおりです。

○20番（梅﨑和弘君）

例として受給できる課税所得額を提示していただきました。いわゆる課税所得額を上げる方向でぜひ検討してほしいと思いますけれども、よければ市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（金子健次君）

それでは、お答えいたしたいと思います。

本市が生活保護基準の1.3倍を適用する理由として、県南のほとんどの自治体が生活保護基準の1.3倍を適用していること、また、文部科学省が平成26年度に実施しました全国調査結果を見ましても、生活保護の基準額に係数を掛ける方法を採用している自治体のうち1.3倍を超えて支給している自治体は約15%になっていることなどが上げられます。拡大することによって市の財政負担が大きくなることが予想されます。

今後、国、県、近隣自治体の動向を見ながら見直しの必要が生じた場合には対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（梅﨑和弘君）

次にですけれども、教育委員会の中に専門の就学援助担当者がおられるかどうかですね、また、こういう担当者についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（木下　隆君）

本市では、現在、就学援助の担当者は１名おりますが、ほかの複数の業務も兼任している状況でございます。年度当初は多くの保護者が就学援助の申請に来られ、窓口が混雑したり、担当者が不在の場合もございますので、サブ担当者を決め窓口対応を円滑に行うことができるよう工夫しているところでございます。

教育委員会内に専門担当者を配置したとしても、先ほども申し上げましたが、個人情報保護の観点から事務については制約がございます。また、限られた職員数の中で数多くの業務を担っていますので、専任の担当者を置くこととなると、その専任の担当者が受け持っていたほかの業務を違う係員に任せることになり、係内の業務量バランスを欠くことになりますので、現行の配置、対応を行いたいと考えております。

以上です。

○20番（梅﨑和弘君）

やっぱり教育委員会の中に専門の就学担当者がいない場合、どうしても片手間のような形になり、申請がおろそかになるんじゃないかなと思っております。

今度のみやま市議会の議会記事によりますと、子ども子育て課の中に貧困対策係を設置するというふうな記事がありました。やはり子供の貧困対策は重要な問題であり、積極的に取り組みたいというふうなことでしたけれども、ここら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（田中勝裕君）

子供の貧困対策につきましては、全国的にも問題になっておりますように、喫緊の課題であるというふうに考えております。県のほうでも、親の状況にかかわりなく子供がしっかりと育っていくようにということで計画も立ててございますので、本市としましても、計画の策定に向けて検討をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○商工振興課長（古賀和明君）

梅﨑議員の御質問にお答えいたします。

まず、経済的効果についてお答えをしたいと思います。

柳川市における住宅リフォーム助成事業は、市民の皆様の居住環境の向上とともに、市内中小企業者及び地域経済の活性化を図るため、自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用して修繕または改修を行ったものに対し、工事費の10%、上限100千円を補助するものであり、平成25年度から27年度までの３年間実施をしてきたところでございます。

３年間の事業実績につきましては、平成25年度におきまして予算額5,000千円に対し交付件数33件、補助金交付額2,772千円、補助対象事業の総工事費は38,240千円となっております。平成26年度におきましては、予算額5,000千円に対し交付件数39件、補助金交付額3,319千円、補助対象事業費の総工事費は49,210千円でございます。平成27年度におきましては、予算額3,000千円に対し交付件数34件、補助金交付額2,851千円、補助対象事業の総工事費48,590千円となっているところでございます。

これらのことを検証いたしますと、３年間の事業実施により市民の皆様の居住環境の向上と地域経済の活性化の一助になったのではないかと考えているところでございます。

では、平成28年度予算計上を見送った経緯についてお答えをいたします。

住宅リフォーム助成事業は、先ほども申しましたように、市民の皆様の居住環境の向上はもちろん、個人事業者や法人事業者の経営の安定のための対策として実施をしてきた事業でございますけれども、平成25年度では法人４者で全体の48%、平成26年度では法人４者で全体の53%、平成27年度におきましては、法人４者で全体の75%を占めるなど年々施工業者の固定化が生じてきたところでございます。

一方、昨年本市が作成をいたしました「柳川版まち、ひと、しごと総合戦略」において、空き家や定住の問題を大きく取り上げているところでもございます。

これらのことを踏まえまして、施工業者の固定化の解消と、本市の懸案事項となっております空き家と定住の問題を絡め、事業を見直したいと、そういうことから、平成28年度におきましては一旦見送りをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○20番（梅﨑和弘君）

まず、柳川の経済センターにおいても、こういうふうにリフォームをしませんかということでチラシが配布されております。やはり住宅リフォーム制度は市民の居住環境の向上、それから個人業者、法人事業者の底上げのための景気対策として打ち出した施策とありますけれども、今回事業を見送ったのが施工業者が固定化したという答弁でしたけれども、じゃ、なぜ固定化になったのか、その原因を、原因追及ですか、また、今後どのような対策をとら

れるのか、お尋ねいたします。

ちなみに、中間市は、2016年度、住宅リフォームに関しまして8,000千円の予算をつけております。

以上、お尋ねします。

○商工振興課長（古賀和明君）

それでは、施工業者の固定化の原因、対策について、まずお答えしたいと思います。

施工業者の固定化の原因につきましては、住宅リフォーム助成事業に対する市民の皆様への周知は十分だったのかということ、また、リフォーム事業者への周知は十分だったのかと、そういったことについて、今、再検証を行っているところでございます。その中で、個人事業者の方に市の住宅リフォーム助成事業についてお尋ねをいたしましたところ、交付申請や工事完了報告書等の書類の作成が大変だと、そういう声を多く聞くところでもございます。手続の方法についても検討が必要であろうと、そういうふうに思っております。

今後、個人業者の皆様などにも幅広く活用していただけるような事業に見直しを行っていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○20番（梅﨑和弘君）

それじゃ、今後の事業は、業者の皆さん、また市民の皆さん方にとっても大いに活用されるように今後検討していただきたいと思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、梅﨑和弘議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後４時１分　延会

柳川市議会第３回定例会会議録

平成28年６月21日柳川市議会議場に第３回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

１．出席議員

１番　河　村　好　浩	２番　江　口　義　明
３番　菊　次　太　丸	４番　浦　川　和　久
５番　立　花　　純	６番　荒　巻　英　樹
７番　熊　井　三千代	８番　白　谷　義　隆
９番　近　藤　末　治	10番　佐々木　創　主
11番　荒　木　　憲	12番　髙　田　千壽輝
13番　諸　藤　哲　男	14番　矢ケ部　広　巳
15番　緒　方　寿　光	16番　藤　丸　正　勝
17番　田　中　雅　美	18番　樽　見　哲　也
19番　伊　藤　法　博	20番　梅　﨑　和　弘
21番　三小田　一　美	22番　浦　　博　宣

２．欠席議員

な　　し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	金子　健次	
副市長	成松　宏	
教育長	日髙　良	
総務部長	髙﨑　祐二	
会計管理者	田尻　主範	
市民部長	石橋　正次	
保健福祉部長	原　忠昭	
建設部長	大淵　洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎長	成清　博茂	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見　孝則	
消防長	橋本　祐二郎	
人事秘書課長	平田　敬介	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	松藤　敏彦	
企画課長	椛島　謙治	
財政課長	島添　守男	
税務課長	野田　栄作	
健康づくり課長	大石　涼子	
福祉課長	白谷　通孝	
学校教育課長	木下　隆	
生涯学習課長	袖崎　朋洋	
建設課長	待鳥　哲	
農政課長	林　誠	
水路課長	松永　泰治	
生活環境課長	武田　真治	
まちづくり課長	高須　亨	
観光課長	松藤　満也	
柳川ブランド推進室長	松尾　強	
廃棄物対策課長	乗富　祐治	

４．本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎　公徳	
議会事務局次長兼庶務係長	内田　猛	
議会事務局議事係長	徳永　喜美香	

５．議事日程

日程（１）　一般質問について

順位	質　問　者	質　問　事　項
1	16　番 藤　丸　正　勝	１．佐賀空港オスプレイ等配備計画について柳川市の対応策は (1) 柳川市として佐賀県へ、どの様な要望書を提出されたのか (2) 柳川市民への配備計画の説明会の実施はするのか (3) 佐賀県と航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書の見直しは
2	15　番 緒　方　寿　光	１．地震発生直後の危機管理のあり方 ２．「オスプレイ配備計画等」に対する、本市の対応と今後の方針は ３．市政一般 (1) 「県道高田柳川線」の整備 (2) 「新クリーンセンター」への提案 (3) アンテナショップ（東京まるごとにっぽん）
3	６　番 荒　巻　英　樹	１．熊本地震での本市の課題や対応等について (1) 今回判明した課題は (2) 地震後の対応について ２．投票率アップに向けての取り組みについて (1) 期日前投票所を増設する考えは (2) 投票所の立会人を若者に委嘱する考えは ３．訪日外国人旅行（インバウンド）への取り組みについて (1) 中国を中心とするクルーズ船客へのアプローチは (2) 本市を訪れる外国人客で最も多い台湾人客へのアプローチは (3) 国際交流員を採用する考えは
4	19　番 伊　藤　法　博	１．市長の政治姿勢について ２．柳川観光の方向性について
5	９　番 近　藤　末　治	１．前回質問の其の後について（H27.９.８） (1) 西鉄柳川駅前道路 (2) 三橋町・枝光の高橋交差点 (3) 高橋・中牟田線の進捗状況と延伸 (4) 市職員の地域における役割 ２．くもで網設置について ３．中学校体育祭について

午前10時　開議

○議長（浦　博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問について

○議長（浦　博宣君）

日程１．一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第１順位、16番藤丸正勝議員の発言を許します。

○16番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。16番藤丸正勝でございます。４月14日、15日に、熊本では大変大きな被害があって、被災者の皆さん方には衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日の一般質問でございますけれども、その前に、柳川市で今非常にどういうのが関心してあるかと考えてみましたら、文化会館の建設、火葬場の建設、ごみ焼却場の建設とか、子育て支援の問題、また学童保育所の問題、空き家対策、それに少子・高齢化問題と、いろいろな課題が山積しているところでございます。これからの市政運営は、どうしても避けて通れない問題であります。市民のため、福祉の充実を執行部にお願いいたしまして、佐賀空港へのオスプレイ配備計画の一般質問に入りたいと思います。

オスプレイ17機、ほか目達原駐屯地に所在するヘリコプター50機、自衛隊員700名から800名が、平成31年をめどに陸上自衛隊駐屯地開設の話が九州防衛局より当市のほうにも唐突にお話があり、金子市長初め担当課は、大変対応に追われたのではないかと思っております。

そこで、市長を初め議会は、このオスプレイ及びヘリコプターの佐賀空港配備について、市民の声は聞こえておるでしょうかと思っております。市民の声は、柳川市より情報が少ないと。また、市議会よりも、情報がないと。本当に佐賀空港に配備されたら、私たちにはどのような被害があるだろうか、全く情報がないから不安との声があります。市はどのような対応をされるのか。安心で安全な生活ができるのか、沖縄のように戦後70年経過しても、騒音に悩まされ、また、墜落事故の恐怖におびえながら今後生活するのは不安であるとの意見や、子や孫の代まで、そのツケを持ち越さないように、今の暮らしやすい柳川であってほしいとの意見等が私の耳に入ってまいります。

昨年、環境調査ということで、ヘリコプターのデモフライトによる騒音測定が昭代地区や両開地区で行われましたが、両開地区では77デシベルの被害が、昭代のほうが70デシベル前後ということで、昭代と両開では、両開地区の騒音が大きかったという結果が出ております。昭代や両開地区の飛行コースには多くの民家があり、佐賀県側の飛行コースよりはるかに柳川市のほうが危険で、市民の不安が多く、安心して今までのような生活が守れるか心配との

声が聞こえます。まして、柳川市上空での夜間飛行訓練や緊急離着陸訓練など安全が確保されない限り、市民の不安は払拭されないでしょう。

市長、佐賀空港オスプレイ配備については、市民の理解を得ることが大事ではないでしょうか。現時点で、佐賀空港オスプレイ配備の件で、市民に現況報告の説明会の開催予定はありますでしょうか。また後で市長に伺いますけど、当初、市の説明では１日60回の離着陸、年間１万7,000回の離着陸で、飛行コースは定かではないと。柳川市にとりまして、この飛行コースを把握するのが一番大事ではないでしょうか。佐賀県より騒音被害が大きいのは柳川市であると思っております。後でまた副市長にお伺いいたしますけど。

それから、今月６月３日に防衛副大臣から、佐賀県知事、佐賀市長、佐賀県有明海漁協組合長らに陸上自衛隊佐賀空港利用について具体的な施設配置図が示されたとの新聞報道があり、本市へは佐賀県や九州防衛局から、柳川市へどなたが説明に来られましたでしょうか。よもや柳川市は、そういう蚊帳の外ではないでしょうね。オスプレイ配備に向けて着々と、佐賀県と防衛省の合意に向けた話し合いが進む前に、佐賀県と柳川市の有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書というのが、平成17年に新しく締結されております。計画変更時の協議として本合意書があると思います。その第４条に、「締結後、次の各号のいずれかに該当するときは佐賀県は直ちに柳川市に報告し、誠意をもって協議を行うもの」とあります。その第４条の各号といいますのは、まず、空港用途を変更するとき、２番目に滑走路を延長するとき、３番目に航空機の飛行方式等について変更案の連絡が国土交通省よりあったとき、４番目に本合意書締結後、定期航空機の計画便数（離着陸回数22回）を超える便数となるとき、佐賀空港における環境保全に係る合意書の第４条にこれが明記されております。

また、そのほかに第８条では、「本合意書に定める事項に疑義が生じた場合、または本合意書に定めのない事項が生じた場合は、柳川市と佐賀県が誠意をもってその都度協議を行うものとする。佐賀県が違反したときは、柳川市は佐賀県に対し、昼間の便及び夜間貨物便の中止を申し入れるものとする」と、合意書にうたっております。柳川市長として、佐賀県と防衛省との折衝の中で、柳川市の立場を明確にして、合意書を必ず履行することを佐賀県と確約するのが市長の責務ではないでしょうか。真の主権者は市民であります、議会ではありません。あと、詳細なる質問は自席のほうで質問をいたします。

○16番（藤丸正勝君）続

再質問に入りたいと思います。

まず、金子市長のほうから、佐賀県や九州防衛局へ何通かの要請書、照会事項を出されておりますが、27年11月４日、金子市長より山口佐賀県知事へ４項目の要請書が出ておりますが、去年の11月、その回答はどういうふうな回答がありましたでしょうか、お伺いいたします。

○市民部長（石橋正次君）

藤丸議員の質問にお答えをさせていただきます。

昨年11月４日に佐賀県へ提出をいたしました佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する要請書につきましては、佐賀県と締結をいたしております有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書第４条第１項の規定に基づき、今後必要に応じて事前協議の場を設けることや佐賀空港へのオスプレイ等の配備に対する受け入れの是非を判断するに当たっては、柳川市の意向を十分に踏まえることなど、４項目について要請を行っているところでございます。

これに対しまして山口佐賀県知事からは、「真摯に重く受けとめ、しっかり対応をしていきたい」と回答を受けております。また６月７日に、佐賀県政策部長と事務レベルでの協議を行い、「佐賀県知事の判断がいつになるのかわからないが、判断する前に柳川市との事前協議の場を持ちたい」との回答を受けているところでございます。このように、要請書につきましては十分に御理解をいただいているものと考えておりますが、議員お尋ねの回答という点につきましては、現在あっていないということでございます。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

佐賀県の新聞切り抜きがありますけれども、昨年の11月に、市長が山口知事に文書を手渡しているところが掲載されております。佐賀県の受け入れの可否については、慎重にも慎重を期して考えていきたいという前向きな回答でございますけれども、６月７日に佐賀県政策部長と事務レベルでの協議を行ったということでございますけど、その柳川市は、どなたが対応されたのでしょうか。

○市民部長（石橋正次君）

私と生活環境課の武田課長と、課長補佐の今村課長補佐の３名で佐賀県庁のほうに出向きまして、政策部長と協議を行ったところでございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

市民部長と担当課長と行かれたということですけど、副市長、あなたはこのオスプレイに対する組織の中では、どういう立場におられるんですか。

○副市長（成松　宏君）

オスプレイにつきましてはオスプレイ対策チームをつくっておりますので、私はそのチーム長、トップでございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

やはりこれは副市長が行くべきじゃないんですか。部長、課長じゃなくて、相手は佐賀県

政策部長と事務レベルの話をしておるけど、やっぱり佐賀県のほうが部長級であったら、柳川市のオスプレイの対策チームの長として行くべきじゃなかったかと私は思っております。今後そういうところも考えていってもらいたいと思っております。

それから、佐賀県知事が判断する前には、協議をするということでございます。それは、市長との協議をやるということでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○市民部長（石橋正次君）

申し入れ自体が、協議をするときには佐賀県知事と柳川市長、金子市長との協議の場をまた持ってくださいというふうな申し入れでございましたので、金子市長と協議をしていただくということでございます。

○16番（藤丸正勝君）

ということは、佐賀県のほうは市長と話すじゃなくて、市長と話してくださいという申し入れだけをしたというわけですかね。その確証はとっていないわけですね。ただ、市長との会談の申し入れをしてきたということだけですかね。

○市民部長（石橋正次君）

市長は柳川市の代表でございますので、柳川市の考え方として柳川市の意向を、佐賀県知事が判断をする前に、佐賀県へのそういう意向をお伝えする場をつくってくださいということで了解を得たということでございます。

○16番（藤丸正勝君）

佐賀市のほうへ11月４日、要請書を４項目出されたということでございます。その４項目というのは、どういうふうな要請書を出されたわけですか。

○副市長（成松　宏君）

11月４日に柳川市のほうから佐賀のほうに出しました４項目でございますけれども、１つ目が「自衛隊が導入予定のオスプレイ等の佐賀空港への配備に関しては、合意書第４条の規定に基づき、誠意をもって柳川市と協議すること」、２つ目が「自衛隊が導入予定のオスプレイ等の佐賀空港への配備の是非を判断するに当たっては、柳川市の意向を十分に踏まえること、３点目が「柳川市に対して、自衛隊が導入予定のオスプレイ等の佐賀空港への配備に関する可能な限りの情報の提供を行うとともに、国に対しても可能な限りの情報の提供を行うよう要請すること」、４つ目が「航空機の騒音や事故などによる本市への影響を軽減するため、佐賀空港において、現在、柳川市方向のみに設置されているＩＬＳ（自動着陸誘導装置）を西方向からの計器飛行による着陸も可能となるよう増設すること」、この４点が11月４日に知事に対して要請した事項でございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

今、４項目の要請事項を読み上げてもらいました。その中で、市長のほうからは、この４

項目について強く要請するということで佐賀県のほうへ要請しております。市長このことを、山口知事のほうにしっかりと伝えてもらいたいと思っております。

それから、次の質問でございますけど、平成28年３月16日、九州防衛局長へ佐賀空港オスプレイ配備計画に、訓練や飛行ルートに疑義があるということで質問されておりますが、納得するような答えはありましたでしょうか。

○市民部長（石橋正次君）

本年３月16日に九州防衛局へ佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について、福岡県と共同で提出をいたしました照会事項の回答につきましては、再三回答の要請をしておりますけれども、６月13日、九州防衛局から、もうしばらく待ってもらいたいとの連絡があり、現在まで回答がないというような状況でございます。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

この照会事項というのは、九州防衛局へということで、どなたが福岡のほうへ持っていかれたんですか。

○副市長（成松　宏君）

この照会文は、福岡県の総務部長名と柳川市の副市長名で出しております。相手先は九州防衛局の企画部長ということでございます。実際に福岡市に持っていきましたのは、当時の市民部長、それと福岡県の担当の係長でございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

前市民部長ですかね、持っていかれたのが28年ということで。これも副市長名で出されてあるなら、やっぱり副市長が持っていくべきじゃないんですか。チームリーダーとして、柳川市の対策チームの長として、私はこれは職員じゃなくて、やはり副市長が持っていくのが筋ではないかと思っておりますけどね。その内容に疑義があるということですけど、副市長がこの配備計画に対して一番疑義があると思っているのはどれですか、何項目かありますか。これ16項目ぐらいありますけど、そのうちの何項目ぐらいが一番疑義があると思っているんですか。

○副市長（成松　宏君）

おっしゃるとおり16項目、それから２項目のお願い事項をあわせて挙げさせていただいております。やはり一番確認しないといけないと思いますのは、議員もおっしゃっていましたけど飛行ルートでございます。照会事項の中でいけば、３の空港利用の対応で問い３のところでございますけれども、部分的に読みますと、「福岡県内、柳川市上空を飛行する回数はどの程度と想定されているのか教えてください」ということが１点目でございます。

それから、問い６のところで飛行ルートについて確認をしております。これも非常に重要

な案件で、飛ぶのは飛ぶけれども、柳川上空をどういうルートで飛ぶのか。演習場、九州地内に幾つかございますけれども、どの演習場に、どのルートで、どのぐらい飛ぶのか、ここを教えてくれと言っております。もし現段階で答えられないのであれば、現在、目達原駐屯地から飛行しているヘリ等、各演習場にどうやって行っているのか実績を教えてくれということをお願いしています。

それから、生活環境への関係でございますけれども、問いの10のところで、柳川市内、議員おっしゃっていたように最大値77デシベルでございます。ただ、大臣説明の中で、「現に空港を利用している民航機に加え自衛隊機が60回着陸した場合であっても、環境省が定める環境基準57デシベルを超える範囲に住宅地はありません」と書いてありました。これはどういうことなのかということで、何を根拠にこのようなことを考えているのか教えてくれという話をさせていただいています。

それから、問いの最後のほう16ですけれども、基地、機体から漁場に油が流入するなどの場合の対応、態勢について説明をしてくださいということを申し上げております。

それにプラスして、問いではございませんけれども、柳川市は農業、漁業団体や一般市民から説明会開催の要望を受けておりますので、ここはしっかり検討をお願いしたいという話もさせていただいております。

それから、最後になりますけれども、やはり農業者、漁業者に万一影響が発生した場合の補償に対する説明についてしっかり――その補償はどうなっているんだというような声が上がっているので、そこも検討をお願いしたいということを挙げさせていただいております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

副市長が、佐賀空港へのオスプレイ配備計画に疑義があるということで、どこに疑義があるかということをお聞きしましたが、全く私もそのとおりと思うんですよ。やはり一番多いのは柳川市の飛行を１日どれぐらいやるのかとか、それから飛行コース、これがやっぱり佐賀県よりも柳川市のほうが飛行コースは多くなるだろうと。なぜかといいますと、自衛隊の訓練基地なんかは、飛行基地なんかは、航空基地なんかは、佐賀県より東のほうが多いわけですね。ということで、やはり柳川上空を飛ぶ回数が多くなってくるということであります。先ほど問い10番で、柳川市上空の影響が余りないと、57デシベルを超える範囲に住宅地はありませんと、こういう説明を九州防衛局がしてこられたということ、やっぱり納得できないわけです、77デシベルという最高値が出ている以上はですね。やはりこの辺もしっかりと今後折衝をする中でやっていってもらいたいと、そういうふうに思っております。

それから、次の質問に入りますけど、昭代地区で106名、両開校区で82名の参加で説明会があったということでございますけれども、その住民説明会の反応についてということでございますけど、どういうふうに感じましたか、これをお伺いいたします。

○市民部長（石橋正次君）

平成26年12月21日と27年３月８日に開催をいたしました住民説明会の反応についてということでございますけれども、両開地区では、騒音やオスプレイの安全性、それから空港西側へのＩＬＳ、自動着陸誘導装置の設置、防衛省との協議書の締結について、質問、それから意見が出されております。

また、昭代地区におきましても、騒音や空港西側へのＩＬＳの設置等の質問が、また意見が出されているところでございます。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

この説明会には、柳川市と九州防衛局から行かれたわけですかね。ということは、柳川市からどなたが説明に行かれましたか。

○議長（浦　博宣君）

答弁を求めてあります。

○市民部長（石橋正次君）

柳川市のほうからは、ちょっと記録が定かではありませんけれども、当時の副市長と市民部長、それから担当課のほうで出席をしていると思います。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

当時の副市長というと石橋副市長かね、今の副市長じゃなくてですね。だったら、現在のチーム長は、この昭代、両開の住民の皆様方の意見とか質問とか、そういうふうな内容というのはわからないというわけですね。これは、今の石橋部長の答弁は、質問とか意見が、こういうのが出されましたということで、私は、昭代地区、両開地区の住民の皆さんがどういうふうな反応をされたかということを聞きたかったわけですよ。その辺に対して、何かありませんか。

○副市長（成松　宏君）

復命で、当時のやりとりは読ませていただいていますけど、その場にいなかったものですから、正直、雰囲気というか、反応は存じ上げないところでございます。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

それと、両開でだったですかね、国と協定書を結んだらどうかという意見が出ておりますけど、これも当時の副市長の時代というわけですかね。そういうことで、今の現副市長は、国と協定書を柳川市が結ぶということは可能とお考えですか。

○副市長（成松　宏君）

国と協定書を結ぶ考えということでございますけれども、平成26年12月21日に開催されま

した両開校区住民説明会におきまして、そういう御意見が出ております。また、27年２月２日に開催されましたＪＡ柳川での説明会におきましても、同様の要望が組合員の方から出たところでございます。

このため平成27年２月13日、左藤防衛副大臣が本市に訪問された際に、不測の事態に備えた補償などを盛り込んだ協定書の締結について、現段階では要望をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

要望ということで、国と協定書を結ぶということは、まだなかなかはっきりしていないというわけですかね。

それで、次の質問に参りますけど、オスプレイ等配備による柳川市の被害、不安は佐賀県よりも多いと思いますかということでお聞きしますけど、市長、副市長、どうですか。今までの佐賀県と防衛局とのいろんな話し合いの中で、柳川市のほうの被害が佐賀県より多いんじゃなかろうかというような感じは持っておりますでしょうか。

○副市長（成松　宏君）

被害ですけど、非常に難しい話でございます。例えば、ＩＬＳを使用した悪天候下の離着陸に関して言えば、航空経路を見れば明らかに柳川市のほうが多いし、その下にある住宅地のことを考えれば、そこで何かあれば被害が大きいのは柳川だろうというふうに思います。ただ、先ほど議員もおっしゃっていましたけれども、演習場にどのぐらいの頻度でどう行くのかは、確かに西側より東側の大分、熊本のほう、あるいは宮崎、鹿児島とかのほうが数多い。でも、こっち側には一応、長崎と佐賀の演習場もございます。あとルートがどうなるかがわからないというのもございます。

それから、佐賀県はやっぱり地元で、そこに基地があるということによる不安、基地があるということで、何か有事のときにターゲットにされるという不安は、これは柳川にはない、すごい大きな不安ではないかというふうに思います。

それから、ノリですね。やっぱり空港近くで低空飛行になって落ちたことを考えると、佐賀のノリのほうが――これも一概には言えませんけれども、そこは柳川のほうが佐賀よりもノリの被害が多くなるとは言いがたいものもございますので、現段階では、本当にこちらから照会している回答の結果を見てよく精査しないと、どちらが不安、どちらが被害が大きいというのはなかなか言いがたいかなというふうに思います。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

市長も副市長も、最後はうまく逃げられましたけど、今後やはり――ある国会議員の方が佐賀県のほうで、オスプレイばなめとると落ちるち言われた言葉が新聞とかインターネット

の中で出ておりました。柳川市上空のほうが多くなった場合のことを考えると、やはり市民の不安というのは大きいんじゃなかろうか、リスクが、柳川市があるんじゃなかろうかと私は思っているところでございます。

続きまして、市民の声として、やはりもう少し情報が欲しいということの依頼というのが結構ありますけど、市としては、先ほど言いましたが説明会を、両開、昭代、ここは飛行コース間違いないということで説明会はされておりますけど、柳川市全体を見たとき、大和町、三橋町で説明会をする予定はありますか。

○副市長（成松　宏君）

現在、照会しております、先ほど御説明しました県と共同の照会文書の中、あるいは６月３日に防衛局の企画部長とお会いした際にもお願いしているんですけれども、市民からの声がございますので、市民を対象としました住民説明会の開催を、九州防衛局へ引き続きお願いしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○16番（藤丸正勝君）

説明会をするということで受け取っていいわけですね。

○副市長（成松　宏君）

あくまでも九州防衛局が主催というふうに私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

九州防衛局のほうの話は、地元の福岡県とか市の許可をもらわないとされないというようなことを言っておられましたけど、やはり佐賀県としては、それは違いますということで、今、副市長が言われるように、九州防衛局が主催でやってくださいということで佐賀県は言われております。ということは、柳川市のほうも今、副市長が言われたように、九州防衛局主催でやってもらいたいというわけですね。柳川市はやらないけど、九州防衛局としてやってくださいというわけですか。

○副市長（成松　宏君）

柳川市としては、九州防衛局としてやっていただくように働きかけを一生懸命頑張っていくということでございます。

○16番（藤丸正勝君）

しつこいようですけど、ということは、柳川市はその説明の中には入らないということでいいわけですか。

○副市長（成松　宏君）

前回、平成27年の頭でしたか、両地区でやったときと同様に、防衛局が主催するときには私どもも一緒に説明会には出席させていただくというふうに考えております。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

それを聞きたかったわけですよ。防衛局だけじゃなくて、やっぱり前回説明会があったように、柳川市の執行部としてもやっぱり入ってもらいたいということが私の希望なんです。市民の希望と思います。はい、わかりました。

それから、平成27年３月27日、柳川市区長会からの要望書の取り扱いはどのようにされておりますでしょうか。この中身といいますのは、今言いましたように、市内全市民を対象とした説明会の要望であります。これを、今、副市長のほうは九州防衛局と柳川市の執行部と入ってやるということですけど、柳川市の区長会のほうにはどういうふうな説明かはされておりますか。

○副市長（成松　宏君）

区長会の皆様方には今の現状を説明しているところでございますけれども、今の現状といいますのが、３月16日に照会をしている中で、説明会を開催するよう要請しているという状況の説明でございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

市としてもなかなか情報が入らないということはよくわかりますけど、やはり市としても、防衛局のほうへ情報収集に行かれるような態勢もとってもらいたいと思っております。

また、この情報提供を、広報なんかに小まめに載せてもらいたいというような希望があっておりますけど、市民の方たちへの周知がなかなか徹底していなくて、いろんなうわさが飛び交っております。そういうことで、本当の、本当の話ですね、本当の。佐賀空港にオスプレイが来るのはどういうふうな経緯をたどってくるかとか、市の広報が２回出ておりますので、そういうところを月１回ぐらいのペースで、その経緯でも掲載したらどうかということを思っておりますけど、執行部の考えをお聞きいたします。

○副市長（成松　宏君）

広報等で周知、月１でも周知するようにということでございますけれども、今も、市報につきましては月１ペースじゃなくて、節目、何か説明会があったとか、市長が要請したとか、そういうときには挙げさせております。今後につきましては、しっかりと市民の方々に状況がわかるように、市報等、あるいはホームページも活用しながら情報発信をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

ホームページは若い人たちは見るけど、年とった方たちはなかなかやっぱり見ないですね。自分たちが興味があるのは見るけどですね。そういうことで広報に、今後、掲載を少しでも多くされることを要望しておきます。

それから自動着陸誘導装置、ＩＬＳ、これは佐賀県側への設置の可能性というのはありますでしょうか。これはやっぱり佐賀県のことだから、柳川市はただ要望するだけだろうと思うけど、可能性はありますでしょうか。

○副市長（成松　宏君）

可能性ということでございますけれども、現在、おっしゃったように佐賀県の――これは防衛局の話じゃなくて佐賀県の話、国土交通省の話になっていきます。そういうのもございまして、佐賀県のほうにはもちろん要請をしている段階でございます。

あと、６月３日に企画部長が来た際にも防衛局からも働きかけをお願いしますということもお願いしているところでございます。ただ、ＩＬＳにつきまして今後こういうふうな方向で動きますとか、そういう話は今のところないというのが現状でございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

佐賀空港公害防止協定書の中に「自衛隊と共用する考えは持っていない」と記載されておりますが、副市長は把握されておりますでしょうか。把握されておられたなら、佐賀県との環境保全の合意書の第４条、第８条、これが履行されるか私は心配でありますので。これ不履行になるんじゃなかろうかと思っているけど、その辺をしっかり答えを聞きたいと思います。

○副市長（成松　宏君）

まず、佐賀県と佐賀県内の関係漁業協同組合で締結されています協定書の中に、「自衛隊と共用する考えは持っていない」と記載されているのを知っているかということでございます。知っております。これは、もう少し詳しく言いますと、公害防止協定書というのが１つありまして、その下に覚書というのがありまして、それのもう１つ下、覚書の下に、覚書附属資料というのがございます。その附属資料の中にこの文言がございます。文言は、覚書に自衛隊との共用はしない旨を明記されたいと。で、覚書には明記されなかったんですね。附属資料の中に上がっています。附属資料の中で県の考えとして、「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えは持っていない」というのがあって、その下に、「また、このことは、協定第３条の空港の運営変更になることであり、当然に事前協議の対象となるものと考える」ということで、もし考えを変えれば事前協議するよというような形で明記されているというふうに私は理解しているところでございます。

また、もう１つの質問でございますけれども、本市が佐賀県と協定しております有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書第４条及び第８条についてでございますけれども、これは、今までの市長と知事の会談の内容をこれまでの経緯から考えまして、しっかり履行されるものと考えているところでございます。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

自衛隊と共用する考えはないということを言っておられましたけれども、きのうかおとといの何かの報道では、これが破棄されたというような報道もちょっと私は耳にしたところであります。ということは今、副市長が言うように、協定書の中の下の下の下ということで、余り効力がないものが書かれていたんじゃなかろうかということで、これは20年もたつから効力がないというようことで、佐賀県はこれを破棄したような報道をお聞きいたしましたので、聞いたところでございます。

それから、防衛省が平成30年末にオスプレイ５機が納入予定で、いつまでも待てないと。早く整備を進めたいが、地元理解を積み上げるしかない。この地元の理解、これ柳川市には入っておりますか。地元の理解というのは、柳川市は外してあるんですか。その辺をお聞きいたします。

○副市長（成松　宏君）

柳川市が地元理解に入っているかということでございますけれども、結論から申しますと、これは十分に、当然に入っているというふうに思っております。

理由といたしましては、確かに佐賀市内の施設整備につきましては佐賀市内の予定でございますけれども、平成27年２月13日の左藤防衛副大臣の金子市長への表敬訪問、あるいは本年６月３日、若宮防衛副大臣の発言、この発言を引用させていただきますと、「有明海のノリ養殖を初め、周辺の漁業や農業、さまざまな生活環境に配慮することは当然のことであると考えておりまして、さまざまな対策を実施いたしまして、将来にわたって安心・安全の確保に万全を期してまいりたいと考えております」ということで、これは特定していない、「有明海のノリ養殖を初め、周辺の」と言っておりますので入りますし、６月３日の当日に、企画部長ではございましたけれども、その足で柳川市のほうにも資料を持って、事務レベルではございましたけれども、御説明をいただいております。

それから、有明佐賀空港におけます航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を締結していること等を考えあわせますと、柳川市が外れているということはない。当然入っているというふうに私どもは理解しております。

本市といたしましても、佐賀県だけではなく、防衛省とも積極的に協議を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

これで私も、副市長の答弁を聞いて安心しました。これは地元理解を積み上げるということで、非常に大事なことですね。地元の合意がなければ今後この話はなかなか前に進まないということで、この理解を必ず、前に、その前に、佐賀県と柳川市が防衛局との間に入って、やはりしっかりと協議をしてもらいたいということで今現在、地元理解ということで入って

いるということで、これは一応安心しました。

それから、これは６月議会で佐賀県のほうは判断してくれというような記事も見たことがあります。その裏づけとしては、佐賀空港オスプレイ、28年度の予算、来年度予算が８月までだから、その106億円ということで、用地取得費が14億円、移転補償費に190,000千円、このような具体的な話が出て、関連施設の整備費が240,000千円、基本検討費が350,000千円、造成設計費が30,000千円、実施設計費が770,000千円、敷地造成費が7,590,000千円、以上のように、予算が明確に出ておるわけですね。そこで、ある大臣はあせがって来ておるんじゃなかろうかと思っておるんですよ。これが８月までに概算要求を受け付けろと。

そこで、６月３日に柳川市へ九州防衛局から来られたと先ほど言われましたですね。こういうのを持ってこられたんじゃなかですか。こういう話があるから、もうあと先はないと、８月までだということで来られたんじゃなかですか、その辺をお聞きいたします。

○副市長（成松　宏君）

６月３日にお会いしたときには、施設概要の説明だけでございました。そういった話は一切ございませんでした。

以上でございます。

○16番（藤丸正勝君）

本当ですか。なかなか言われんやろうけどですね。

そういうことで、やっぱりしっかりと、もう具体的に前に進んでおると思うんですよ。市長として、これは市民のため、孫子に今後負担をかけないように――本当、何でこういうふうな施設が、航空機の施設が柳川市上空を飛ぶような施設を持ってきたかということにならないように、しっかりとその辺を考えてやってもらいたいと思います。

○市長（金子健次君）

平成27年２月13日、当時の左藤防衛副大臣が柳川市に入られました。当時、議長も一緒に、柳川市に入られた理由については、佐賀県の佐賀空港にオスプレイを配備するという形でおいでになりました。そして、今回の６月３日には、若宮防衛副大臣は、柳川にはおいでにならなかったですね。（発言する者あり）柳川においでにならなかったんですよね。おいでになったのは、九州防衛局の企画部長だったんですね。（「企画部長ですか」と呼ぶ者あり）はい、企画部長がおいでになったんですね。私は何か、そのとき感じたのが、オスプレイが初めて柳川の上空を飛ぶのが、回数はどのぐらいなのかと、実際３月16日、九州防衛局に福岡県の総務部長とまた柳川市の副市長名で出しておりますけど、その回答が――もう３カ月たちますね。当時は熊本地震がありましたので、回答については少し遠慮しておりましたけれども、本腰になって本当に回答する気があるのかどうか、もう３カ月ですよね。そういう面については強く、九州防衛局、また防衛省のほうには、回答をするということを要請したいというふうに――そうしないと、市民の不安、議会に対しても説明ができませんので、私

はそれを急ぎたいというふうに考えております。また、いろんな要請、また文書等については、これからは、もし私が行けないときには副市長が対応するようにいたします。

それともう１つが、これが大事なことですけれども、私が最初に佐賀県の古川知事とお会いした、前の知事ですけれども、衆議院議員に出馬されましたので、今交代されて山口知事ということですけれども、最初にお会いしたときどういうことを言われたかというと、佐賀新聞に載りましたけれども、悪天候時でも柳川上空を飛ばずに佐賀空港へ着陸できる新しい航法の導入ですね。これは、ＲＮＡＶという広域航法ということで、カーナビのように衛星利用システム、ＧＰＳを使うために、海上から着陸という形になってくると、柳川の上空を飛ばないようになるんですね。全国では、そういう航法が既に43空港で配備をされております。そのことが燃料の削減とかそういうことがありますので、そういう航法を佐賀空港についてもぜひ検討してもらいたいという、これは佐賀県知事に対しても私は要請したいというふうに思っていますけど、そういうことによって、民間飛行機等についての住民の騒音被害も解消できるんじゃないかというふうに考えておりますので、ＲＮＡＶの航法について佐賀空港でも本格的に検討してもらいたいと、これは国土交通省に対してですけれども、要請をしたいというふうに考えております。結果的には全国各地の空港でそういうことをされておるというようにお聞きしておりますので、恐らく佐賀県側が、これは検討しているんじゃないかというふうに思いますので、それもあえてきょう初めて申し上げますけど、その部分も考えておりました。そのことによれば、柳川の上空を飛ぶ回数が少なくなるしということを考えておるところでございます。資料としては私持っておりますので、後ほどお渡しをしたいというふうに思います。

以上です。

○16番（藤丸正勝君）

今、市長から本当に大事な話をお聞きいたしました。安全のためには、古川前知事にお話をされて、安全面でＧＰＳのようなのを使ってやるということ、これをやっぱりぜひ安全・安心のためにやってもらいたいと、強く要望してもらいたいと思っております。

そういうことで、このオスプレイの佐賀空港配備の賛否、これは長い話じゃないと思うんですね。具体的に滑走路の2,500メートル延長とか、佐賀県では、オスプレイに対する住民投票はやらないというようなことも佐賀県知事は言っております。そういうことで、最終段階に入っているんじゃなかろうかという山口知事の話でございます。オスプレイ配備に対する検討作業に入りたい、その検討に入るということは、もう先が見えているんじゃなかろうかと私は思っております。柳川市長としては、柳川市民の代表として、佐賀空港へのオスプレイ配備に賛否を決断するときは、やはりしっかりと柳川市民の意見も聞いて、先ほど言いましたように、第８条、佐賀空港における環境保全に係る合意書、これを盾にしっかりと履行をしてもらうようにお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分　休憩

午前11時９分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第２順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

○15番（緒方寿光君）（登壇）

市民の皆様、傍聴いただいている皆様、また、議会及び執行部の皆様、御苦労さまです。15番緒方寿光です。

質問に入ります前に、４月16日深夜に発生しました熊本地方の地震でお亡くなりになられた方々に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた多くの皆様に対し、そしてまた、今も避難生活をされてある方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、平成28年第３回定例会での一般質問を行います。貴重な60分の時間をいただいておりますので、ぜひ内容のある議論を行いたいと考えております。そこで、執行部におかれましては、事前に質問内容も提出を書面でしておりますので、簡潔明瞭な答弁を強く求めます。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

今回の私の質問は大きく５点です。

まず、１点目の質問です。今回のマグニチュード7.3の熊本地方を震源とする地震で柳川市でも軽傷３名、そして、建物被害およそ50軒が発生しました。そこで、１点目は、本市の地震直後の危機管理に対して質問をいたします。

２点目は、先ほども質問がありましたが、佐賀空港へのオスプレイ配備計画が国策として粛々と進められている中で、柳川市としての対応及び今後の方針はどのようにされるのか、率直にお聞きします。

３点目は、県道高田線整備計画、つまりは現在事故が多発しております横橋の交差点改良及び東西に走る県道の整備計画はどのようになっているのか、これまでの進捗状況と今後の方針をお聞きします。

４点目です。現在、みやま市と柳川市の共同で建設予定の新クリーンセンターでの発電及び売電計画はどのようにされるのか、具体的にお聞きいたします。

５点目の質問です。柳川市のアンテナショップを、現在、東京浅草のまるごとにっぽん内に設置されておりますが、現在のショップの現況、そしてまた今後の活性化策を質問いたします。

以上５点が今回の私の質問になります。これから先の具体的な質問については自席から一問一答で行います。60分の限られた貴重な質問です。市長及び執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁を強く求めます。

壇上からの質問は以上です。

○15番（緒方寿光君）続

まず初めに、地震発生後の危機管理のあり方につきまして質問をいたします。

昨日この問題については質問もあっておりましたが、重複する点はあると思いますがよろしくお願いしたいと思っています。特に防災行政無線については、九州北部豪雨災害後にこの教訓を受けまして柳川市としては必要とされ、設置されたシステムであります。

そこで、質問をいたします。今回４月16日午前１時25分に震度５強の地震が発生し、その２分後の27分には有明海に津波高１メートルの津波注意報が出されました。そしてさらには、44分には震度３の余震、そしてまた、46分には震度４の余震が連続して発生しました。私は自分の命は自分で守るということが基本と考えておりますが、行政には市民の生命と財産を守るという使命がありまして、柳川市には自分一人では命を守ることができない生活弱者の方も数多くおられます。

そこで、今回の本震と言われた地震後に24施設の避難所の開設をされたわけですが、当然ですが、私は防災行政無線のスピーカーを活用して、そして、多くの市民にタイムリーに避難所開設等々の情報を的確に放送すべきであったと強く考えております。

今回は、津波に関しては特に大きな問題はなかったわけですが、情報をみずからとりに行くことができない生活弱者の方も多くおられますし、そして、情報がないことで大変不安を感じられる方もいらっしゃいますし、パニックになられる方もいらっしゃいます。また、今回は余震が連続して続きまして、みずからの家に被害が及ぶのではないかと大変な不安を抱えながら家に待機した市民も多かったと聞いております。

そこで、今回タイムリーに音声で防災行政無線を通じて的確な情報を流すことが必要であったと考えますが、なぜそれをされなかったのか、市長にお聞きいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

髙田議員からも同一の一般質問でお答えしましたように、地震直後から職員が庁舎に参集し、消防への救急要請や警察への通報の有無、さらには参集した職員からの聞き取りなどを行いましたけれども、住居の全壊や半壊などの被害はありませんでした。

また、津波に関する気象庁からの発表も、海上にいる人に注意を促す津波注意報で、有明海の潮汐については小潮でありまして、発表されました当時の三池港の潮高も２メートル80センチと、その注意報も午前２時50分に解除をされたと。

このような状況の中で、避難所情報を放送し、真っ暗の中に無理に避難することによる２

次災害が懸念をされましたことから、防災行政無線の屋外スピーカーによる放送は行いませんでした。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

答弁いただいたわけですが、倒壊の家がなかったから、そして、津波は発生しなかったからということなんですが、私は弾力的に防災行政無線というのは、やはり的確な情報を市民に流すということが一番大事なこの設備の使命だと思っています。

質問を変えますけど、４月16日の地震発生直後、開設避難所、そして、その開設の時刻、これについてお聞きします。

○総務課長（松藤敏彦君）

地震直後の避難所開設でございますけれども、地震直後に柳川市役所のほうへ市民の方々が避難をしてみえました。そのため、午前２時にまず柳川、大和、三橋、３庁舎のロビーを開放いたしました。その後、午前２時50分には、柳川市民会館、大和・三橋公民館、校区公民館、コミュニティセンターを職員が参集次第、順次開設をしてまいりました。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

避難所開設の時刻を教えていただいたわけですが、２時に３庁舎、そして、２時50分、第１次避難所開設ということでございますが、やはり開設したのであれば、市民に周知徹底をやるということはあらゆる手段を講じて必要ではないかと、私はそう思っておりますが、この点について何か見解がありましたらお尋ねいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

確かに避難所については開設を順次していきましたけれども、この開設時間についてはやはりずれもございました。また、先ほどから言っておりますように、無理な真っ暗な中での避難というものは交通事故でありますとか、転倒でありますとか、いろんな２次災害を招くおそれもありましたので、無理な避難は避けられたほうがいいという判断から放送はいたしておりません。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

続けて質問をしますが、今回の地震直後に、市民の避難所到着時に避難所の開設がされていなかったという施設が多かったということで市民の方々から多くの声をもらっているわけですが、それで、到着されたときにあいていなかった施設ですね、ここはどんなふうな検証をされてありますか。そして、なぜそのようなことになったのか、教えていただきたいと思います。

○総務課長（松藤敏彦君）

地震発生が午前１時25分でございました。そして、避難所開設をしていった時刻が２時50分ということで、タイムラグがやはり１時間以上はございます。これにつきましては、市職員が一旦市庁舎に参集をいたしまして、それから鍵を持ってそれぞれの避難所のほうに開設に行くといったようなことから、そういった状況で避難所開設についてはタイムラグが発生をすると。特に地震の場合につきましては、何の予兆もございませんので、事前に避難所を開設しておくというのが非常に難しい災害でございます。そういったことで、そういったタイムラグが発生をしたという状況でございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁の中でタイムラグが発生したということでございますが、再度質問しますけれども、そうしますと、地震発生直後に職員の招集を呼びかけられた時刻、そうすると、今回第２配備体制をとられたということですが、職員の約半数の方々が集合完了された、その時刻は何時なんでしょうか、お聞きします。

○総務課長（松藤敏彦君）

何時に招集をかけたかということでございますけれども、16日の午前１時50分に全課長へメールで第２配備体制をとったという連絡を行いました。そして、半数の職員が集合を完了した時刻ということでございますけれども、午前４時ごろになったという状況でございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ずばり申し上げますと、余りにも時間がかかり過ぎているんじゃないでしょうか。私自身は、これは直感ですけど、日ごろ市職員の皆さんに対してこの地域防災計画、水防計画、これがどこまで周知徹底されているのか、このことに大変疑問を感じますし、緊急の集合ができない、ここにこういう認識の薄さがあるんじゃないかと、緩んでいるんじゃないかという気がしてならないんですが、この件について何か総務部長の見解があれば教えていただけませんか。

○総務部長（髙﨑祐二君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

なぜそういうおくれが出たかという御質問かと思います。

まず何よりも、やっぱり地震という予兆のない災害に対しての対応がなかなか今までできていなかったという状況はあるかと思います。

そこで、１次避難所を開設してから震度４以上になれば職員はすぐに集まりなさいという指示を出しております。そういう形で、今後いろんな形でその防災計画なり職員への集合につきましても改善を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

総務部長から改善をしていくということなんですが、当然改善は必要なんですけどね、私自身はたまに平時の抜き打ちで職員の呼び出し訓練を必要な場合にやったらどうかと思います。やっぱり訓練しないと、いざ行動に移そうと思ってもなかなか動かないですよね。この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（髙﨑祐二君）

確かに呼び出し訓練も必要だというふうには考えております。ただ、まずはどういった場合に庁舎へ自主的に緊急集合をしていくかというところを、ぜひ職員のほうに周知徹底をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ぜひ周知徹底をしていただきたいというのは当然のことだと思うんですけどね。

それと、もう１点質問します。

特に地震直後、避難所の早期開設というんでしょうか、この点についての質問をしますが、現況を見ますと地震は予知ができませんし、なかなか対応にタイムラグが発生するというのは、これはもう免れない問題だと思っています。

そんな中で、やはり市職員のみの対応ではなくて、市の職員の皆さんは当然対応していただきたいんですが、やはり地域の代表者の方に、特に地震のときには避難所の鍵をあけていただくとか、そういう協力の要請を行って、平時からそういう体制の整備を行う必要があるのではないかと、つくづく今回そう感じたんですけどね。そういった意味では、地震発生後から避難所開設までの時短、時間を短縮することは不可欠だと私は考えておりますが、ここについての部長の見解がございますか。そういうやったほうがいいんじゃないかと思いますが。

○総務部長（髙﨑祐二君）

緒方議員言われますように、確かに今度の災害につきましては職員だけの力では対応が困難な部分があったろうというふうに思っております。そのため、やはり地区の社会福祉協議会や公民館、そういうところの自主防災組織の力もおかりしながら連携を深めて、今後対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

今回の地震直後の対応につきましては、私自身はちょっと不十分じゃなかったかと強く感じています。やはり防災行政無線、これにかかった費用というのは総額で150,000千円ぐらいかかっていると思うんです。そして、保守点検の費用、電波利用料、毎年3,000千円か

かっていると思うんです。そういった意味では、やはり費用対効果、費用対効果だけじゃないんですけれども、防災行政無線の個別受信機はもちろんのこと、個別受信機だけではなかなか周知徹底ができませんので、やっぱりあらゆるこういう施設を使いまして、タイムリーに的確に放送するというはもう必要な時代ではないかと思います。

私は、九州北部の災害の後にも同じような質問をさせていただいておりますが、なかなかここの部分についてはかたい運用だなと思うわけなんですけど、もう少し弾力的に市民に的確に放送を、その放送の内容にもよりますけど、的確に放送内容を絞って行うべきではないかと思いますが、市長の見解がありましたら、ぜひここの部分についてはお答えをいただきたいと思っています。

○市長（金子健次君）

ことしは１月末の寒波、そしてまた、４月14日、16日、地震災害という形で、大きな教訓を残しました。お答えしたいと思います。

屋外のスピーカーを使わなかった理由についての説明ですけれども、髙田議員からの質問にもお答えしましたように、防災行政無線の屋外スピーカーによる放送につきましては、台風の場合、台風の場合は大体事前にコースがわかります。大雨による洪水、きのうも10時に大雨洪水警報が出ました。職員も洪水の警報と同時にあわせて登庁しておりますけれども、そういう場合。地震といった――寒波による大雪についてもこれは理解ができますので、ただ、地震だけは予知できないということでございます。あのときに、１時25分にあのスピーカーを使って地震がありましたということを放送した場合には、恐らく混乱したような感じがいたします。そういう意味では、そういうことは使わないという形は、私は判断を誤っていないというふうに思っているところであります。

それとあわせて、そのときの小潮であった、潮があった、あれが津波とかそういう形で押し寄せるとなれば、私はしとったかもしれませんけれども、そういうことはないだろうということで判断をしたところでもございます。

これからは災害の種類や区分、昼間の時間帯、夜間の時間帯、ケース・バイ・ケースで運用は異なるというふうに思っております。防災行政無線の放送で混乱を招いたり、２次災害につながったりすることがないよう、放送内容についても十分な工夫が必要というふうに考えております。今後とも、さらに運用の改善を図ってまいりたいと考えておりますし、メディアの有効活用、今回はＮＨＫさんにお願いをしてテロップでずっと流していただきました。多様な情報媒体を使いまして、市民の皆様に情報を届けるよう努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今回、今、総務部長が地震の場合は震度４からでも大勢の職員がすぐ出勤するようにという形で、実際は完了したのは４時ごろでしたけれども、ほとんどの職員が前震が14日にあっていましたので、その後に来ましたから、最終的には朝の４時でしたけれども、大半の職員

が出てきたというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

市長、答弁ありがとうございました。今現在やはりどこで地震が起こるかもわかりませんし、水害、洪水、これは異常気象でどこがどうなるかわからない状況ですので、ぜひ防災行政無線、これについても弾力的な運用を切にお願いをしたいと思っています。そして、危機管理体制の徹底をよろしくお願いしたいと思っています。

次の質問をします。

オスプレイ配備計画に対する柳川市の対応と今後の方針について質問します。

先ほど藤丸議員のほうから質問があっておりました。多少重複する点があるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

今回、なぜ佐賀空港にオスプレイが配備なのかと、これはもう皆さん御存じのように、今回の配備は米軍の基地再編ではなくて、防衛省が2018年度までの中期防衛力整備計画でオスプレイ17機の導入が明記されて、そして、その配備先として計画が進められているようであります。

今回の国の目的はもう皆さん御存じのように、沖縄県尖閣列島周辺など南西地域の防衛力強化に重点を置いて、そして、およそ3,000人規模の水陸機動団を陸上自衛隊西部方面普通科連隊、佐世保市に新設する予定で、そして、輸送手段としてこの佐賀空港を選定されたということのようであります。

また、さまざまな意見がありますが、オスプレイの行動範囲、これは600キロ、そして、水陸機動団が新設される佐世保市を起点に考えると、佐世保市に近いこの佐賀空港を選定されたということであるようであります。

私は、国の防衛、国防ですので、この重要性は十分認識をしながら、しかしながら、柳川市民には安心・安全に係る重要な課題がたくさん山積していると思っています。例えば、騒音問題、そして、油漏れの問題、落下物の問題、そして、電波障害の問題等々、やはり現実的には問題が発生する可能性は高いと、私は考えております。先ほど市長は、ＲＮＡＶですか、このお話をされました。当然、要請をされるべきだと思います。しかしながら、この要請が通るか通らないかわかりませんけれども、海の上を通って離着陸できるということについては、非常に柳川市としてはこれが整備できればありがたい話なんですけれども、これは騒音問題は少し軽減できると思いますけれども、油漏れの問題や落下物の問題や電波障害の問題は、やはり有明海上空でございますので多少は出てくるのではないかと、私はそういうふうに危惧をしているところであります。

今現在、私が非常に大事だと思うのは、先ほど藤丸議員から話がありましたように、西側のＩＬＳの設置をやはり確約していただくぐらいの強い姿勢で臨まなければいけないと考え

ております。ここの確約をもらいますと、今回御存じのように、平成27年10月に中谷大臣が説明書を出されていますけれども、悪天候時における飛行経路、これはパイロットによる目視での飛行、有視界飛行のほか雲や雨などにより、その視程が妨げられる気象状態下においては佐賀空港を現に利用している民航機と同様に空港側の指示に従い、国土交通省が定めた経路を飛行することになりますというこの説明書があるわけなんですね。これによると、柳川上空をやはり通ることになっているわけですよね。そういった意味では、このＩＬＳの確約をやはりまずはつけるということが今望まれる対応ではないでしょうか。

これは佐賀空港が開設したときからずっとこの問題はいろいろ議論されていて、もう10年以上になるんじゃないでしょうかね。ここら辺、市長の御見解があればぜひ聞かせていただければと思います。

○市長（金子健次君）

強く山口知事にも申してきました。また、前知事にも申し上げてきたところでございます。裏々でいろいろ話を聞いていますと、なぜ西側から、白石からできないのかという問題について、山側に引っ込んだ気象条件、そういうことで恐らく東側が、要するに柳川の上空が80％になっていることも事実であります。20％は向こうで、気象条件がいい場合には恐らく西側から入ってきているということでございますけれども、それは従来と同じでございまして、ＩＬＳについても強く要請をしていきたいということとあわせまして、先ほど藤丸議員のほうにＲＮＡＶという形の検討に入るということは、もうきちんとこれは、国土交通省、そして、佐賀県側にも要請をしていきたいと、文書で要請をしていきたいというふうに、今、副市長にも指示をしたところでございますので、そういうことによっては少し安全性の問題が緩和されるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、オスプレイにそのことが備わっている機体であるかどうかは私はわかりませんけれども、そういうことと、民間の飛行機にしても、民間の飛行機は全て恐らく備わっていると思いますので、今そういう飛行コースに柳川市はなっていますので、そういうことを検討していただきたいということを強くこれも要請をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

市長の答弁いただきました。ぜひ強い姿勢でよろしくお願いしたいと思っています。

これは佐賀県の６月県議会におきまして、このオスプレイの配備計画をめぐる議論があっていました。県議会の一般質問の答弁で山口知事は、精査、確認作業は最終段階に近いところに来ているとされまして、諾否判断に向けた検討作業に入ることを示唆されております。私は、先ほど藤丸議員からも話がありましたが、着々とこの配備計画は進んでいると考えております。

そこで、柳川市としまして、特に騒音問題が想定される両開や昭代なんですけれども、こ

の地域との協議、そしてまた、有明海で生計を立ててある漁業者との協議、この２点についてこれまでどのように柳川市として進めてこられたのか、そして、今後どのように進めるおつもりなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○市民部長（石橋正次君）

緒方議員の一般質問にお答えしたいと思います。

両開、それから昭代地区の市民の皆様におかれましては、これまでそれぞれ１回ずつではありますけれども、防衛省が、九州防衛局のほうが地元に参りまして説明会を開催して、説明をしているところでございます。それからまた、行政区長代表会のほうからも市民全体への説明会の要請があっております。防衛局のほうに機会があるごとに要請を申し上げておりますけれども、なかなか実現していないというのが現状でございます。

市民の不安を少しでも解消するためにも説明会というのは非常に大事であると認識しておりますので、今後防衛局のほうにも説明会の要請については強く要望していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

特に大事だと思われます、有明海で生計を立ててある漁業者の皆さんとの協議、これは柳川市としてはどう考えてあるんですか。

○市民部長（石橋正次君）

漁協、それからＪＡのほうにもそれぞれ説明会は開催をしているというふうに認識をしておるところでございます。そういった全体集会の中でも皆さんの御意見を伺いながら、柳川市としての考え方を整理させていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

今回、柳川市としまして、先ほども答弁があっておりましたけれども、この佐賀県の動向を注視して受け入れの是非を判断される前に柳川市の意向を伝えていきたいというようなことですが、そういう答弁があっておりましたが、このことは具体的にどのようなことになるんでしょうかね、ちょっと理解ができましたので、再度お尋ねをしたいと思います。

○副市長（成松　宏君）

今、照会を防衛局のほうにさせていただいております。その回答で、ある程度具体化が出てくるんではないかと思っております。その回答につきましては、県と共同で出しておりますので、県、それから周辺の自治体で設置しております意見交換の共有の場がございます。そこで意見交換もさせていただきながら、それからうちのほうの意向を議会の皆さんの御意見も踏まえながら固めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

よろしくお願いしますが、特に今回の配備計画で、これは新聞紙上にも書いてありましたが、この配備計画の国の来年度予算の概算要求の締め切り、ことしの８月末になるのではないかというような記事も出されてありました。

そこで、私自身は柳川市独自でオスプレイに対するやはり事前調査、そして、音に対してどれだけの影響があるのか、そしてまた、柳川市民がどれだけのさまざまな不安を抱えているのか、安心・安全に関するアンケートと申しましょうかね、この部分についてはやはり想定されるわけです、いろんな想定ができるわけですので、やはり今から事前調査については、もう既に行っておくべきではないのかと、そして次の折衝にそれを生かしていくというぐらいのやはりスタンス、もう少し積極的なスタンスをとれるような体制を既に構築しておくべきではないかと、そう考えておるわけでございますが、この件についての執行部の考えはいかがなんでしょうか、お尋ねします。

○市民部長（石橋正次君）

もっと積極的に調査を行うべきではということでございます。

これまで柳川市の一番何が大事かということで先ほど議論がいろいろあったと思いますけれども、柳川市の上空をどういったルートで、どういった回数でオスプレイ等が飛行するのか、そういった部分の確認がやっぱり一番大事ではないかと思っているところでございます。

そのため、防衛省のほうにも照会事項の回答書については再三お願いをしているところでございますので、まずはやはり照会をしている事項の回答書が来ないと、なかなかそういった部分では大事な部分の情報が確認できないということでございますので、まずはそれを一刻も早く受け取りまして、内部で精査して、情報を把握しながら対応していくというふうなことで今後もやっていきたいというふうに考えているところでございます。

なかなか動きが見えない部分もございますけれども、佐賀県や福岡県、それから、防衛省についても連絡をとりながら、お願いしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

いや、私が言っていますのは、回答書は当然今、市長から催促をしていて努力していますということで、回答書を早く出してほしいという努力はされるということでしたので、回答書は回答書でいいと思うんです。ただ、その回答書が出たときに、なら柳川としてどういう事前準備をしてきたのか、このものがなければどうやって相手方に折衝するのか、その回答書の精査確認はもちろんなんですけどね、材料がなければなかなか訴えることもできないんじゃないかということで市民に対してのアンケートや事前のオスプレイの騒音調査だとか、それぐらいのものは行政側でやっておくべきではないかと言っているわけですので、そこに

ついてお答えいただきたいと思います。

○市民部長（石橋正次君）

失礼いたしました。

緒方議員おっしゃること理解できますけれども、今後アンケート等についても、佐賀市議会のほうがアンケートについては何か行っていて、その結果についても拝読したところでございますけれども、ちょっとアンケートにつきましても、なかなかその状況といいますか、現在柳川市が影響を受ける程度等が全くまだ確認できていない状況でございますので、アンケート等についても慎重に対応したいと思っているところでございます。

以上です。

○市長（金子健次君）

緒方議員のほうはアンケートをということでございますけれども、実際６月３日に副大臣が来なかったですね。何で来なかったのかと、私、疑問を感じているんですけれども、柳川は飛ばないのかというような気持ちなんですよ。そしけん、実際ルートはどうなっているのかと３月に出したら、早く柳川市に回答してもらいたいということでないと、アンケートをただ単に市民にオスプレイについて反対ですか賛成ですとかしたら、大混乱をいたしますよ。恐らく反対のほうが多いんじゃないですか。そういうことで私はできないと思うし、いろんな防衛問題を含めて検討しなければならないと思うし、防災拠点でもあるし、そういうことを含めて考えていかなければならないと私自身も思っていますので、アンケートについては今の時点では私は難しいというふうに思っています。

○15番（緒方寿光君）

６月３日のことを市長から話をいただいたので、改めて話をしますが、これは若宮防衛副大臣と山口県知事のほうで会談がなされて、具体的に施設配備計画案を示されている。もう市長御存じだと思いますけれども、駐屯地敷地内に駐機場、そして３つの格納庫、隊庁舎、そして燃料タンク、弾薬庫、これを空港西側に整備して、駐機場から誘導路を設けて滑走路に接続することを考えていると、造成面積約33ヘクタールと見込んでいる。運用については８時から17時の飛行を基本として、空港南側の場周経路を高度300メートル以上で飛行して、騒音を最小限に抑制したいと、こう述べられております。

そして、この山口県知事は、確認精査をさせていただいて国防の重要性は認識していると。そして一方では、県民の安心・安全に係る重要課題はしっかり議論をさせていただきたいと、漁協さんの考えとか気持ちを受けとめるのが大事だと思っていると、ここまでやはり踏み込んで話をされているわけですよね。

そういった中で、ずばりお聞きしますけれども、佐賀県側が仮にこの配備計画を受け入れ、これを決定された折には、柳川市としてはどのような意向を示されるおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○副市長（成松　宏君）

現状でまだどのような形で飛ぶのかもわからない状況で、今この場でお答えすることはちょっと控えさせていただきたいというか、できないというふうに思います。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答えることができないということで、これ以上私が突っ込んだ話をしてもなかなかお答えは出てこないと思いますが、やはり万全の体制を今から事前準備でしいておくことは当然のことだと思いますし、そのためにも、折衝する段階において事前の調査研究がなされておかなければ、なかなか本格的な折衝はできないと思っていますので、ここをぜひ強く要望したいと思っております。

３点目の質問に移ります。３点目の質問は、県道高田柳川線の整備、これについて質問をいたします。

平成27年９月議会で整備への前向きな答弁をいただいて、あれから９カ月が経過しようとしています。そして、この９カ月間でどのような協議内容、協議をされたのか、その内容についてお答えいただきたいと思います。

○まちづくり課長（高須　亨君）

今の緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

道路管理者であります福岡県南筑後県土整備事務所へ、県道高田柳川線横橋交差点改良の要望書を提出しておりましたけれども、平成28年度事業化が決定したところでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

事業化決定をされたということですが、具体的な事業内容、これについてお答えをいただきたいと思います。

○まちづくり課長（高須　亨君）

議員質問の件にお答えさせていただきます。

今年度より横橋交差点の測量を行う予定になっております。測量後、詳細設計に入りまして、警察との協議を経て形状等が確定すれば、必要によりまして用地測量、用地補償等の調査になっていくと思われます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そうしますと、今年度、28年度はどこまで具体的なことがなされるのか、29年度、来年度は具体的にどのようなことがなされるのか、ここについて多少明確にお答えをいただきたいと思っていますが。

○まちづくり課長（高須　亨君）

議員質問の件にお答えさせていただきます。

平成28年度につきましては、現在測量をする予定になっております。ただし、今後詳細設計、警察協議、用地測量、そして用地交渉等を行う期間が必要となってきます。それまでの期間の対応といたしまして、交差点内のカラー舗装、そして市道側への「止まれ」及び強調線設置の安全対策を行う予定になっております。

また、事業の中身につきましてですけれども、29年度につきましては、28年度測量する予定となっております。その後、詳細設計に移っていくと思われます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

横橋の交差点改良整備、これについてはお話をいただきましたので、概要は大体わかるわけなんですけれども、今度は東西の県道の整備、つまりは交差点から西側に向かう途中に大変古い、幅員の狭い橋梁があるわけなんですが、非常に車両の離合の折に減速をしている車もよく見かけますし、大型車が来ますと一時とまってお互い譲り合うというような状況をよく見るんですよね。ですから、交差点改良のみではなくて、やはり西側ののり面の整備含めて、橋梁のかけかえを含めて、当然のことながら県道ですので、それぐらいやはり計画を見越して進めていただきたいと強く要望しますが、それについてはどんな御見解なんでしょうか、お尋ねいたします。

○まちづくり課長（高須　亨君）

議員質問の件に答えさせていただきます。

先ほど申しましたけれども、今年度横橋の事業化が確定いたしまして、事業着手していただくことになっております。そして、今後市道を含めて形状等を福岡県警と協議していくこととなります。議員おっしゃいますように、横橋交差点西側についても狭い箇所がございます。その中で、どこまで事業化できるのかを今後福岡県と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

その内容を聞いた上で質問しますが、そんなら、そこの整備も含めて今回整備計画として進めていくという考えは持っているということですかね。

○まちづくり課長（高須　亨君）

今の議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、横橋の交差点改良が事業化されたところでございます。議員おっしゃいますように、その前後の路線につきましても、今後福岡県と協議していくことになりますけれども、現時

点ではまだいつになるかは決まっておりません。まずは横橋交差点改良の早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

交差点改良の早期完成ということでお答えをいただいて大変ありがたいわけなんですが、およそ整備完了までに何年ぐらいかけられる御予定ですか、お聞きします。

○まちづくり課長（高須　亨君）

詳細設計が完了した後に警察協議、その他用地測量や地権者との交渉等を行う必要があります。今現在、これにどれだけの期間を要するか現時点では不明ですので、完了予定については決まっておりませんけれども、一般的に１つの事業に対しまして５年程度かかるのではないかと思われます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

５年もかかるんですかね。いや、率直に言いますけど、今から20年以上前でしたか、柳城中学校へ登校中の女子生徒がこの交差点で事故に遭いまして亡くなられたんですよね。大変悲惨な事故でした。また、最近では東側に有明海沿岸道路ができまして、現在の県道、非常に以前に比べて車両の通行量が多くなっているんですよね。率直に言いますけど、接触事故も本当に多くあるんです。職員の方も何か接触を起こされた事故の報告を受けていますけどね。だから、そういうことを考えますと、５年かかりますと簡単に言われますけど、やはり一日でも早くこの部分については改良するというぐらいの覚悟を見せていただければと、そう思っていますが、何か市長の見解ありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

交差点のところで事故に遭われて亡くなられた方は私の友人の娘さんでしたので、非常に記憶がよみがえったところもございます。

質問にお答えいたしたいと思います。

県道高田柳川線については、横橋交差点付近の幅員が狭く、福岡県としても道路改良については十分に認識をされております。

また、横橋交差点北側には、新たに本年３月、全部で60戸の市営東宮永団地が完成をいたしました。128名の入居者が住まわれ、これまで以上に道路利用者もふえております。私も横橋交差点付近の道路事情は十分認識いたしておりますし、その中で特に改良が必要あります横橋交差点の係る事業が決定いたしましたので、この事業完成に向けて全力で取り組んでいくつもりでございます。

また、この県道高田柳川線については、ほかに花梅橋等の狭い箇所もございます。これについても、どこまで事業として取り組めるか関係機関に強く要望していきたいと思います。

まずはこの横橋交差点をいち早く整備することが大切であり、完了に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

今、課長のほうから５年という数字を示しましたけど、５年じゃなくて早く終わるような形で努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

市長、答弁いただきましてありがとうございます。ぜひ一日でも早い整備の完成を望みます。

次、４点目の質問に移ります。残り13分になりました。

４点目の質問は、新クリーンセンターでの余熱利用による発電、売電を行うことができないのかという提案です。

今回、みやま市、柳川市共同で処理能力１日90トン規模の新施設、およそ建設費90億円ということなんですが、平成32年中の稼働と、現在で進めてあります。今の時代、積極的に循環型社会の推進がなされている中で、この機会にぜひこの施設においてもごみ焼却をする際に発生する熱を、蒸気を利用して発電を行って、さらには余った電力は売電を行うこと、これをぜひ検討していただきたいと考えております。

実は、今回５月に教育民生委員会で、はだのクリーンセンターを視察しました。この施設は建設費94億円、そして処理能力は焼却炉１日200トン、100トンが２炉あったわけなんですが、そして、ごみの焼却によって発生する熱を有効に利用して、そして発電が行われておりました。この発電された電気は、そのセンター内で使用されています。そして、それでも余った電気は東京電力に売却してあります。売ってあります。そして、何と発電量は一般家庭の大体およそ5,000世帯分に相当するということで、ずばり売電によって年間３億円の財源を捻出しているんですよね。仮に耐用年数が30年と考えた場合に、順調にいけば大体90億円の財源捻出になると、単純にいけばですね、そういう話でした。

そこで、私はこの循環型社会推進の時代の中で、やはり今後さらに、きのうもさまざまな行革の話もあっておりましたが、地方財政が将来にわたりかなり厳しくなっていくという中で、今回新クリーンセンターの建設計画の中においても、ぜひ検討すべき課題ではないかと強く感じたところであります。市長もしくは執行部の見解があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

緒方議員の質問にお答えをさせていただきます。

ごみ焼却施設の処理能力別の余熱利用の発電に関しましては、ごみ焼却施設で最も多い１日当たり100トンから300トンの施設でも３分の１程度しか発電しておらず、全体の半数を占める100トン未満のストーカー方式の施設では、ほとんど発電している施設はないのが現状

のようでございます。

プラントメーカーからどのような提案がなされるのかわかりませんけれども、他市町村、一部組合の例で、今、議員申し上げられましたように、１日200トンを焼却する最新の施設が3,800キロワット発電すると、そういう事例もございます。そういうことから、プロポーザル方式によりプラントメーカーによる企画提案にすぐれたものを採用いたします。そのため、各プラントメーカーは独自の技術とノウハウ、特許があり、その発電量もさまざまでございます。ということでございますので、どれくらいするかということはわかりませんけれども、当然発電がすれば売電ということになっていこうかというふうに思います。当然それは組合議会の中で審議をされるということになろうかと思います。

以上でございます。

○15番（緒方寿光君）

もう一回質問します。ちょっと内容が余りよくわかりませんでしたのでね。

はだのクリーンセンターは燃焼施設、これは連続燃焼式ストーカー式焼却炉、これは多分、今回柳川、みやまの共同クリーンセンターで計画されているものと同じだと思います。そして、余熱利用設備ですね、これは電気タービン発電で、発電出力3,820キロワットということでありますが、柳川、みやま共同で今建てようとしますクリーンセンターについては、この辺の予想される発電出力ぐらいはもうわかっているんじゃないですかね。わかって、発言できれば発言をお願いしたいと思いますが。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

お答えをさせていきます。

先ほど申し上げましたように、最新の200トン程度の施設で3,800キロワットということでございますので、92トンで計画されている有明施設組合の新設の発電量については、1,000キロワット程度は発電してもらいたいというふうに事務局は考えておるようでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ずばりお聞きしますが、そうしますと、クリーンセンター内の電気については大体賄えるんじゃないかということですかね。

○廃棄物対策課長（乗富祐治君）

施設内の、場内のそういう施設については、賄えるのではないかというふうに考えておるようでございます。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

特に今回みやまスマートエネルギー、新聞にも載っていましたが、ＪＲ九州での駅舎や事

務所など、これを電力供給について契約をされまして、契約金額は何と年間２億円と聞いておりまして、みやま電気の安全性をしっかりＰＲするということでありました。やはり一度この発電、余力があれば売電まで、みやま市、柳川市との協議の中で協議、検討することは必要ではないのかなと、そんなふうに私自身は考えておりますが、組合の副組合長をされている市長のほうで何か御見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

今、課長のほうが答弁いたしましたけど、私のほうから答弁させていただきます。

発電しました電気の使用方法については、みやま市と協議をされたかという御質問でございます。

発電した電気の使用方法などについては、特別地方公共団体であります有明生活環境施設組合の中で決められていきます。

柳川市、みやま市の両市から選出をされました議員さん方の組合議会の中でいろんなことが審議されています。そこで決めたことについて柳川市、みやま市が協議することはないというふうに思われます。

ということでございますけれども、実際はもう少し余力があればその余熱で――あれは何ですかね、まだ言えないですかね――ということで、済みません、まだ言えないということで、申しわけございません。

○15番（緒方寿光君）

次の議会でももう一回聞きますので、そこでもし回答が出せるんであればですね、回答を出していただきたいと思いますけれども、もう32年中に稼働ですので、多分設計も来年度の３月末には終わるんじゃないでしょうかね、プロポーザルでやっておられますから。ぜひこの件も協議をしていただきたいと、そう強く希望しているところであります。よろしくお願いします。

最後の質問です。

アンテナショップ東京浅草まるごとにっぽん、ここに柳川のアンテナショップを昨年の12月17日に設置されまして、現在、商品販売売上金額、月平均455千円と、およそなんですけどね。そして、柳川市のブースの賃貸料、これが216千円と、これぐらいかかっているわけですが、まだまだ全体の運営を見据えたときに諸経費のほうが大きく上回っているようであります。販売だけじゃなくてＰＲもやっていますよということなんですが、やはり税金を投入している以上は、最少の経費で最大の成果を生み出すということが大事だと私は考えております。

そこでずばり、毎月商品販売の総額、これはやはり最低でも1,000千円以上は超えていくべきじゃないかと私は考えております。そう努力すべきだと、そういうふうに考えております。ただ、今回商品テスト販売でここのセレクトショップ、蔵とか四七商店とかありますけ

れども、そこに柳川のブランド商品が入って、そこでも販売が行われるということについては、多少私は評価をしておるわけなんですが、現在そのセレクトショップで取り扱いをされている商品の販売の総額ですね、毎月、大体で、およそで結構でございますので教えていただけませんか。

○柳川ブランド推進室長（松尾　強君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

セレクトショップでの販売額ですけれども、このセレクトショップでの販売に関しては、事業者とそのショップとの直接契約ということになっておりますので、私どもが詳細には把握しておりません。ですが、幾つかの事業者に尋ねましたところ、月二、三万円、多いときで100千円という事業者もありますし、これまで1,500千円を売り上げたというような事業者もございます。また、このセレクトショップからまた新たなバイヤーさんにつながって、商談につながっているというような報告もあっておりますので、このまるごとにっぽんへの出展を機会に首都圏への販路が広がることを期待しながら、今後も活動を続けたいと考えております。

以上です。

○15番（緒方寿光君）

市からいただいているその説明は、日常、まるごとにっぽんの職員さんが説明や商品販売を行うということであります。私は５月の中旬に訪問したんですけどね、現在フロアに、３階なんですけど、20の自治体のブースがありまして、そのまるごとにっぽんの職員さんは二、三名しかおられないんですよね。残念ながら私が見させていただいている間は、やはり来場者全ての方々に丁寧な商品説明、そして柳川のＰＲはできていなかったと見受けられたんですよね。

そういった点で、やはり現状のままでいいのかということだと思います。私自身はやはりタイムリーにこの柳川地元の職員、若い職員でも結構ですし、今回まちづくり協力隊女性２名採用されてありますよね。それとか納入業者を含めて、やはりタイムリーにここのブースの横に立ってでも、どんどんやっぱり冊子を配るだとか、商品に限らず柳川のＰＲを今やるべきだと。来年の３月には、もうここは期限切れになるということなんですけど、そこら辺についてもう少し積極的に対面販売、対面説明、ここをやっぱりすべきじゃないかと思います。

市長もよく日ごろから言ってありますように、おもてなしということでございますので、やはり柳川はここまでやるよというぐらいの気概を見せてもいいのではないかと思っています。特に今、４月の熊本地方の地震におきまして、九州は非常に観光客が激減しています。そういった意味では、今これをやらなければ、柳川としてやらなければいつやるのかという気持ちでおるわけでございますので、ぜひ地元からどんどんスタッフを送り込んででもタイ

ムリーに、毎日はやれませんけど、やはりこれはぜひやっていただく必要があるのではないかと強く感じました。市長、この件について見解、今後の方針ありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

私自身も浅草に行ってきました。まるごとにっぽんへの出展は東京浅草という観光地でありまして、日本国内はもとより海外の観光客も多く訪れるまちで、柳川産品を販売できるチャンスができるというふうに思っております。確かに３階のフロア、そういう状態、緒方議員が指摘したような状態でございましたけど、さらに新しくできるという話題の商業ビル内に全国1,700自治体の中から柳川市は20団体だけが出展できるチャンスを見逃す手はないというふうに出展を決断したところでもございます。

まるごとにっぽんでは、テスト販売やＰＲを目的に、販路拡大を目指す商品や試してみたいという商品を試験的に販売しております。市内の規模の小さな事業者が、単独で東京で営業活動を行うのは経費もかかり、バイヤーにつながる糸口もなければ、なかなかできない状況でもございます。本市がそれを後押しし、事業者とともに商品を売り込むことを目的に出展しているもので、経費に対して売り上げが少ないのはある程度はいたし方ないというふうに理解をしております。

しかし、首都圏で柳川の情報発信拠点としてまるごとにっぽんがあることで、さまざまなメリットが生まれております。大相撲初場所で大関琴奨菊関が優勝いたしまして日本中が盛り上がっていたときに、まるごとにっぽんの柳川ブースにお祝いのメッセージをタイムリーに出せたのも、常設したたまものではないかというふうに思っております。柳川の知名度を大きく向上したものと確信をいたしております。また、インターネットの動画サイト・ユーチューブの再生回数30万回を超え話題になりました柳川のプロモーションビデオ「さげもんガールズ」も、まるごとにっぽんに出演をしてＰＲできましたのも、常設の情報発信拠点としてのまるごとにっぽんがあったからではないかと思っております。

さらには４月にシンガポールの商談会に参加をされました、世界に商機を見出そうとしておられるＪＡ柳川さんとも合同出展いたしまして、あまおう等の農産物のＰＲができました。世界に先駆け東京での情報発信ができたのも、まるごとにっぽんのへの出展の効果だというふうに考えているところでございます。

緒方議員の経費に対し売り上げが少ないとおっしゃることももっともであると思いますが、アンテナショップとしての役割、情報発信の拠点としての可能性は金額にあらわせず、大きな可能性があると思います。昨年策定をいたしました地方創生の総合戦略にも、首都圏での柳川ブランドの情報発信を掲げておりますので、関係部署、関係団体と連携をしながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。今後も緒方議員の御意見、提案を参考に、より効果の上がる事業にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一応時間がありますので、早口でしゃべりました。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後１時まで休憩いたします。

午後０時11分　休憩

午後１時　　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第３順位、６番荒巻英樹議員の発言を許します。

○６番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。６番荒巻英樹でございます。

まず冒頭、先日の熊本地震でお亡くなりになった方々、そして、被災をなさった方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、議長の発言許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

私は、この場でスポーツのことに触れることが多いんですが、やはり最近一番感動したのは、大リーグ、イチロー選手の、日米合算ではありますが、通算安打4,257本の、言ってみれば世界記録の達成であります。日本人として、とても誇らしく思ったところでございます。その長い長い道のりのプロ入り初ヒットが平和台球場だったということも感慨深いものがございます。

また、個人的には、３月26日に開催された第２回柳川おもてなし健康マラソン大会の10キロの部で無事完走できたことであります。記録は浦議長の1.5倍ほどかかっており、とてもお恥ずかしいんですが、練習よりも速く走れましたし、節目の550位ということで副賞をいただき、大変うれしい一日でございました。ぜひ皆さんも来年の御参加をお勧めいたします。

それから、昨日も話題に出ておりましたが、次は、リオデジャネイロオリンピックでの本市出身、坂井聖人選手のメダル獲得を市民の皆さんと喜び合える日を楽しみにしております。

本日は、１つ、熊本地震での課題や対応等について、１つ、投票率アップに向けての取り組みについて、１つ、訪日外国人旅行（インバウンド）への取り組みについての３項目についてお伺いをいたします。

１、熊本地震での課題や対応等について。

皆さん御案内のとおり、４月14日午後９時26分、熊本県熊本地方を震央とする震源の深さ11キロメートル、マグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度７を観測、その28時間後の４月16日午前１時25分には、同じく熊本地方を震央とする震源の深さ12キロメートル、マグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県西原村と益城町で震度７を観測しております。

本市でも16日には震度５強を記録し、地震発生２分後の午前１時27分には、有明海に津波注意報が発令されたこともあり、多くの方が避難をなさる事態となりました。市長を初め職員の方々におかれましては、深夜にもかかわらず避難所の設置やもろもろの対応をいただき、改めて感謝申し上げます。ただし、マニュアルどおりにいかなかったり予定外の事態が発生したりと、全てが予定どおりに進んだわけでもないかと思います。

そこで、今回の熊本地震を受けて判明した本市の課題等があればお聞かせください。

再質問及び残りの質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、これまで台風や洪水などの災害は経験がありましたけれども、地震による災害というのは初めてと言っていい状況でございました。台風等は準備や予測ができますけれども、突然発生する災害の対応につきましては非常に困難な部分があります。髙田議員や緒方議員の一般質問でもお答えをしましたように、地区社会福祉協議会等の自主防災組織等との連携強化、また、職員へのマニュアル等の十分な徹底、これが課題だというふうに考えております。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そうですよね、やはり先ほども議論されていましたように、職員の皆様方だけの力では今回みたいな大きな災害ではとても対応ができかねる。やはりこういった災害のときには、地元の社会福祉協議会等との連携が不可欠であるということは私も認識しているところでございます。

それで、地震の後に最初に住民の方から私のほうに連絡があったのが、避難所の開設の時間についてでございました。先ほど緒方議員の質問の際に、各避難所の開設時間に関しましては御答弁がありましたので、それを踏まえた上での御質問をさせていただきたいと思います。

３庁舎が午前２時から、そしてそれ以外の校区公民館、コミュニティセンター、そしてお隣の市民会館、三橋公民館、大和公民館等の21施設は２時50分から随時ということで御答弁あったかと思います。

それで、やはり避難所というのは、市のほうが開設を判断して、その時点で各施設が避難所になるかと理解しておりますけれども、まず、鍵の管理をどのようになさっているのかをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（松藤敏彦君）

鍵の管理の状況をお尋ねです。

今回開設をいたしました第１避難所となります校区公民館、校区コミュニティセンターにつきましては、所管課であります生涯学習課が鍵の管理を行っております。また、平成27年度からにつきましては、災害時にスムーズに避難所が開設できるように各施設の合鍵を総務課でも管理をしております。

以上でございます。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

となりますと、今は生涯学習課と総務課。具体的に言いますと、そうなると、三橋庁舎と柳川庁舎で管理をされているということでよろしいでしょうか。はい。

それで、結局24施設となりますが、18施設が校区公民館、コミセンですね、３施設が公民館等、そして３施設が庁舎ですが、３庁舎には宿直の方がいらっしゃるので即時に対応が可能かと思いますけれども、済みません、市民会館と三橋公民館と大和公民館の鍵の管理はどうですか。

○総務課長（松藤敏彦君）

それぞれ３つの施設については、それぞれの庁舎のほうでも鍵のほうを保管しております。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

はい、わかりました。

そしたら、市民会館、三橋公民館、大和公民館も、隣の隣接する庁舎のほうにあるから即時に対応がほぼ可能という理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（松藤敏彦君）

人員の確保という問題がございますけれども、あけに行かなければやはりいけませんので、人員がいれば即座に鍵を持ってあけることは可能だというふうに考えております。

○６番（荒巻英樹君）

そうなりますと、確認ですが、やはり宿直の方があけることはできずに、あくまでも市の職員の方があけなきゃいけないということでの理解でよろしいですか。

○総務課長（松藤敏彦君）

宿直の方では対応は難しいというふうに思います。やっぱり職員が行かないと難しいんではないかというふうに考えております。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それで、午前中、各校区公民館、コミセンに関しては、職員の方が市役所に出てきて、そして、それぞれの避難所、校区公民館、コミセンに行かれたということなんですが、やはりこれを、いかに時間を早くするかというのが今後の課題。これは工夫次第では、すぐにでも

じゃないですけど解決ができる課題かと思っておりますけど、それに関して、ですから、私が今回取り上げたきっかけは、具体的には昭代公民館の開設でいろんな、例えば、広報の車とか消防団の車が回ってきていて、そこでは開設しましたよって放送があっていたけれども、結局、それで昭代公民館にも車が20台、30台、開設前に集まってきてあったということを市民の方からお聞きしたものですから今回お尋ねしているわけなんですが、それでこれをいかに、住民の方ですから、地震発生２分後に津波警報が出ておりますし、やはり小潮であったとか、津波が１メートルとか、その辺は後で冷静に判断すればそこまで慌てなくてもよかったのかもしれないですけど、住民の方はもうやはり東日本大震災のイメージというのが強いかと思いますので、やはりもう取るものも取らずといいますか、そういった感じで避難所、昭代公民館に行かれたんだろうと私は思うんですが、これからそういった方、避難された方がすぐに避難できる体制をとるために今後どのようなことが考えられるんでしょうか。今の時点でそういった今回の課題としてとられるという部分があれば、お尋ねします。

○総務課長（松藤敏彦君）

どうしても職員が市役所に来て鍵を持って開設に行くという部分については、すぐ避難をされた場合は会場の開設が間に合わないといった状況が、やはり24時間職員がいる施設ではありませんので難しいと思っています。

それで地域の、校区の社会福祉協議会とか公民館でありますとか、そういった自主防災組織を形成されている代表者の方、そういった方に鍵をあけていただくような、そういったお願いを今後していったりする必要があるんではないかというふうに考えております。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

午前中もそのような御答弁あったかと思いますが、地区の社協、地区の公民館の力をかりながら対応をしていただくということで、それで、私はやはり台風のときとか地元の避難所とか行きますと、やはりどうしても地元在住か地元出身の職員の方が張りついていたように記憶しています。今は部署ごとになっているのかもしれないんですけれども、でき得れば、地区の社協と地区の公民館の方にあわせて、お一人では大変でしょうから、その避難所の近くの職員の方にもそういったことをお願いする、鍵を管理していただくというのも一つの方法かなと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（松藤敏彦君）

鍵の管理については非常に難しい、防犯上の問題もございます。ですので、やはり代表の方に持っていただくというのは一番いいだろうと思っています。職員につきましても、庁舎のほうに寄って、少しおくれるかもしれませんけれども、きちっとした形で、地域の方だけではなくて職員がちゃんと行ってそこの運営はするというような仕組みをきちっとつくっていく必要があろうかと思います。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

今はこうやって普通にやりとりできていますけど、やっぱりその現場というのが、本当に一分一秒を争うことになることもあると思うんですよね。ですからそういったときに、職員の方――もちろんきちっとしなきゃいけないというのはわかるんですが、職員の方が自宅からここに来て、もしくは三橋庁舎に行ってそれぞれの避難所に行くよりは、避難所に近いところにお住まいの職員の方、それが、極端に言えば隣の方もいらっしゃるでしょうし、一番最寄りの方が、やっぱり１キロ、２キロ離れたところにしかお住まいじゃないかもしれませんけれども、やはり本当に一分一秒を争う状況であれば、そういった最寄りにお住まいの方にそういったことでお願いをすることも検討すべきではないかと私は考えておりますが、再度お尋ねします。

○総務課長（松藤敏彦君）

地域の職員にどこまで鍵を持たせたらいいのかという議員のお話でございます。

地域の職員に鍵を持たせるというのも一つの御提案だろうというふうに思います。そのことで避難所開設が早くなれば、一つの解決策というふうになろうかと思います。

ただ、職員についても、いろんな業務で避難所に行くんではなくて、市役所のほうで対応をしないといけない職員も出てくるかと思いますので、検討事項というふうに考えております。

以上でございます。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そういった方はもちろんリストで、ですから、職場に出るよりも先に避難所の開設が優先事項ということで、そういったことで対応もできるかと思いますので、この場ではもうこれ以上結構ですが、ぜひ御検討をいただければと思います。

それから、最初、マニュアル等の徹底も課題だということでいろいろありましたし、確かに全てのマニュアルを完全に把握するのはなかなか難しいと思いますし、そのマニュアルがその現場で正解かどうか、場合によってはそのマニュアルが正解じゃないこともあるかもしれませんので、いろんな形でやっぱり対応が必要になってくるかと思います。

それで、今回、熊本ではまだまだ本当に大変な状況がありますが、先日いただきました柳川市の地域防災計画の第３章の第13節の住宅の用地の確保によりますと、建設班は応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、確保するということなので、これは実際に災害が起きてその状況を見て用地の確保をするということだと思うんですけれども、具体的に言いますと、益城町では、事前に仮設住宅の建設予定地を数カ所選定していたが、現実にはそういった場所も被害が

あって全ては使えずに今苦慮されているということもお聞きしておりますが、私としては、やはりどういった災害が起きるかわかりませんが、ある程度候補地を決めておくのも必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（松藤敏彦君）

まず、地域防災計画のほうにも書いてありますとおり、公有地が候補になってくるものと思います。ただし、先ほど議員のほうも御案内のように、災害の種類で、場合によってはそういった公有地が被災して使えないという状況もあろうかと思います。

また、公有地であっても、ライフラインの確保ということで、水道が来ていなくてはいけない、または、電気がすぐとれなくてはいけない、そういったいろんな問題もあろうかと思いますので、公有地の中である程度候補を絞った中で、そして、その中からその災害後に選んでいくという形になろうかと思います。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

おっしゃるとおり、本当に災害の種類や、例えば九州北部豪雨みたいに、３分の１が冠水したところにというわけにもいきませんし、ただ、やはり事前のリストアップ、あとここだったら大まか何十戸を建設できる、それぐらいのデータはあっていいのかなというふうに私自身は感じるので、ちょっと御検討いただければと思いますので、最終的にはもちろんこういったことを発生しないにこしたことはないですが、災害の後でしか決定はできないとしても、やはりある程度のリストアップは必要じゃないかなということで、ちょっと御検討いただければと思います。

それでは、地震後の対応ということで、まず、要点でお願いできればと思うんですが、市内の被害状況、そして対応等についてお尋ねいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

本市の被害状況でございます。

一部の公共施設のほかに民家の被害、寺社の被害などが発生をしております。民家等の被害につきましては、地震発生直後から罹災証明書等を発行しておりまして、６月15日現在で発行件数は罹災証明書が51件、罹災届出証明書が64件となっております。これについては重複が一部ございます。そういった発生状況でございまして、被害としては、大まかにはそういった状況というふうに考えております。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。それぞれやはりそういった形で被災されているところもありますので、市で支援ができるところと、なかなかそうはいかないところもあるかと思いますが、市民の皆さんがもとどおりの生活に戻れるように、ぜひ支えていただくようにお願いしたいと思います。

あわせて、次に被災地、そして被災者への支援状況ということでお尋ねいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

被災地、それと被災者への支援状況ということでございます。

市のほうでは、本市の災害対策本部を廃止してすぐの４月26日に熊本地震復興支援柳川市本部を設置して、現在まで被災地支援に当たっているところでございます。

まず、人的支援といたしましては、４月14日から27日までの間に、緊急消防援助隊として、消防署員を延べ30人派遣しました。また、４月20日から28日まで、避難所運営のため職員２名を益城町に派遣をしております。そのほか、５月26日から６月末までの毎週木曜日、市と市内事業者合同で、各職員１名ずつがパッカー車に乗り込みまして、廃棄物処理の支援のため、熊本市へ１日２往復しております。今後は、被災した自治体へ、家屋被害調査への職員派遣を予定しておるところでございます。

物的支援等につきましては、地震発生直後の４月18日に水が不足をしているということでございましたので、本市で災害用に備蓄をしておりました500ミリリットル飲料水4,000本を熊本県合志市に送りました。また、４月20日から28日までは、水、トイレットペーパー、おむつなどの支援物資を受け入れ、３庁舎のほうで窓口を設けて、そういったものを受け入れまして、62人の市民の皆様から支援物資を受け入れまして、福岡県を通じまして被災地のほうに届けております。また、４月18日から３庁舎及びあめんぼセンターにおいて義援金箱を設置しております。義援金は、義援金箱以外にも、直接市長のほうに届けに見えておりまして、合計で9,200千円を超える義援金が寄せられているところでございます。

そのほか、被災者向け住宅といたしまして市営住宅５戸を用意し、そのうち１戸には、熊本県御船町で被災された１世帯２人が５月９日から入居をいただいているところでございます。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。いろんな形での御支援、本当にありがとうございます。

やはり現地でもパッカー車は本当、目立つんですよね。私も京都を見たり、千葉を見たり、新潟等の車を見ましたけれども、それ以外にもいろんなところからパッカー車が来ておりまして、本市からも事業者さんが３社共同で御協力いただいているかと思いますけれども、本当にありがたい限りでございます。

それで、やはり我々が忘れてはいけないのが、４年前の九州北部豪雨だと思っております。そのときの報告書を我々もいただいておりますので、改めて確認をしたところですが、本市にもボランティアとして15日間で90団体1,206人と個人563人の合計1,769人の方が本当に暑い中、そういった形でボランティアで御協力をいただいたわけなんですが、どの辺からお見えになっていたかということをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（松藤敏彦君）

九州北部豪雨でのボランティアの受け入れ状況ということで、受け入れにつきましては、柳川市社会福祉協議会が担当をしてありましたので、お尋ねをいたしました。

90団体の地域別の内訳でございます。柳川市関係が36団体、大牟田市20団体、福岡市12団体、大川市６団体、大木町と大野城市が２団体、それに春日市と北九州市が１団体、そのほか、県外の佐賀県から９団体、兵庫県から１団体という内訳でございます。

次に、個人でボランティアとして来ていただいている563人の内訳でございます。市町村別だと相当の数になりますので、もう少し大きなくくりで申し上げますと、柳川市関係が197人、柳川市を除いた南筑後地域から121人、南筑後地域以外の福岡県内からが177人、県外は、佐賀県から42人、熊本県から８人、東京都から７人、長崎県から４人、大阪府から３人、山口県から２人、神奈川県、あと愛媛県からが１人というような内訳になっているということでございます。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

本当ありがたいですよね。遠くは東京や神奈川、そして四国の愛媛県からもお見えいただいたということで、本当に改めて感謝申し上げたいと思っております。

それで、次は柳川市が、今こそ、今回こそ私ども柳川市民がその恩返しをする番ではないかと思っておりますけれども、現在、柳川市の方が熊本のほうにどれぐらい行っていらっしゃるかというのは、これはつかみようがないんですが、一つの目安としては、ボランティア保険への加入、それから高速道路の減免の書類手続、その２点が一つの目安になるかと思うんですが、その辺の状況をお尋ねいたします。

○総務課長（松藤敏彦君）

熊本地震以降に柳川市の社会福祉協議会のほうのボランティア保険に加入をされてある方の人数を社会福祉協議会のほうにお聞きをいたしました。

熊本地震関係のボランティア保険の加入者については、57人ということでございます。そのほか、年間を通じてのボランティア保険にも加入されている方が135人いらっしゃるということでございます。

それと、災害派遣等従事車両証明書というのを柳川市のほうで発行をしております。これについては、市民の方と団体等は、被災地にボランティアに赴く際に高速道路の通行料を無料にするといった証明書でございます。これにつきましては、現在で、インターをおりる際にこの証明書をお渡しするわけでございますが、発行の状況でございます。６月17日現在で19件の証明書の申請があっておりまして、218枚の証明書を発行しております。行きに１枚、帰りに１枚ということでございますので、218枚の証明書の発行をしているという状況でございます。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ボランティア保険で57名の方、そして、災害派遣等従事車両証明書が218枚、単純に２で割れば109往復分ということですよね。あとそういった形で、本当に市民の方が現地へ赴いて４年前の恩返しをしていただいているということで、この災害派遣等従事車両証明書、思っていたよりも非常に多いなと思っておりますけれども、もちろん１回だけの方もいらっしゃれば、１人の方が何回も行かれている方もいらっしゃると思いますけれども、本当にありがたく思っております。

それで、今回、ぜひ今後御検討いただきたいのが、やはり市と柳川市の社協とで連携をとって、ぜひ市民の皆様にはどうしても熊本まで、やはり公共の交通機関だとなかなか行きづらいですし、皆さん車のない方とかも、若い方とかなかなか――ですからそういった、例えば、具体的に言いますと市のほうでバスを出していただければぜひ参加したいという方もいらっしゃるかと思うんですが、その辺の取り組みに関して御予定があるのかどうかを含めて御答弁をお願いできればと思います。

○総務課長（松藤敏彦君）

市のほうで車両等を出して、そういったボランティアの取り組みということで、他の自治体の中ではそういった取り組みをされている状況があるようでございますけれども、今のところ本市のほうではその予定をしておらないという状況でございます。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

５年前がちょうど東日本大震災で、５年前の６月定例会では、私はこのような質問というかお願いをしました。

当時、福岡市がボランティアバスを出しておりました。最終的には多分400名ぐらいの方がお行きになっているかと思うんですが、ですからそのように、ぜひ東日本の被災地まで市のバスを出していただけないかということをお願いしましたが、当時の答弁では、福岡市は福岡県西方沖地震の際に全国からの支援を受けたことがきっかけで市職員によるボランティア団体が結成され、その後、官民一体となった広がりの中で取り組まれている派遣事業であると聞いてあります、云々ということなんですが、当時でしたら人口138万人、今はもう150万人を超しているみたいですが、職員数も１万人と多いので、ちょっと本市ではというような答弁でございましたが、５年前と今では状況は全く違います。九州北部豪雨でどれだけ多くの皆さんにお世話になったか、そのことを考えれば、やはり柳川市としてできること、いろんなこと、実際今でもいろんな御支援いただいておりますが、やはり私は市民の皆さんと一緒に現地へ赴いて現地の方に寄り添うことが一番今求められていることではないかと思っ

ております。改めてお聞きしますが、いかがでしょうか。

○総務課長（松藤敏彦君）

市のほうでということでございますけれども、ほかの自治体の中では、社会福祉協議会と連携をして、また合同でというようなやり方をしているところもあるようでございます。

また、被災地の受け入れ状況についても、詳しく実施する場合については、向こうの意向も確認をしないといけないというふうに思っているところでございます。

今後そういった分については、社会福祉協議会ともお話をしながら検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

新聞報道では、５月４日が最多で3,951人、５月16日は最少の437人まで減ったということで、やはり右肩下がりの状況かと思います。

現地の自治体がどのように思っていらっしゃるかということで、これからやはり２年はかかるだろうという回答をなさっている自治体もございます。ですから、別にきょうあしたやらなきゃいけない、絶対やらなきゃいけないということじゃないんですが、これが、来月でも再来月でも半年後でも１年後でも、まだまだ必要とされる人がいっぱいいるわけですから、ぜひ感謝の気持ちを行動であらわしていただければと思います。

この中にも私よりも多く現地に足を運んでいらっしゃる方もいらっしゃるのであれですけれども、私が最初に行ったのが益城町でした。やはりどうしても報道等でも益城町が一番の多いですよね。やはりお手伝いの種類というのが、民家で倒壊したブロック塀の後片づけということでした。次に、西原村のほうでは、収穫がおくれたニンニクの引き抜き作業、この農作業に関しては、社協としてどうかというような記事もありますが、もうこれは実際の商品にならないニンニクでということでしたけれども、そういったお手伝い。そして、熊本市では、マンションでひとり暮らしの87歳の女性宅です。倒れた食器棚等をもとどおりにするというような作業をやらせていただいたんですが、まだまだそういった必要とされる方がいっぱいいらっしゃいますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。この項を終わります。

次に、投票率アップに向けての取り組みについてということでお尋ねします。

平成27年６月17日に選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げることを主な内容とする改正公職選挙法が成立し、一昨日、平成28年６月19日から施行されております。これは、今から71年前の昭和20年に、25歳以上の男子のみから二十以上の男女に改められて以来の改正であります。

国会図書館の調査では、平成26年２月時点で、世界では、192カ国のうち92％に当たる176カ国が18歳までに選挙権を与えており、今まで20歳以上に与えられていた日本の制度は少数

派であったと言えます。今回の改正により、全国では18歳、19歳の約240万人の新たな有権者が生まれることになり、投票率が低い若者の意見がより政治に反映されることが期待されており、あした公示の第24回参議院議員通常選挙から適用されるということなんですが、そこで、まずお尋ねしますのが、選挙権が18歳以上に引き下げられたことに伴い、例えば市内の３つの高校等への出前講座等の啓発活動をなさったかどうかをお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

荒巻議員の質問にお答えをいたします。

３つの高等学校へ、そういった出前授業等を実施されたかというようなことでございます。

本年５月９日に伝習館高等学校の定時制、そして６月１日に伝習館高等学校の全日制の生徒の皆さんに対しまして出前授業を実施したところでございます。

以上でございます。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ということは、残りの柳川高校、杉森高校というのは特になかったということでよろしいですか。はい。

それでもちろん、今回の参議院選挙はあした公示ですが、もちろん間に合わないとは理解しておりましたが、現実に、昨日、私の自宅に今回の投票用紙が郵送されてきましたので、一番表紙といいますか、表には、期日前投票所とかももちろん明記されておりますので、これからというのはないんですが、今後の見込みということでお尋ねしたいと思っておりますが、まず、期日前投票所を１カ所設置した場合の経費、コストがどれぐらいになるのか、お尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

期日前投票所を１カ所増設した場合ということでございます。

期日前投票所につきましては、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎の３カ所で期日前投票を実施しております。この投票所以外に増設をした場合ということでお答えをいたします。

二重投票を防止するために、庁舎とオンラインシステムとの回線の接続工事、またはシステム改修というのが必要になってきます。そういったことで、パソコンの機器代等も必要になってまいりますので、１カ所1,000千円程度かかるというふうに思われます。そのほかに、会場使用料が必要な場所でありますと会場使用料、それに投票管理者や立会人、そして投票事務従事者等の人件費というのがふえてくるというふうに考えております。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。1,000千円にプラスいろんな人件費とプラスアルファということですね。

それで、今回は、福岡県内に限りますと、嘉麻市の稲築志耕館高校に設置されるというこ

とが多分今回は唯一かと理解しておりますけれども、そうなりますと、やはり現状では、市内３高校に期日前投票所を設置するというお考えは今のところはいかがでしょうか、お尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

今回７月10日に投票を予定されております参議院議員通常選挙におきましては、市内３つの高校への期日前投票所設置という予定はございません。

以上でございます。

○６番（荒巻英樹君）

ですから、とりあえずしばらくこの参議院選挙の後も今のところは特段ないという、今のところはそういった議論もなさっていないということでよろしいですか。今回の選挙の後ですね。

○選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

本市の場合につきましては、３つの高校がございます。その３つの高校のちょうど真ん中の位置ぐらいに期日前投票を実施しております柳川庁舎がございまして、距離的にも数百メートルというような状況でございます。学校帰りにでもすぐ立ち寄って投票をできるというような環境ということになっておりますので、今のところ高校のほうに期日前投票所を設置するということは考えておりません。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

言われてみたらそのとおりですね。３つの高校ともこの上からは多分見えるんじゃないかというぐらいの距離ですよね。ただ、1,000千円プラスアルファが高いのか、理想を言えばもちろん投票率100％であるべきだと思いますけれども、それに近くなるように、ぜひやはりそういった啓発活動は引き続きお願いしたいと思います。

あと、大学に目を移しますと、北九州市が北九州市立大学、飯塚市が九州工業大学情報工学部と近畿大学産業理工学部、久留米市が久留米大学に設置ということで、３自治体、４つの大学に、今回、期日前投票所が設置されるようにお聞きしております。

ただ、残念ながら本市には大学、短大等はありませんが、高校を卒業した方が進学する専門学校でハリウッドワールド美容専門学校さんとかがありますので、１学年200人で、県外から８割とはお聞きしておりますけれども、いずれにしても、そういったところも今後、期日前投票所を設置する候補地といったらあれですけど、そういったことも今後は視野に入れながらやらなきゃいけないかなと思っておりますので、将来的にはぜひお考えいただければと思っているところでございます。

それから、次に、若者に対する啓発活動の一つとして、投票所の立会人を若者に委嘱してはどうかということでちょっとお尋ねしたいと思います。

これは公職選挙法の第38条で規定されているそうですが、各投票所の投票で不正がないかどうかを監視する仕事で、各市町村の選挙管理委員会ごとに投票立会人を選任する。投票所ごとに投票立会人が２名以上５名以下を必要とし、２名に達しない場合はその場で補充しなければならないということで、現在、投票所の立会人の委嘱先及び委嘱方法をどのようになさっているのか、お尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

現在、立会人の委嘱でございますけれども、まず、各地区の行政区長会の会長さんと婦人会長さんに御推薦をお願いしております。推薦をいただいた方を選挙管理委員会に諮って了承を得た上で委嘱をしているという状況でございまして、立会人については、１投票区２名ということで委嘱をしております。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

２名以上５名以下となっておりますが、柳川市の場合は２名でなさっていて、行政区長会と婦人会、基本的にはやはり地元の方が一番よろしいんでしょうから、そういった形でなさっているということですね。

それを踏まえてですが、やはり若年者に関心を持ってもらうためにも、18歳以上の高校生を含む若者に委嘱してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

先ほども言いましたように、各投票所２名を選任しておりまして、区長会、婦人会の推薦の方々ということでございます。立会人を置くことというのは、替え玉投票や不正投票などをさせないという意味合いもありますので、地域の人の顔をよく知っておられる区長さんとか婦人会の役員の方、これがまさに適任であろうかというふうに考えているところでございます。

議員が言われます若者の立会人につきましては、今後どういったふうにしたほうがいいのか、研究をしてまいりたいというふうに思います。

○６番（荒巻英樹君）

やはりそうですね、顔を知っているということはもちろん大切なことだと思いますが、これ、都会だったらもうそういった条件って余りないのかなと。大牟田市さんが帝京大学に依頼されたというのは、もちろんお知りおきかと思いますけれども、やはり投票所ですから、目的は投票率を上げることだと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

選管はもちろん御存じだと思いますが、昨年の福岡県知事選挙で投票率が一番低かったのは柳川市だと。これは、県知事選挙と県議選は同日ですから、柳川市は県議選が無投票だったので、県知事選挙の投票率が下がるのはある程度仕方がないとしても、県知事選挙の投票

率が25.36%、４人に１人しか行かれていなくて、同じように県議選無投票でも一番投票率が高かった市は34.28%と、本市より９ポイントほど高いですね。ちなみに筑紫野市です。近隣でも、みやま市は33.37%、本市より８ポイントほど高い。筑後市は30.58%、本市より５ポイントほど高い。大川市は27.36%で本市より２ポイントほど高いということなので、ちょっと非常に結果的には残念な結果ですけれども、やはり投票率が少しでも改善できるように、いろんな形での取り組みをお願いして、この項を終わります。

最後になりますけれども、訪日外国人旅行のことについてお尋ねいたします。

博多港へのクルーズ船の寄港が、平成26年が115回、平成27年が259回、これは実績です。そして、平成28年は約400回が予定されておりまして、もちろん日本一であります。

外国人の入国者数は、平成26年が21万1,000人、平成27年が57万4,000人で、中国人の方が圧倒的に多いんですが、そのような中、本市への誘客に関する取り組みはいかがでしょうか。

○観光課長（松藤満也君）

荒巻議員の質問にお答えします。

昨年、九州への外国人の入国者数は約283万人、そのうち福岡空港と博多港から約208万人が入国をされておりまして、４年連続で過去最高を更新し、まさしく九州の玄関となっております。

博多港へのクルーズ船の寄港数については、先ほど議員も申し上げられたとおりでございまして、毎年増加しておりまして、ことしは400回の寄港が見込まれているところでございます。

博多港寄港後は、福岡都市圏の商業施設での買い物が中心で、時間の制約があるため、太宰府天満宮を観光し、港に戻るパターンがほとんどであります。一昨年、荒巻議員の御尽力をいただきクルーズ会社を訪問しＰＲを行いましたが、現実、柳川を訪れるクルーズ船の観光客は一部に限られておるところでございます。

現在、クルーズ船観光客が集中する福岡都市圏の商業施設周辺では、貸し切りバスが集中していることから、駐車場の不足による道路交通渋滞や違法な路上駐車の課題が顕在化しています。

この課題を解決するために、九州運輸局が中心となり、中国クルーズ船による寄港地観光の分散化、高品質化に向けた調査が進められております。

この事業の一環として、本市おきましても、ことしの２月に実施された招聘事業において、上海などの旅行会社やクルーズ会社の幹部の方々に対し、川下りを初めとした柳川観光（おもてなし柳川）を体験していただいたところでございます。

今後も九州運輸局、福岡市などと連携し、クルーズ船の観光客誘致に官民一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

クルーズ会社の幹部ですよね、あと九州運輸局と福岡市との連携ということで、やはり地道な活動が必要だし、それが一番最短の道なのかなと思っております。引き続きよろしくお願いします。

あと御報告によりますと、本市、26年度が、外国人の方が約９万人ということで大変ありがたいんですが、そのうちの台湾からが53%、これから、やさしい日本語ツーリズム事業ですか、そういったことも含めてなんですが、台湾からの誘客に関する取り組みはいかがでしょうか。

○観光課長（松藤満也君）

本市における外国人の観光客は、平成26年の調査で約９万人ということでございます。そのうち台湾からの観光客数は４万8,000人で５割を超えております。平成30年には、18万人の外国人観光客を目標としておりますので、これからも多くの台湾の皆様も含めて本市にお越しいただきたいと考えております。

そこで本年度は、国の地方創生加速化交付金を活用し、主に台湾における日本語学習者を対象に、やさしい日本語ツーリズム事業を進めているところでありますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたすところでございます。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それで、やはり非常にうらやましいなと思ったのが、５月に常任委員会の視察で伺いました高山市なんですけれども、テーマはまちづくり関係だったんですが、お伺いしたところ、観光客が年間430万人で、うち外国人が36万人、平成36年度の目標は、観光客500万人で外国人50万人と、国際誘客に力を入れられてあります。何回か申し上げていますが、市のホームページの観光案内も11の言語に対応しておりますし、観光マップ、ホテルに置いておりましたけれども、これは10カ国語に対応をされておりました。

本市のほうも、エンジョイ柳川マップも日本語以外では４カ国語でされていますけれども、まだまだ上には上があるなということを感じております。

それで、私どもがお伺いしたときは、同市の国島市長さんということなんですが、後でお聞きしましたら、その日はタイでＰＲをされておったそうです。中国、ベトナム、タイとそのとき回られたそうなんですが、台湾に限らず、やはり本市もぜひ金子市長にどんどんトップセールスをやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（金子健次君）

先日うれしいニュースというか報道がありまして、ＮＨＫの放送の中において、海外向け

のＰＲ素材として、ことし２月にリリースをいたしました「さげもんガールズ」の視聴回数が現在ふえております。先日放送されましたＮＨＫの番組では、第１位が宮崎県の小林市、190万回のアクセスで、それから何と柳川市が第２位ということで30万回、第３位が佐賀県、25万回ということで、あのニュースを見ていたら大変うれしく思ったところでもございます。

６月26日に発表されます第５回観光映像大賞（観光庁長官賞）では、全国612の作品の応募の中から柳川市がベスト10の中の10作品に選ばれております。大賞に選ばれればいいかなというふうに思っているところでございますけれども、海外からは実現しませんでしたが、「さげもんガールズ」の派遣依頼が福岡県上海事務所からありました。最新の情報といたしましては、在香港日本国総領事館から11月に実施されます「香港人が選ぶ　日本の魅力再発見映像コンテスト」応募のお誘いをいただいておるところでも、準備を進めているところでもございます。

今年度は、国の地方創生加速化交付金を活用した、やさしい日本語ツーリズム事業を実施することにしており、台湾を対象に事業を進めることにいたしております。観光客を受け入れの新しい試みである本事業のＰＲのため、トップセールスを行うことで最大限の効果が発揮できると考えておるところでございます。

先日、台北の総領事が柳川市のほうにおいでいただきまして、ぜひ市長は台北等に行ってもらいたいということでおいでになられました。狙いは何か。こちらの３校の高校生も修学旅行で向こうに迎えたいというようなこともありまして、市長も、向こうからのお客を、こちらにいますからぜひ行ってもらいたいというお話がございました。

先ほど答弁いたしましたように、平成30年には18万人の外国人観光客を目標にしております。その目標に向けてしっかり対応してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○６番（荒巻英樹君）

きのう市長がおっしゃっていました福岡ウォーカーでは、こうやって市長がＰＲに御尽力いただいております。ですから、次は外国に行ってぜひＰＲをお願いします。

最後に、やはりインバウンドに本腰を入れて取り組むのであれば、外国人スタッフが必要だと思います。そのためには、自治体国際化協会がやっております語学指導等を行う外国青年招致事業、通称ＪＥＴの国際交流員は最適だと思いますが、いかがでしょうか。

○観光課長（松藤満也君）

国際交流員とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として、世界各国の外国青年を各地に招致する国際交流事業でございます。

業務として最も多いのは、文書の校正、いわゆるネイティブチェックで、次に通訳となっています。そのほか、市民との国際交流教室、学校訪問、学校外での語学指導などが多く、さまざまな業務に従事をしております。

国際交流員は幅広い分野での業務が対象であることから、今のところ観光課におきましては採用は考えておりません。

以上です。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後２時　　休憩

午後２時10分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第４順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

○19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤でございます。議長の発言許可がありましたので、発言をさせていただきたいと思います。

私の一般質問は、１つが市長の政治姿勢について、もう１つが柳川観光の方向性についてであります。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

東京都知事が金銭問題で２人続けて任期を全うできず辞任に追い込まれました。地方公共団体の首長には公正、公平な市政運営と高潔な人格、幅広い知識と教養、強い正義感と信念、的確な判断と決断、そして、市民に奉仕するという精神がなければなりません。

金子市長は現在２期目で、市政をあずかって７年余りが過ぎました。任期はあと10カ月ほどになっています。アメリカの大統領の任期は４年で２期８年まで、韓国の大統領は１期５年で再選はありません。すなわち８年ないし５年間の任期期間中にどのような成果を上げ得たのか、何ができなかったかの評価が行われます。市長自身７年余りを振り返ってどのような成果を上げ得たのか、どのような件で継続的に努力しているがまだ道半ばであり、その進捗率はどの程度までいっているのか、また、挑戦したが結果的には諦めざるを得なかった案件はどのようなものがあるかのお尋ねをしたいと思います。

あとの質問については自席でしますので、議長の取り計らいよろしくお願いいたします。

○市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

きのうは髙田議員のほうから質問等でいただきまして、第３期目の出馬表明等について質問を受けました。今の冒頭、大統領の任期が８年ということと韓国の大統領選と、権不十年ということわざもありますけれども、そういうことを鑑みながらいろいろ考えておりますけど、自分のことについては秋に表明させていただきたいというふうに思います。

前もっての通告があっていましたので、成果について一応準備をいたしました。ただ、朝読んでいたら30分間かかったもので、もう切りかえて、それ削除いたしまして、今、私自身が７年を振り返って最近思ったこと、感動したこと、感激したことを少し述べさせていただきたいというふうに思います。

さきの熊本地震では、市内の小・中学校、ほとんどの学校でございますけれども、多くの子供たちが義援金と手紙を私に寄せてくれました。その中で代表の人たちが、自分たちで今何ができるのか、自分たちの友達のために役に立つことはということで、小遣いをためて、本当に重たいお金、義援金を持ってきてくれて、そして、熊本に手紙を市長さんに届けてもらいたいと、そういうことでの義援金、手紙が届きました。その成長している姿、子供たちの姿を見て私は本当に感動していますし、柳川の明るい将来を、柳川の将来を担う子供たちが大きく成長してくれるんだなというふうに感激、感動したところでもございます。

両開のひまわり園も毎年大いに大輪の花が咲いてくれますし、その中には、地元の子供たちが播種、種をまき、そしてまた、地元の皆さんが一緒になって肥料をやって草とりをやって、私たちは見に行くだけですけれども、本当にそういう地域での育てること、皆さんが楽しんでいただくということで地域が私は活性化していくんじゃないかと思います。

おもてなし活動の中でも、最近、子供たちが笑顔で挨拶をしてくれます。「金子健次さんでしょう」というて、私に市長て言わんで名前を言ってくれます。そういうことが何となくうれしく感じているところでもございます。

また、西鉄柳川駅周辺の広場では、景観まちづくりの取り組みでは、若いお父さんたちや子供たちが一緒になってつくられた、評価されました都市景観大賞、景観まちづくり大賞、国土交通大臣賞を最近、東京で受賞いたしました。この中には、西鉄や柳川市というよりも、大きく子供たちのお父さんやお母さんたちがその広場づくりに貢献をしたということが高く評価されたようでございます。

このようないろいろな活動やまちづくりに子供たちが、また若者がかかわることで次世代への種がまかれ、将来の柳川の発展につながっていると確信をしたところでもございます。

成果や進捗について御質問ございましたが、これについては市民の皆様から御判断いただければと私は思っているところでもございます。

この７年余りを振り返りまして、私なりに国、県とのパイプをつくりながら一生懸命、一日も休まずにやってきました。何とか及第点はもらえているのではないかというふうに思っております。

また、これまで市長としての市政のかじ取りをしていく中、つくづく行政運営は終わりのない取り組みであると感じているところであります。事業を廃止したり、行政の手から離したりしない限り、ほとんどの事業は現在進行中、進行形でもあります。

あえて道半ばのものを申し上げますと、やはり市民文化会館の建設、１市２町の合併のシ

ンボリックな施設でございますので、ぜひこれを実現させたいということ、みやま市と共同で取り組んでおります火葬場とごみ処理施設の整備ではなかろうかと思います。

いずれにいたしましても、私はこれまで限られた財源で何を優先し、何を削るか事業の選択と集中について判断したり、サービスと負担のバランスについてトップとして最終決断をしなければなりません。時には方向転換をしながら、いかに市民の幸福度を高めていくかということを常に念頭に置いて市政運営に当たってきたところでもございます。

そういう中では、御承知のとおり、総合運動公園のように、市民や議会の皆様の声に真摯に耳を傾けまして方針を見直したものもあります。議員も御承知のとおり、行政運営はこれで終わりということはなく、情勢の変化に対応しつつ、最少の経費で最大の効果を上げていかなければならないということも常に念頭に置きながら、残された任期期間については全力で職務に専念してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

８年近く一生懸命やられてきたと思いますが、その中で、市長が最初に一丁目の一番地であった市民運動公園のやつを一応中止されたということで、しかし、市長は当初、全柳川市の小学校、あるいは中学校が一堂に会して運動会なり記録会ができればというような思いで、そういった運動公園の建設を思い立たれたというようなことも聞いております。

そうしますと、そういったことがやはりできはしなかったけれども、近隣にそういった県南総合運動公園等がありますが、その活用とかそういったことについて、どのような活用がなされているのかをお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（木下　隆君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

市内小学校19校が近隣の運動施設を活用して一堂に会する陸上記録会を開催することについて、市内校長会で検討してもらいましたが、子供たちの出場機会が減ること、待ち時間が長くなること、全員参加で行っております100メートル走ができなくなること、また、移動に係る費用、保護者等の負担も考えまして、従前どおりブロックごとの開催となっております。

ちなみに、市内の小・中学校では、みやま市にございます広域運動公園で中体連のサッカーや卓球などの地区大会が開催されたり、市内の小学校の遠足等で利用されている状況でございます。

そのほかにも、大牟田記念グラウンドでの陸上の中学校地区大会などが開催されております。

今後、その他の活用方法についても校長会や中体連と相談しながら考えてまいります。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

いろいろそういう、柳川市でつくった総合運動公園であれば恐らくそういった活用をされておっただろうと思いますけれども、県の施設であるがために時間がかかるとかそういったいろんな面で、ちょっとちゅうちょしてあるというようなことでございますが、柳川市で総合運動公園をつくったとしても、やはり全校生徒をそこに連れていくにはバスで行ったりなんたりせにゃいけないわけですから、お隣にあるみやま市の県の総合運動公園と柳川市がつくった場合の総合運動公園はそんなに時間的にも余り差が、できたとしてもそう変わりはないだろうと思っておりますので、もう少し県のそういった施設を活用して市長の当初の思いをやはり大事にしていただきたいなと思っております。

成果の面については、やはりこういった一般質問の席で、こう余り取り上げる必要性もないし、これはもう市民の多く皆さんが評価をしてくれることだろうと思いますので、それはそれで委ねたいと思います。

次に、施設の建物である箱物は、設計して予算をつければ、いずれはでき上がります。柳川市の職員、あるいは柳川市民の活力を引き出すには、夢と希望を抱かせるトップのリーダーシップが不可欠です。それと同時に、何事にもとらわれない自由で闊達な議論ができ、壁をつくって空気がよどむような社会であってはいけません。柳川市が発展、成長し活性化するためには、風通しのよい組織のもとに、いかに多くの職員がモチベーションを高め、やる気を持って行動することだと思います。市長の見解があれば求めたいと思います。

○市長（金子健次君）

伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は誠実で責任ある政治、誰にでも公平で公正な政治、柳川のよさを生かした政治を目指して市長に就任をいたしました、１期目の就任当初から、職員には責任は私がとるので、勇み足でも構わないと、積極的にチャレンジするような気持ちを大事にして風通しのよい組織、風通しのよいまちづくりを邁進していきますと、そういうお話をしてきました。また、一刻も早く柳川市を新しく変え、１市２町の垣根のない未来を築いていかなければならないという思いで今日まで取り組んできたところでもございます。そして、２期７年が経過した今、行政運営はもとより、各種団体や住民も柳川一つとの思いで垣根のほうも少しずつ下がってきたような感じがいたします。そういうことで感じているところでもございます。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

以前の市長の中には要らんことすんなと、要らんことをすれば成功もするが失敗もすると、そうすると失敗すれば責任問題が発生するから、そのころは日本も高度成長期で経済も上昇ぎみで地方交付税も非常に多くて、じっとしとっても地方交付税でおとなしく淡々と仕事をやっとけば、その市長は非常に任期が長く、失敗もせんでやれるというふうな考えであった

ようでございますけれども、今の金子市長のように、少しぐらい勇み足をしても責任は市長がとるというぐらいの気概を持ってやはり職員を引っ張っていってもらいたいと思います。

経済の生命は数字である。これに対し、政治で大きな役割を果たすのはレトリック、修辞学、言葉巧みに言うことだそうです。しかし、企業のトップが我が社はすばらしい業績を上げていると言っても、数字がなければ意味をなしません。

そこでお尋ねしたいのですが、柳川市の合併時の各種データと平成27年度末のデータをお示し願いたいと思います。

○総務部長（髙﨑祐二君）

合併時と平成27年度末の各種データをということで、私のほうからお答えしたいと思います。

今から申し上げますデータにつきましては、合併時と平成27年度末とのことでありますが、それぞれその直近か、もしくはデータとしてあります最新のものでお答えしたいというふうに思います。

まず、人口につきましては、平成17年３月31日時点で７万6,124人、平成28年３月31日現在は６万8,279人となっております。

次に、農業生産額につきましては、平成17年度が5,410,970千円、平成27年度が4,979,780千円で、いずれも柳川農業協同組合の販売品取り扱い実績額となっております。

次に、ノリ生産額につきましては、平成16年度が12,011,480千円で、平成27年度が12,130,720千円となっております。

次に、製造品出荷額といたしまして、平成17年度が62,226,750千円で、平成26年が47,850,560千円となっております。

商品販売額につきましては、平成16年が137,799,000千円で、平成26年は100,825,000千円となっております。

最後に、観光に関するデータにつきましては、平成17年の入り込み客数が120万3,000人でありまして、平成26年は126万人となっております。宿泊客につきましては、平成17年が６万397人で、平成26年が４万1,634人となっております。１人当たり消費額につきましては、平成17年が4,271円、平成26年が4,151円となっております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

今、総務部長から数字を読み上げてもらいましたけれども、やはり農業生産額、製造品出荷額、商品販売額、特に観光宿泊客数は10％から30％程度それぞれ減少しています。柳川と同じように減少した地域が多くあると思いますが、中には、地域によっては増加している地域もあると思います。そうした増加している地域との比較においてどのような違いがあるのか、どのように分析されているか、それぞれお伺いしたいと思いますが。

○総務部長（髙﨑祐二君）

私のほうから全体を通してお話をさせていただきたいと思います。

まず、伊藤議員のほうからは先ほど申し上げましたデータのうち、減少したものばかり御指摘をいただきました。例えば、ノリの生産額だとか観光入り込み客数につきましては増加をしておりまして、ノリにつきましては、過去10年間で２番目の生産額でありましたので、申し添えさせていただきたいというふうに思います。

さて、増加している地域との違いは何ですかということでございますが、一概には言えないと思いますが、やはりその地域の立地条件や資源などの強みを生かして活性化の方向や役割が明確になっていて、その方向に行政と産業、地域、人が同じ方向に向かっているということではないかというふうに思っております。

あわせまして、それを発信する力も必要かというふうに思っております。

柳川市におきましても、先ほど市長のほうが答弁をされましたが、先日放送されましたＮＨＫの「なるほど実感報道ドドド！」で柳川のプロモーションビデオ、さげもんガールズのアクセス数が全国の市のＰＲ動画の中で２番目に多いというふうに紹介をされました。制作にかかわった職員の苦労もあるかと思いますが、何よりもやっぱり多くの市民に撮影に参加をしていただき、行政と市民が一つになっているまちの姿によさを感じてもらったのではないかというふうに思っております。

また、よその自治体からは、「柳川はよく新聞に取り上げてもらっていいですね」とよく言われます。記者クラブの皆さんに感謝するとともに、これからもいい情報を発信してもらえるような取り組みを行政としてもやっていかなければならないというふうに思います。

本市とその周辺地域につきましては、道路や駅、ホテルなどのインフラ整備も着実に進んできております。成長の土台もできてきたところだと思っているところでもございます。昨年策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標、いわゆるＫＰＩに、先ほど伊藤議員が言われておりましたような農業生産額、漁業生産額、製造品の出荷額、観光客入り込み客数なども評価指標として上げております。これらの達成度を検証しながら、総合戦略で上げております「ふるさとづくり」、「ひとづくり」、「まちづくり」、「しごとづくり」を進め、地域のさらなる活力向上のため、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

ある新聞のコラムに、おもしろい記事がありました。「中国の景気減速や円高の影響で当初の予測から下振れした企業は多い。その中で外的要因に影響されずに好業績を続ける企業がどのような業種においても存在する。何が違うのだろう。ある大学との共同で研究を行った。そして、明らかになったのは、こうした企業の多くが経営の目的に働く人の幸せや社会

への貢献といった精神を軸に据えていることだった。その精神から生まれる３つの無形資産、いわば「共感資本力」というものが好、不況に左右されない業績の源泉となる。それは会社が大切にする価値観を共有できる経営理念力、社員のヤル気を高める人材育成力、そして社員同志、取引先や地域社会などとの関係性を育む信頼形成力だ。利益を生み出すには、他社とは違う取り組みをしなければならない。かつてはお金を調達して設備を拡充し、効率性を高めることが違いを生んだが、モノ、サービスが充足し、情報やノウハウが瞬時に飛び交う今の時代は、お金や設備そのものが違いを生むことはない。むしろお金で手に入れることができない人間の発想力や想像力、知恵や工夫、お客様を感動させる心などが必要になってくる。つまり違いを生む源泉は、人や人の強みを引き出す組織風土の中にこそ存在する。これは、お金の出し手である銀行や投資家にとっては、目に見えるものを評価する従来の尺度で融資先や新たな資金需要や投資先の発展性を測ることの陳腐化を意味する。人や企業風土という目に見えない無形成の資産をどのように捉えて先を見通すか、新たな尺度が求められている」と述べられていました。

また、別のコラムでは、「繰り返される企業の不祥事。環境変化に取り残され競争力を失う組織に共通する根本原因は何か。その一つに組織風土があるのではないか。危機の際に社会への対応を誤ったり不祥事を繰り返したりする組織は、悪しき組織風土を変革できずにいる点が共通する。

トルストイの「アンナ・カレーニナ」の冒頭部分に「幸福な家庭はみな似通っているが、不幸な家庭は不幸の相もさまざまである」とある通り、うまくいっている企業は似ているかもしれないが、不祥事の起因となる組織風土は様々だ。

問題の多い組織は不祥事の度に対症療法的に仕組みを変えても、真正面から組織風土と向き合うことを避ける。いうなれば組織風土は人間の血液に相当するものであり、表面的な治療では生活習慣病の改善が見込めないことと似ている。

組織風土とは組織に根付くＤＮＡではない。組織を構成する者の考え方・行動様式の積み重ねで醸成され自ら意識して作るものだ。価値を共有できるビジョンと調和した、具体的な行動の積み重ねが環境変化に適応した風土を生み出し組織のブランドをつくり出す。

だからこそ変革は容易でない。「これまでの組織風土」自体が変革の障害にもなる。変革には経営トップの本気で変えたいという強い意志と率先垂範が前提であり、時代の変革に抵抗し適合しない者には去ってもらう覚悟も必要だ。時には経営陣の総入れ替えも不可避になる。

社員が一体となって変革していくには、これまでの役割や機能といった基本的な戦略を大きく変え、実行のための仕組みや制度を抜本的に見直すとともに、日常的な行動を具体的に変えるための施策がカギを握る。全員が共有できる価値をビジョンとして示すと同時に、日々の業務に直接結び付く具体的な施策を即座に実践することだ。日々の行動を変えれば組

織の風土は目に見えて変わる。

組織の規模や業態、社会からの期待や役割は日々変化している。今は問題がなくても、良い組織風土を守るためにはどうすべきかを常に考え、手に入れていかなければ、変容する社会に適応できなくなる。組織は夫婦仲と同様、常に改善する努力が欠かせない。環境変化が厳しい社会では、組織風土の変革こそが競争力の源泉だ。」と述べています。そのように私も思います。

柳川市の経済が停滞、あるいは後退し、将来の展望が開けないでいるのは柳川市政の組織風土があるのではないかと思います。自分たちの思いどおりにならない案件については、よしあしにかかわらず潰してしまえという考えが存在し、柳川市の活力をそいでしまった事案が過去にも幾つかありました。１つは、柳川市が先鞭をつけて開設しようとしたが、議会の反対でみやま市に持っていかれた国道443号バイパスの道の駅です。九州自動車道のみやま柳川インターから車で来る観光客に柳川観光の最初の案内、紹介施設としての役割を大いに期待できるものでした。また、道の駅は農業、漁業の活性化にも大きく貢献する起爆剤となる施設で、多くの農産物を観光客だけでなく近隣の住民にも提供できたはずです。さらに柳川の土産や物産をアピールし、展示即売する施設として大事なものでした。

次に、柳川の喫緊の課題である掘割の浄化で、最大の汚染源である各家庭で垂れ流されている未浄化の生活雑排水を、10年間という短期間に改善するための国の予算100億円を確保したにもかかわらず、議会の反対で実行されませんでした。従来の柳川の４割補助の個人合併浄化槽を９割補助の市町村型合併浄化槽に転換するための事業でしたが、合併浄化槽設置に1,000千円かかるとすると個人型では国、県の補助は400千円で市町村型は900千円となり、その差額は１基当たり500千円少なくなり、その分、各家庭の自己資金が必要になってまいります。９割補助の市町村型合併浄化槽設置事業ができなくなり、その後、金子市長になって４割補助の個人型合併浄化槽設置事業に国、県の補助ではない柳川市の一般財源から、２割から３割上乗せする制度を始められました。この一般財源からの上乗せ補助金では六、七割の補助金になりますが、この９割補助の市町村型に比べると、迫力に欠けるものと思います。

自分たちの意思にそぐわない事柄に対して、よしあしは関係なく潰してしまえという考えが存在する限り、柳川の発展はおぼつかないものと思われます。

みやま市の道の駅に匹敵する投資効果のあるような計画、あるいは構想を柳川市は考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浦　博宣君）

通告してありましたか、いいですか。

○市長（金子健次君）

急に何か、質問通告なかったもんでですね。道の駅のことだと思いますけれども、確かに

当初予定をされました道の駅には柳川療育センターが最近、５月に施設が整備をされました。そして、今443の延長、豊原ですね、徳益のところに延伸をかけまして法線を描いているところであります。将来的にはそういう道路ができますと、最終的には道の駅の構想を持ってきていいのではないかという考え方を私自身は持っております。ここ数年のうちにできるということじゃなくて、道路整備がなされて、みやまの市長は、「柳川市長がおったら自分はつくらんやった」ち言いなはるばってん、つくるなと言っているみたいな感じがして、私的にはそういう構想もあってもいいかなというふうに思っております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

これから課題として、そういった投資効果のあるような施設の建設を、やはり日ごろから考えておいていただきたいと思います。

次に、平成17年度の合併時に想定された合併浄化槽設置目標であった１万基から今日の合併浄化槽の設置数はどのようになっていますか、公共下水道区域外の戸数はどのくらいに合併浄化槽設置が進んでいるか、お尋ねいたします。

○生活環境課長（武田真治君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

平成28年３月末時点におきます本市の世帯数は約２万5,100世帯であります。

そのうち、下水道の全体計画区域以外の合併浄化槽による整備区域の世帯数が約１万6,700世帯でありまして、平成28年３月末の合併処理浄化槽の設置基数は約7,500基でありますので、今後、あと9,200基程度の整備が必要であると考えております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

まだあと9,200基ですね、また、公共下水道のほうもまだ進捗率がそれほど進んでいないような状況でございますので、柳川のクリークの浄化のためにはやはり一刻も早い、力を入れて浄化槽なり公共下水道の推進を図っていただきたいと思います。

次に、柳川観光の方向性についてお尋ねしたいと思います。

４月14、16日の熊本地震で柳川市でも震度５強の揺れに襲われました。柳川市内でも屋根瓦や壁に多少の被害があったようですが、幸いなことに日常生活に支障を来すまでにはなかったようです。

熊本地震の後、九州域外からの観光客が大幅な減少が情報として報じられていますが、柳川観光にはどのような影響が出ているのでしょうか、お尋ねいたします。

○産業経済部長（成清博茂君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

まずは、このたびの平成28年熊本地震において甚大な被害があっております。一日も早い

復興、復旧を願うものでございます。

さて、地震による影響といたしまして、４月14日、16日の地震発生後20日間で九州の宿泊キャンセルが約70万件、影響額は140億円と推計をされております。

この状況を打破すべく、５月11日には九州観光推進機構、また、九州７県の副知事の皆さんが官房長官や国土交通大臣、観光庁長官、財務大臣と面会をされ、九州観光振興に関する緊急要望を提出されております。

その後、政府におきましては、7,000億円を超える補正予算が組まれ、７月から180億円規模の助成事業の計画が進み、風評被害対策として国内外へのプロモーション事業が始まっているところでございます。

さて、本市への影響でございますけれども、地震発生直後からツアーの取り消しが続出をしたり、特に団体ツアーのダメージが大きく、海外の個人、団体のお客様も激減をしている結果でございました。

例えば、川下りは地震発生後キャンセルが殺到し、旅行会社の商品造成すら思うようにいかず、約50％減少をしたり、観光施設において昼食のキャンセル、修学旅行の行き先変更によるキャンセル、海外旅行のお客様の激減など、個人、団体ともに九州への旅行が控えられた影響が本市にも及んでおり、聞き取りをした事業所からは死活問題とまで言われる現状でございました。

特に４月、５月は、大型連休や中学校を中心とした修学旅行シーズンなどで、年間125万人のうち約30万人が集中する時期でございます。本市でもかなりの額の観光消費が落ち込んでいますので、早急な対応が求められていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

今回の熊本地震による観光客の減少から読み取れる柳川観光の課題と問題点はどのように把握されておるのか、お尋ねいたします。

○産業経済部長（成清博茂君）

今回の地震によります観光客の減少から読み取れる柳川観光の課題、問題点とのお尋ねでございます。

まず、今回の地震後、1,700回を超えます余震が各地で頻発する中で、旅行のキャンセルが続出し、九州ツアーが控えられたり、修学旅行が九州外に変更されるなど、九州全体としての落ち込みが顕著でございます。

九州観光の特徴は、１カ所ではなく複数地域を周遊するお客様が多いため、今回の地震の影響が九州全域に及び、特に今回、九州のへそであります熊本、大分の被災は本市にとっても大きな打撃であると考えているところでございます。

さて、柳川観光の課題でございますが、本市におきましても国内外のマーケットが確実に

広がり個人旅行者の割合が高まっております。

一方で、九州を周遊するツアーでお越しいただくお客様が多い傾向にあります。

このような中、議員御指摘のとおり、本市にお越しいただいているお客様のマーケットを分析し、ターゲット設定をきちんとした上で、滞在時間を延ばし、消費をふやす受け皿づくりを初め、国内外への誘致・プロモーション活動が重要であると考えているところでございます。

同時に、九州、福岡と連携しながら、一日も早い旅による復興支援が重要であると考えており、５月には「がんばれ！熊本・大分　元気をつなぐ九州」という横断幕を掲げまして、国内外にメッセージを発信しているところでございます。

なお、本市におきましても海外のお客様がふえる中、このような災害が発生した際には不安を取り除き、安全に旅行いただける対策が必要であると再認識をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

柳川観光まちづくり推進委員会の提言である４本の柱の２点目で指摘されている、「お客様の満足度を高めて滞在時間を延ばし、柳川での消費をふやすための滞在力を強化すること」とありますが、従来の柳川観光は川下り、ウナギのせいろ蒸し、御花、白秋生家といった定番に春先のさげもんまつり、秋のひまわり園、白秋祭で宿泊はおろか、数時間の滞在で事足りる観光地とのイメージが全国的に広まっているのではないかと思います。すなわちメーンの観光地は長崎、雲仙、天草、阿蘇、熊本、大分で、宿泊もそういったところでとり、昼食を兼ねた数時間を柳川観光に当てるというツアー観光が一般化していると言えます。

こうしたことが、今回の熊本地震の影響による観光予約客の大量キャンセルにつながっているのではないかと思います。このような流れを打破するにはどのような施策をお持ちか、お考えをお聞きいたします。

○産業経済部長（成清博茂君）

現状を打破する施策についてでございますけれども、短期、中長期のスパンで効果的な施策が求められているというふうに思います。

まず、短期的には、地震前の水準に戻すべく、九州各地の観光地と連携して情報発信を強化し、風評被害を払拭するプロモーション事業、またモニターツアー事業などに参画するとともに、国の補正予算であります７月から始まります九州復興支援旅行助成事業などを活用いたしまして、夏休み前までには入り込み数を従前の水準に戻すよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

現在、ＪＲ九州「ななつ星」が本市を行程に組み込んでいただいたり、今月、福岡市で開催されますライオンズクラブ国際大会に出展するなど、あらゆる機会をフルに活用しまして、

柳川の元気を世界に届けてまいりたいというふうに考えております。

また、今月15日にオープンしましたホテルニューガイアや、来年３月にオープンを予定しておりますホテルルートインといった宿泊施設がふえてまいります。議員御指摘のとおり、滞在力の強化に向けて、例えば、夜の川下りといったナイトメニューの充実、体験プログラムづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、中長期的な施策でございますけれども、議員に御紹介いただいた提言にありますとおり、交流人口をふやすための誘致事業、満足度を高めて滞在時間を延ばし、消費をふやす滞在力強化事業、官民連携したワンストップ組織づくり、そして、水郷柳川ブランド事業の構築という４つの柱を最優先に取り組んでいきたいというふうに思っております。

昨年度から提言いただきました事業を、国の地方創生交付金などを活用して実現する戦略を立てて取り組んでいるところでございますので、今後も積極的に情報をつかみ、有利な事業の展開を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

柳川地域を中心とした掘割は、その地域限定の特性ゆえに道路や河川のように維持管理についての地方交付税算入はなされていません。そうした柳川地域の掘割をもっと研究して、どのような歴史的背景で、どのような人物のリーダーシップで、どれだけの期間になし遂げられたのか、そして、その地域住民の働きはどうであったのか、そして、掘割が果たす役割や効果がどのようにこの柳川地域を豊かにしていったかなどの物語性を含め、もっとアピールすべきだと思います。この件に関して見解を求めたいと思います。

○産業経済部長（成清博茂君）

確かに柳川は掘割で成り立っております。また、昔から掘割を人工的につくりまして、その掘割については、農業用水、防火用水、それと観光拡大というふうに利用がされております。せんだっても環境社会学会、全国から大学の講師の皆さん等が見えて、柳川の掘割を研究材料としていろいろ研究をされているところでございまして、今後もしっかり掘割を将来に続けていくために頑張って取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

観光客の皆様とか地域住民もそうですけれども、やっぱりそういった掘割、クリークの由来とかいろんなそういったことがわかりやすい小冊子等をつくって観光客の皆さんにも示していただきたいし、地域住民にも啓蒙をしていただきたいと思います。

先日、知り合いから座敷菖蒲を飾っているから見に来ないかとの誘いがありお伺いし、みやびなひとときを過ごしました。この知り合いは昭和46年に始まった米の減反政策に対応して花菖蒲の作付を行って、現在まで続けられております。当初はもっと多くの方々が花菖蒲

の栽培に挑戦されていましたが、現在では数少なくなってしまっているそうです。

せっかくのことなので、座敷菖蒲の風流さを味わっていただくために観光課長に電話したところ、後日、副市長、観光課長、生涯学習課長３名で訪問していただいたようです。副市長にそのときの印象はどうだったのか、お伺いいたします。

○副市長（成松　宏君）

先日お誘いをいただきまして、初めて座敷菖蒲を見させていただきました。種類ごとにきれいな花器に剣山を使って生けておられて、丁寧に飾っておられました。花菖蒲の個々の美しさがよくあらわれているように私自身は感じたところです。また、つくられた方のお話をお聞きしまして、一つ一つの花に愛情を込められていることがよく伝わってまいりました。

また、一方で栽培されている方が少なくなってきている現状などもお聞かせいただきまして、大変勉強になる有意義な時間を過ごさせていただきました。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

花菖蒲は柳川市の花として藤とともに指定されています。花菖蒲を守り育てる努力を柳川市としても果たすべきではないかと思いますが、この点いかがですか。

○産業経済部長（成清博茂君）

議員御承知のとおり、平成18年９月１日に市の花として花菖蒲と藤に、市の木は柳に選定されております。

その後、市の花や木を表示しました庁内封筒を作成したりＰＲをして、市のホームページで紹介をしたりしているところでございます。今後も、市の緑づくり推進協議会や民間団体の皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

柳川市民の中には、花菖蒲に限らずボタンや菊、ユリ、チューリップ、盆栽、生け花など趣味で造詣の深い方々が多くいらっしゃいます。そうした方々に光を当てて、市民や観光客に美しさや風流を堪能していただく取り組みを始めるべきだと思いますが、見解を求めます。

○産業経済部長（成清博茂君）

議員御承知のとおり、かつては旅行会社が旅行商品を造成し、お客様に販売をし、地域に送客するやり方が主流でございました。個人客の増加、また情報化などによりまして、現在は地域の創意工夫により、その地域ならではの体験・交流プログラムを整えることがお客様に選んでいただける条件となっています。

そういう意味からしても、四季折々の花に着目した交流事業は有効であり、現在取り組んでおります桜、また大藤、花菖蒲、アジサイ、ヒマワリなどの事業の輪を広げてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（伊藤法博君）

市の花ですので、やはりもう少し行政も力を入れてそういった方々の支援をしていただきたいと思います。

ことしの総務委員会の行政視察は、５月に長野県の塩尻市の移住と定住化政策と、茅野市の市民会館の状況と運営状況を視察してきました。特に茅野市の市民会館は、柳川市が建設しようとしている文化会館の参考となった施設としてお聞きしています。茅野市の市民会館の基本構想はホールを中心とした文化交流施設であり、美術館機能、図書館を含むコミュニティ機能を併設する施設とする、すなわち大ホール、小ホール、ホワイエ、楽屋、練習室、美術館の常設展示室、市民ギャラリー、美術館の収蔵庫、ロビー、事務室は行政窓口を附帯、図書館、託児室、会議室、ＦＭ局、ＣＡＴＶサテライト、喫茶レストランなどです。また、市民会館の立地がＪＲ東海中央線の駅に隣接しているため、駅前立地を生かした茅野市の玄関口、まちの顔として周辺整備を行うことを基本構想として建てられたそうです。

視察して印象に残ったのが、駅との長い連絡路を利用した図書館、託児室等の併設と市民会館の大ホールの周辺を生かした空間の活用で、美術館の常設展示室や市民ギャラリーなどに生かされています。

柳川市の市民文化会館の運用開始が平成32年とされています。運用開始まで４年足らずです。柳川市民文化会館の市民ギャラリーでの活用を踏まえて、柳川市民の生きがいの育成にも力を注ぐべきではないかと思います。この件について市長の見解を求めます。

○生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員が先ほど来、茅野市の視察を踏まえられまして御指摘されましたとおり、茅野市のホールは柳川市が今度建てます文化会館のお手本としておる施設でございます。確かに市内で、先ほど来より議員がおっしゃいますように、多くの方が趣味や生きがいづくりの一環として、さまざまな文化活動に取り組まれておるというのは生涯学習課としても承知しておるところでございます。

今度、市民文化会館で新たに設置いたします施設内にはギャラリーというのを設けまして、このような活動の中で生まれております作品を展示、発表できる場として、市内で取り組まれておりますさまざまな草の根的に活動していらっしゃる方にスポットを当てていくということで、市民の文化的活動の支援につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○19番（伊藤法博君）

これで終わります。

○議長（浦　洋宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後３時９分　休憩

午後３時19分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第５順位、９番近藤末治議員の発言を許します。

○９番（近藤末治君）（登壇）

皆さん、大変お疲れでございます。９番、自民党柳誠クラブ、近藤でございます。今議会、一般質問の最後ということで、ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

その前に、４月の14、16日と、２日間にわたる熊本地震、多くの方が亡くなられ、また、たくさんの方々が被災に遭われました。衷心より哀悼の意とお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、金子市長も２期目の最後の年となりました。月日のたつのは早いもので、その７年を振り返りますと、最初の１期は前市長との関係で、いろんな問題解決に力を注がれ、その４年間だったと思います。そして、今回２期目には、金子市政の考えを施策として、いろいろな計画をされました。また、実行もしてこられました。中でも多くの市民が待ち望んでいた市民文化会館の建設や、みやま市との共同施設である新葬祭場及び新ごみ処理場の建設等であります。

ただ、これは今は全てが計画の段階であります。今回の２期、残り10カ月で、これを実現することはできません。金子市長におかれましては、今後も健康に十分気をつけていただき、市長御自身が計画をされた事業であります。金子市長みずからが市民の皆さんに喜ばれるすばらしい施設建設に向かって万全の体制で進んでいただきたいと思う一人であります。

今回は、私は大きく３点ほどお尋ねをしております。１点目は、前回の質問のその後ということで、４項目。特に３項目はハード面のことが主な質問でありまして、このことは国、県との関係で、事業遂行に当たっては一朝一夕にできることではないとは存じておりますけれども、市執行部としてどのように対応されたのかということです。２点目は、くもで網設置について、３点目は中学校体育祭についてということで、詳細につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○９番（近藤末治君）続

それでは、前回の質問ということで、まず西鉄柳川駅前道路についてであります。

昨年度までに西鉄柳川駅周辺地区整備が行われまして、自由通路、駅前広場、そして駅舎ということで、以前にも増して駅周辺が立派に整備されました。この事業について、何年度から何年度まで計画をされていたのでしょうか。

○建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の西鉄柳川駅周辺地区整備事業についてお答えさせていただきます。

西鉄柳川駅周辺の整備は、平成21年度から平成26年度までを柳川駅周辺地区都市再生整備計画事業として実施し、平成27年３月に自由通路などの供用を開始したところでございます。その後、駅舎の大規模改修に伴い、残っておりました駅前広場の一部と東口トイレの整備等を平成27年度末までに完了したところでございます。

以上でございます。

○９番（近藤末治君）

ありがとうございました。今、部長の答弁ですと、この事業は27年度で終了したということですね。

それでは、私、前回も聞きましたけれども、この駅周辺都市再生整備計画、これによりますと、駅前ロータリーから国道208号までの約140メートルの区間ですけれども、この整備は計画されていたということでした。しかし、これが東日本の大震災の復興とか、それに関連して資材や人件費が高騰したということで事業費が膨らんだと。そして、その結果、この道路整備が行われなかったということでございますけれども、このときにいわゆる事業の計画変更とかいうのは考えられなかったのですか。

○建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

震災復興による資材や人件費の高騰並びに施工方法の変更により全体事業費がかさんだことも整備を行わなかったことの大きい要因の一つでございますけれども、それ以外にも自由通路や駅前広場、駅舎改修など、大規模な整備の施工時期と国道208号から駅までの西鉄柳川通り線の施工が重なることになりまして、一般車を通しながら、さらに自由通路や駅舎改修のための重機や資材の搬入が困難になることが予想され、計画期間内の完了が厳しくなることもあり、計画変更並びに整備は行わなかったということでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

工期とかの面で設計変更ができなかったということですね。これは前回も質問したんですけれども、駅周辺だけはきれいになったけれども、140メートル区間、どうにかできないかということで部長にお尋ねしたと思うんですよ。これ私、読売新聞に載っておりましたように、都市景観大賞というのをもらったということで、全体的な駅周辺がよくできたということでしょうけれども、そしてまた今回、駅の東口は７階建てのルートインホテルとかが計画されますし、区画整理もすっきりして、東口は周辺整備になった。西口も、今、部長がお答えになったように、ロータリーまではきれいになっております。だけど、そのロータリーからの残りの区間が、これをどうにかしないと、せっかく東口もよくなる、西口もきれいに

なった。全体的な駅周辺のエリアというのが、この140メートル区間でかなり整備したのが目立たないというか、そういう感じで私これを取り上げているんですよ。

それで、この140メートル、どうでしょうかね、これ、関係機関と協議をしていくということで、前回、部長は、当時、まちづくり課長でしたからね。今度、部長になられておりますけれども、その後、どのようなことをされましたか。

○建設部長（大淵洋祐君）

先ほど近藤議員申されましたように、駅周辺の整備は確かに進んできております。議員申されますように、ホテルの建設やマンションの建設等進んでいるところでございます。

また、議員申されますように、この駅前通り線、140メートル区間につきましては、十分整備の必要性も認識いたしておりますけれども、今、前回お答えいたしておりましたように、適切な維持管理等を行いながら、道路の老朽化の状況などを見ながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

ありがとうございます。いみじくも、今、部長は維持管理に努めていくということでございましたので、私もけさ、駅前を回ってきました。中央分離帯ですね、ちょうどありますけれども、そこの中には雑草が生い茂っている。そして植木は繁茂しておる、車道にまではみ出したような感じですけれども、これで管理ができているかと私は思うんですけれども、整備は金がかかると思うんですよ、単費だけでは無理でしょうけれどもね。今の現在でも管理はしっかりやるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○建設部長（大淵洋祐君）

議員申されますように、現在、駅前通り線の中央分離帯については、私も状況を把握しているところでございまして、先般来、担当のほうに伐採等の要請を行い、現在準備をしてもらっているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

そしたら、後日また見てきれいなのを楽しみにしておきますけれども、また、歩道のほうもインターロッキングなんかが不陸を起こして、ちょっと側溝との段差があったりしているんですよ。こういうのはいずれにしても140メートル区間は単費では無理と思うんですけれども、いろんな関係機関と協議していくと。そして整備をしていったらどうかということで、お伺いしておりますけれども、再度部長の今後について答えをお願いします。

○建設部長（大淵洋祐君）

先ほども御答弁させていただきましたけれども、維持管理以外にも、市として市の財政状況や事業の優先順位なども十分考慮しながら、今後検討を行ってまいりたいというふうに

思っております。

以上でございます。

○９番（近藤末治君）

せっかく駅周辺があんなに立派になったから、頑張って関係機関に働きかけて、柳川駅の東におりても、西におりても、やっぱり柳川に来たというような景観にしてください。

それを今後お願いしまして、次の三橋の枝光の高橋交差点と高橋中牟田線の進捗状況、それと３番目の延伸は関連しておりますので、一緒に行ったほうがいいと思いますので、そういうふうにさせていただきます。

まず、交差点改良でございますけれども、この件につきましては私も再三質問をしてまいっております。これは安全面や利便性の面から、早く交差点改良を進めてほしいという思いがあるわけでございます。前回の答弁ですと、平成26年３月議会で質問した後に、国道208号の大川市との市境、行政区長に歩道整備計画延伸にあわせ高橋交差点の改良について説明をしたと。その結果、地元としてもぜひ協力したいと、こういう意向があったということですが、その後どのように進んでおりますか。

○まちづくり課長（高須　亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

その後についてでございますけれども、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長へ国道208号歩道整備及び交差点改良の要望を行ってまいりました。平成28年１月には、現地状況確認のために福岡国道事務所より事前測量が実施されております。また３月には、用地の相談幅を地権者へ示しまして、改めて国へ要望書を提出してきました。そして今年度に入りまして、この国道208号西蒲池歩道整備について新規事業化がなされ、今年度、測量業務に入る予定となっております。

また、国道208号高橋交差点改良については、事業着手に向けまして今後も国及び福岡県に対して要望をしてまいります。

以上です。

○９番（近藤末治君）

今、課長の答弁ですと、28年度から新規事業化ということで、測量に入るということですか。

○まちづくり課長（高須　亨君）

質問にお答えします。

27年度に交差点改良の部分と歩道整備部分の両方の要望をしてまいりましたところ、今年度、歩道整備につきまして事業化がされたということでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

そしたら、歩道整備といいますと、北側は今、水路の上に張り出してありますね。南のほうが家屋があって、そこについての測量をやるということですね。そして交差点については、まだ全然考えていないということですか。

○まちづくり課長（高須　亨君）

御質問にお答えします。

今、議員がおっしゃいましたように、国道の南側について、地権者等に説明いたしまして、歩道整備の要望書を出しまして、今年度事業化が決定しておるということでございまして、交差点については今後また要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

そしたら、国道208号が新田西蒲池に行きましたよ。そこの部分までですかね。大川市境というと、もうちょっとあそこの仏壇屋、あそこまでが大川市なんですよね。それで、柳川市まで入っていますか、新田西蒲池まで。

○まちづくり課長（高須　亨君）

今、議員がおっしゃいますように、新田西蒲池線と国道208号線のタッチの部分まで一応事業化が決定されているというところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

そしたら、当然そこの交差点の改良も一緒に考えるべきじゃないかと思うんですけれども、なかなかその点については国のほうも難しいということですかね。私が言うのは、歩道を広げたけれども、また交差点改良せないかんでしょう。私がいつも言っているのは、あそこは変速ですから、クランクになっているから、真っすぐしてほしいと。そうした場合に、交差点改良で右折レーンとかとらないかんと、また追加になると思うんですよ。だから、そこ一緒に考えることはできないんですかね。

○まちづくり課長（高須　亨君）

近藤議員の質問にお答えします。

議員言われますとおり、交差点改良するに当たりましては、当然、歩道整備工事と、新田西蒲池線に接する、その改良に接する工事の関係もございます。ですから、まず、その国道208号高橋交差点の事業化を決定するときに、一緒にその新田西蒲池線にタッチする部分の道路並びに現在事業化されています歩道整備について、国及び福岡県と協議検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

なかなか国、県の関係があって、どこに交差点をするのか。私の要望としては、真っすぐ

蒲池から昭代に入るように、そこに交差点改良をやってもらいたいという思いで、いつも質問をしておるんですけれども、なかなかそこまではいっていないと。ただ28年度からは歩道の整備については、事業化されて、測量をして、現地測量に入るということですね。はい、わかりました。これはいずれにしても国と県に協議を一緒にしていただかないといけないことですから。

それで、高橋中牟田線、これが今、私が尋ねている交差点にタッチするわけですが、高橋中牟田線の今の状況についてお願いいたします。

○建設課長（待鳥　哲君）

近藤議員の質問にお答えします。

西蒲池地区の泉橋まで、現在実施しています高橋中牟田線の進捗状況についてお答えします。

平成24年度に国庫補助事業として着手し、平成27年度までに用地測量、地質調査、道路の詳細設計及び一部の用地買収を行っております。今年度は用地交渉を積極的に行い、残りの用地買収を行っていきます。また、平成27年度に用地買収を行った箇所を中心に工事を行います。平成29年度からは用地買収を行った箇所の工事を順次行う予定をしています。

泉橋までの事業は、前回の質問では、平成29年度完了予定と答弁しておりましたが、１年ほど遅延しますが、平成30年度に事業を完了する予定です。また、次期計画の泉橋から国道208号線までの事業は、現在事業を実施しています事業区間完了後、平成31年度に国の事業採択を受け、着手したいと考えております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

今、課長の答弁だと、１年おくれると。私は28年度までは泉橋までは完了しますということで聞いておって、それからまだ実際に工事も入っていないから、まだかなり私おくれると思うんですけれども、全然見えないんですよね。今、用地買収とかなんとか課長言われましたけれども、地元の方もその説明はあったけれども、姿が見えないと。本当に道はできるとかんもということがあるんですよ。それで、この28年度、今年度、実際に工事着手には一部でも入られますか。

○建設課長（待鳥　哲君）

27年度に一部用地を買収しましたので、その箇所を中心に、今年度、工事を実施したいと考えているところでございます。

○９番（近藤末治君）

実際、工事に着手をされると、地元の方も、ああ、ここに計画どおり市もつくってくれているなということで、用地が絡むことですけれども、やっぱり進めていかないと。だから、大分おくれておるとは思うんですよね。そのおくれた原因といいますか、それは何かありま

すか。

○建設課長（待鳥　哲君）

おくれた原因と申しますか、補助事業で事業を行っているところでございます。それで、近年、特に国に国費の要望をしているところでございますけれども、実際の内示が来る率がかなり低いもので、なかなか事業の進捗がおくれていると。そういう面も一つの要因かと思います。

以上です。

○９番（近藤末治君）

なかなか難しいですね。そしたら、31年度までに一応泉橋までは考えておると。その後について、また泉橋から国道208号までは、また計画するということでしょう。そしたら、その国道208号までは最終的には何年度になりますか。これは交差点改良との絡みがありますからね、やっぱりちょっとお聞きするんですけれども。

○建設課長（待鳥　哲君）

今さっき申しましたように、泉橋までの事業が完了後、その後、国の採択を受けて泉橋から国道208号線までの事業に着手していくと。大体おおむね５年間というような形で事業期間は考えているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

課長、これさっき緒方議員も御質問になって、あなた５年ぐらいかかると。事業を要望して、事業認可を受けて採択ですよね。そうしてから用地に入る。こうしよったら、５年と、その期間では終わらんですよ。ですから、こういうのも早く交差点を見越しながら進めていかないと。当初計画でも、もう４年ぐらい遅くなっているでしょう。小井手橋から中村の蒲池城跡までの、あそこは早くできました。それからの２期工事がね。ですから、31年で終わってからしますよというようなことじゃなくて、前もっていかないと、これは私はなかなかさばけないと思うんですよ。それはまだ執行部の頑張りでお願いしたいと思うんですけれども。

そしたら、次にお尋ねしますが、中牟田線が国道208号線にタッチした、交差点改良もできた。そしたら、その国道208号から新田西蒲池線、170メートルぐらいですね。これは県との協議はしていますか。

○まちづくり課長（高須　亨君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

現段階では、高橋交差点改良の事業化がまだ決定いたしておりませんので、はっきりしたことはわかりませんが、事業化に向けて現在努力しているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

努力しておるというのは、どのような努力かをお聞きしておるんです。

○まちづくり課長（高須　亨君）

近藤議員の質問にお答えします。

この国道208号高橋交差点から県道新田西蒲池線までの南の延伸につきましては、先ほども申しましたけれども、まずは高橋交差点改良の事業化を進めることが先決だと考えております。そのために国、そして福岡県に対して改めて要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

改めて協議をするということは、まだしていないということですね。これもやっぱり早目にやってください。そうしないと、一つが完了したから次に行くということじゃなくて、次の次に行っていかないと、なかなか進まないと思うんですよ。

そしたら、私の頭の中ばかりで質問してなんですけれども、新田西蒲池までできました。そしたら、新田西蒲池から西浜武、昭代のですね、そこの中に入り込むルート、これは柳川の都市計画マスタープランの中でも外環状線として位置づけてあると。これも前回質問をしております1.2キロメートルぐらいありますけどね。これはその後、どのような進み方をされてありますか。

○建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えさせていただきます。

前回も答弁させていただいておりましたけれども、確かにこの新田西蒲池線から西浜武までは都市計画のマスタープランにおいて外環状線として位置づけられております。まずは高橋交差点の事業化に向けた取り組みを行いまして、その後、事業化が決定すれば、昭代西浜武の大牟田川副線までの道路建設について、市道で整備するのか、県道読みかえで整備をお願いするのかなどの整備手法を検討していきたいと思いますが、まずは高橋交差点の事業化に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

この市道の高橋中牟田線、それから県道のつけかえ、それから外環についても、全て交差点改良が絡んできている。ただ、交差点改良がいつかわからないということから動いても、なかなか何回も言うように進みません。ですから、私が今さっき申し上げた新田西蒲池線から外環として計画されている道路、これは普通の市が行う単独事業の道路改良事業とはちょっと意味が違うんですね。これは行政をまたぐんですよ。ですから、こういうのは市が音頭を取らないと、なかなか地元から上がってつくるというのは難しいと思うんですよ。だ

から、市のほうが、これは本気でやるということで、早目に取り組んだほうが私はかえって交差点改良のほうにも影響するんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

高橋交差点の事業化が決まれば、議員が言われますように、関係機関と協議し、関係地域の区長を初め、有識者等の意見も伺いながら、ルート等を含め検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、まずは交差点改良の事業化が一番というふうに考えておりますので、交差点の改良の事業化に向けて、今後も全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

どうしてもやっぱりこういうのは市が音頭を取って早くやらないと、なかなか進まないと思うんですよ。建設部長の答弁ですと、いずれにしても交差点改良が一番大事だということであるようでございますので、その点についてはいろいろ努力をされておると思いますけれども、早く今後とも頑張って、それができると中牟田線も進む、外環の計画道路も進むということで、市で一番大事なことだという認識を持って国、県に努力をしていただきたいと思います。

以上でハード面は終わりますけれども、次に４点目、市の職員の地域における役割についてということで質問をいたします。

前回、私は、地域、いわゆる行政区、集落の会合とか一斉清掃とかお祭り、その他、地区の行事に対して、市職員が積極的に参加すべきではないかということでお尋ねをいたしました。人事課長は「職員には地域の行事には積極的に参加して、地域とのかかわりを深めてほしいと思っている」、こうお答えになりましたけれども、その後、このことに関して職員の皆さん方に何かされましたか。

○人事秘書課長（平田敬介君）

近藤議員の質問にお答えします。

前回、私の答弁以降、職員に対して何かされたかという御質問でございます。

前回、近藤議員が言われたことと同様なことが、まさに本市の第３次行財政改革大綱の取り組み事項に掲げられております。大綱の部分を引用しますと、「市民や地域へ絶えず関心を持ち、積極的にかかわる姿勢を持った職員の育成」、このようにあります。したがいまして、どうやったらもっと職員の意識改革が図られまして行動にかえることができるのか、一歩踏み込んだ検討をする必要があるというふうに考えております。

そこで、現在、地域活動やボランティア活動に関する職員アンケート調査というのを実施しております。そこで現状を把握した上で、副市長をトップとした庁内の職員研修委員会と

いうのがございますので、その中で市職員の地域のかかわりや意識改革について議論をしていくようにしております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

職員の方々も勤務時間中は本当に公務で忙しくて疲れてあると思いますけれども、将来的には地域の、また地区のリーダー的な存在になってもらう方だと思っております。地域の行事やお祭りも毎週毎週、土曜日土曜日あるものじゃないと思うんですよ。したがいまして、このような地域行事があるときこそ、区民の皆さんと触れ合って、そして市の行事や市全体の計画、また事業の進みぐあいとか話し合ったら、市職員の役割もあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○人事秘書課長（平田敬介君）

職員が地域に出て、そして地域の皆さんと触れ合って、話し合うことも職員としての一つの役割ではないかと、そういう御質問であります。

先ほども申し上げましたとおり、職員研修委員会の議論も踏まえた上でのことでありますけれども、地域活動に積極的にかかわり、参加をしている。そういうことについても、職員の役割として捉えて、人事評価の一つの項目として、評価できるような人事評価制度に見直しをしたいというふうに考えております。

現在の評価制度は、勤務時間中の公務に関することを評価するということになっておりますけれども、それを見直しまして、公務以外でも地域活動などに陰ひなたなく出ていって頑張っている職員にはちゃんと光を当てて、きちんと評価すると。そういうことで職員のモチベーションも高めて、そして地域や市民に役立つ職員の育成を図っていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

ありがとうございます。

前回市長は、「新規採用の職員には、毎年、８時半から５時までが公務員ではないと。５時以降もいろいろな形でボランティア活動や市民活動に参加して、公務員として得意わざを十分に生かしてほしいと訓示をしている」ということで御答弁をされました。ただ、ほかの職員さんも私もそうでしたけれども、新規採用のときは新鮮な気持ちで、そして大いなる気概を持って入ってきておりました。ただ、薄れるといいますか、やっぱり経験を重ねると、市の職員は市民の公僕だというのは忘れないけれども、やっぱり新人の職員という気持ちとは大分変わってきますけれども、そういうふうな職員さんに対しても、やっぱりいろんな研修とかをやられたがいいと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。今回ちょっと新聞でもありましたから、そこら辺をお願いします。

○市長（金子健次君）

公務員は一般の会社員と違いまして、８時半から午後５時までの勤務時間だけではなく、５時以降や休日などにありましても、高い倫理観を持って自身の行動を律し、信用を損なうような行動は厳に慎むことが求められています。特に今回の地震のいろいろな災害等もありましたし、24時間、高い倫理観、そしてまた非常に公務員としての自覚を持ってもらいたいということは、改めて部長、課長、係長という形で通達したところでもございます。

今回の不祥事は、非常に恥ずべき行為でございました。事実確認の上、厳しく対処していくこととといたしております。非常に残念極まりないということで、二度とこういうことがないようにということで、全職員に対しても通達をいたしたところでもございます。

市の職員は勤務時間外であっても、常に感性を磨き、何かあればみずから進んで対応、行動し、地域や市民に役立つ職員でなければならないというふうに思っております。そのためにも管理職や中堅職員が率先をいたしまして、若手職員の手本となってもらいたいと思っておりますし、私自身、今後も機会あるごとに、仕事への応用やみずから行動できる職員を目指すよう指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

ありがとうございました。私もまた、来年、地区の公民館行事とか歩け歩け大会とかありますので、職員の皆さんの参加を期待して、次に移りたいと思います。

それでは、２点目のくもで網設置ということで質問をさせていただきます。

まず、今回、新しく５基のくもで網が設置されました。この施設は市の施設ですか。

○観光課長（松藤満也君）

近藤議員の質問にお答えします。

今回、新たに設置いたしました５基のくもで網は、市の設備でございます。

なお、これとは別に柳川市有明海ツーリズム研究会が設置したくもで網が２基ございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

このくもで網を設置した目的と費用、財源について教えてください。

○観光課長（松藤満也君）

まず、事業に至った経緯と目的について御説明申し上げます。

ツーリズム事業の推進に関連して、平成26年度から福岡県有明海漁業協同組合連合会や観光協会、行政で構成します柳川市有明海ツーリズム研究会が主体となって両開地域で実施していますむつかけやくもで網漁といった体験プログラムを始めたところでございます。平成27年度は、むつかけに200人、くもで網漁に600人の参加をいただき、マスコミなどで話題を呼びました。

これを新しい体験型の観光資源と捉え、平成27年８月に、国の地方創生先行型・上乗交付分タイプⅠを活用し、新たに５基のくもで網を設置するとともに、国が推進するＤＭＯワンストップ組織を立ち上げて推進母体を整え、滞在時間を延ばし、地域に消費をふやすことを目的に、地域住民の地域版ＤＭＯによる有明海と干拓地を活用した滞在力強化事業として申請、11月に採択を受け、臨時議会において議決をいただいたものでございます。

議員御承知のとおり、かつては旅行会社が旅行商品を造成し、お客様に販売し、地域に送客するやり方が主流でしたけれども、個人旅行客の増加や情報化などにより、現在は地域みずからが地域資源を活用して観光客を集客する地域密着型観光の人気が高まっています。また、地域間の競争も激しくなる中、地域の創意工夫により、体験・交流プログラムを整えることがお客様に喜んで選んでいただける条件と認識して、この事業を進めることとしているところでございます。

次に、費用と財源につきまして、この地方創生先行型の交付金、100％でございますけれども、20,000千円を活用したところでございます。

内訳を申し上げますと、ソフト事業に12,000千円、ハード事業で8,000千円でございます。ソフト事業では、事業の立ち上げに当たってのワークショップやモニターツアー、広報用のパンフレット、ホームページの制作などの費用に7,230千円、組織の実際の立ち上げに向けた運営や体験プログラムの提供、準備関係に4,490千円、ハード整備では、くもで網の設置費用に6,480千円、ＤＭＯの組織の拠点整備として、むつごろうランドの管理人室を改修しておりますので、この工事費に約1,260千円を充てております。

以上です。

○９番（近藤末治君）

詳しく説明いただきまして、結局、今までの観光と違って、自分たちでしなさいということで、手を挙げてこれが採択されたということで、５基設置されたわけですね。

そしたら、先ほど市の施設だと御答弁になりましたけれども、市の施設だったら使用料が当然伴いますけれども、これは使用料は条例により定めるものじゃないでしょうか。

○観光課長（松藤満也君）

議員言われるとおり、通常、市の施設で使用料を徴収しますと市の収入となります。また、市が使用料を徴収する場合は条例に定める必要があります。しかしながら、くもで網は観光体験用の設備であります。公の施設と位置づけておりませんので、条例の制定は必要ないというふうに考えております。

○９番（近藤末治君）

市の施設であっても、今、課長の答弁で、条例を制定することはしなくていいという理解ですね。

そして、新しく５基設置されまして、その使用料、今まで幾らぐらい入っていますか。

○観光課長（松藤満也君）

新たに設置しましたくもで網は、ちょっといろいろ先ほどのような使用料の問題等もございまして、使用料のあり方の整理、調整をしているところでございまして、営利での使用については、従来の柳川市有明海ツーリズム研究会で設置した２基のくもで網を使用しておるところでございます。これから新しいのも使用していきたいというふうに考えております。

使用料収入でございますが、４月から13回の利用があっております。金額にして39千円、この収入については、柳川むつごろう会の収入として取り扱っているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

そしたら、６月の市報で、これ読みましたら、対象年齢が18歳以上としてありますけれども、これは18歳未満はだめなんですか。ちょっと例えば、夫婦と子供が行くという場合にはどのようになりますか。

○観光課長（松藤満也君）

市報に掲載をいたしておりますけれども、内容にちょっと表現の不備がございました。申しわけございません。正しくは、18歳未満の方でも利用は可能で、安全面の確保のために、保護者として18歳以上の方の同伴をお願いしているところでございます。よって、親子４人での利用も可能でございます。ただし、安全面から、くもで網のやぐらに入る方の人数を７名までとさせていただいているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

７名までは大丈夫だということで、７名と決められた。そして、今、私が言ったように、保護者とか家族がいれば年齢制限はないということですね。恐らくそうじゃないかと思ったけど、18歳としてあったからですね。

それと、３千円の使用料でしょう。これは１人ですか、それとも１基ですか。

○観光課長（松藤満也君）

使用料については、１時間で３千円としております。これは１基当たり３千円ですので、７名利用しても３千円ということでございます。

以上でございます。

○９番（近藤末治君）

わかりました。

この中にインストラクター代を含むということで書いてありましたけれども、例えば、地元のなれた方が、知り合いをくもで網を体験させるからということで、その場合は幾らになりますか。インストラクターは要りませんということは。

○観光課長（松藤満也君）

現時点では、くもで網の安全面の確保の問題、維持管理を踏まえてインストラクターの指導のもとで体験をいただいているところでございます。くもで網の魚のかかる網の部分は竹で組み上げたものでございまして、無理な扱いをしてしまいますと壊れてしまいます。くもで網を長く使用するためにも、インストラクターを配置しているところでございます。

ただ、今回、議員の提案を受けまして、今後、なれた方や複数回くもで網を利用した方で、扱いに問題がないと言われる方については、インストラクター代なしの利用など、これは柳川むつごろう会の皆さんと検討してまいりたいというふうに考えております。

○９番（近藤末治君）

ここでちょっと私の提案というとなんですけれども、これは私も経験があるんですよ。くもで網をですね。これは魚は満ち潮に乗って網に来ます、一番入るんですね。ある程度すると、潮が落ちつくと入りません。これは御存じのとおり、１日に２回満潮、引き潮がありますけれども、１潮といいますか、満ちかけから引きかけまで、この１潮をセットにした料金体制は考えられないでしょうか。と申しますのも、やっぱり都会の方は今まで全然潮がなかったのに、満ちてきて満々としている。それでまた、数時間するとなくなるという、こういう経験もされるんじゃないかと思うんですけれども、一緒にした料金体型、１時間３千円とすれば、潮が動かないこの期間は払わにゃいかんでしょう。だから、そういう１時間１時間ということじゃなくて、１潮の中で料金体系が考えられないですか。

○観光課長（松藤満也君）

議員言われるとおり、くもで網によく入る潮の時間帯がございます。できる限りお客様のほうに、よく入る時間帯とか、くもで網の位置によっても違ったりいろいろしております。むつごろう会のほうで、位置や時間帯による魚のとり方の現状調査を今行っております。お客様に最新の情報を提供させていただいているところでございます。

また、現在のところ、利用時間の設定の変更やとれにくいときの時間帯や、潮に際しての割引は行っておりませんけれども、議員御指摘のとおり、いろいろな楽しみ方ができるというふうに思いますので、柳川むつごろう会の皆様と一緒になって検討していきたいというふうに思います。

なお、現在、拠点としておりますむつごろうランド周辺には、有明海と干拓地がございます。干拓地を生かした収穫体験などの商品開発も行いながら、お客様の満足度を高め、滞在時間を延ばし、地域の消費アップにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○９番（近藤末治君）

ありがとうございます。十分考えて研究してほしいと思うんですよ。というのも、潮が動かない、魚が余り入りないとき、あそこのくもでのやぐらの中で親子で弁当を食べるとか、そういうのもいいんじゃないかと思います。いずれにいたしましても、日本で一番干満差の

大きい有明海でございます。そしてまた、珍しい漁法でございますので、これは観光施設として、ほかの観光資源にあわせながら広めていただきたいと思っております。

最後に、３点目でございます。中学校の体育祭についてということで御質問をさせていただきます。

５月21日土曜日でございましたけれども、私の母校であります蒲池中学校の体育祭を見学をいたしました。日ごろは、朝会っても下を向いて登校する生徒たちも、この日ばかりは元気はつらつ、何とかという宣伝じゃないですけれども、本当に一生懸命演技をして競技に打ち込んでいる姿に、何か私も若返ったような感じで楽しませていただいたわけですが、そこでお尋ねをいたしますけれども、このプログラムとかその内容、それから指揮者といいますか、いろいろ競技をつくるというのは、これは生徒たちがつくるんですか、それとも学校ですか。

○学校教育課長（木下　隆君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

体育祭のプログラム内容については、学校教職員で企画するものと、生徒が中心となって企画するものがあり、考えを出し合いながら種目を決定しています。最終的には競技内容の安全性や生徒の習熟度などを考慮し、学校長が判断することとしています。

次に、運営につきましては、種目ごとに担当の教職員、生徒の中から責任者をそれぞれ選出し、生徒の力量を前面に出せるような運営を共同で行っています。

以上です。

○９番（近藤末治君）

ありがとうございました。今の答弁ですと、学校長も入っているということで、今、中学校６校ありますよね。これは、そしたらそれぞれ内容というか、それは違うんですか。

○学校教育課長（木下　隆君）

プログラムの違いということでございます。多くの中学校で共通に実施されている種目としては、リレー、綱引き、むかで競走、玉入れ、ダンスなどがございます。

各中学校では、過去から受け継がれてきた伝統ある種目であったり、各校区になじんだネーミングの種目があったり、また保護者が参加できる競技を設けたり、中学校ごとに趣向を凝らした内容で行われるなど、違いがございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

教育委員会として、これとこれは入れてほしいというのはありますか。

○学校教育課長（木下　隆君）

必須競技はあるかということでございます。教育委員会として、特にこの競技をという種目は設定しておりませんが、体育祭は日ごろの学習発表の場でもあります。表現運動や走る、

跳ぶ、投げるなどの基礎的な運動が含まれた競技を奨励しています。

あわせて生徒の安全性の確保、さらには全ての生徒が参加できるような種目の実施について指導しています。

以上です。

○９番（近藤末治君）

私たちの時代と違って、生徒たちが自発的にやると。そして学校長がそれに許可をおろすというふうなことですね。

蒲池中学校は御存じのとおり、生徒数も少なくて、赤と青のブロックでリーダー合戦とかやって、女子生徒が学生服を着て、また男子生徒ははにかみながらでもありますけれども、かわいいお魚屋さんという踊りを踊ってくれて、競技が終了した後に、実行委員長が挨拶ということになったんですけれども、この委員長の胸に来るものがあったと思うんですが、男泣きをしながら挨拶をした。傍らにおられた先生ももらい泣きをされたということで、見学されておった保護者の皆さんもこれ感動した体育祭だったと思っております。

ただ、体育祭での組み体操や男子生徒が一番男らしさを演出できる騎馬戦については、安全策といいますか、そちらのほうに重点を置かれているのかなと私感じたわけです。次の次の週でしたかね、小学校の運動会ですね、ちなみに小学校の話ですけれども、小学校の騎馬戦は相手を倒すまで、もちろん保護者もおりますよ。倒すまで、中学校は相手の帽子を取る競技だったんですよ。生徒たちももっとやりたいなという感じがあったと私は感じました。それで、これは先生方の安全面を考えてのことだと思いますけれども、教育委員会として、今後の体育祭のあり方、実施のやり方、これはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（木下　隆君）

組み体操や騎馬戦の実施状況についてですが、組み体操を行っている中学校は６校中４校、また騎馬戦を行っている中学校は６校中３校となっております。

議員が言われましたとおり、体育祭を含めた体育的行事に関し、事故が多発しており、県内の高等学校で発生しました事故の判決では、学校側の配慮義務違反を指摘されるなど、以前にも増して事故防止の対策が求められております。

市内の体育祭等での対応といたしましては、まずは事前の練習や指導を十分に行っています。その上で組み体操、騎馬戦では教職員やＰＴＡの方々の補助者を配置したり、生徒の危険防止のために、組み体操の高さを一考したり、騎馬戦の勝敗を事故が生じる前に判定したりするなどの安全対策を講じているところでございます。

以上です。

○９番（近藤末治君）

それでは、最後に教育長にお尋ねしたいと思いますけれども、日ごろおとなしい生徒がはみかみながら、こういう体育祭をやっております。教育長として、今後、体育祭、どんなに

お考えでしょうか。

○教育長（日髙　良君）

近藤議員のお尋ねにお答えをいたします。

まずは、中学校生徒の頑張りに対しまして、感動と期待の言葉をいただきましたことを大変うれしく思っております。

体育祭は、生徒にとりまして、中学校生活の中でも最も印象に残り、一番盛り上がる行事ではないかと思っております。また、一つの目標に向かって全校生徒が一丸となって成し遂げる充実感を体感できる貴重な行事だとも思っているところです。

私も当日は短時間でございますが、全ての中学校の体育祭を参観いたしました。そこでは、生徒会のリーダーを核に、統率のとれた動きをする生徒たちを見ることができましたし、どの学校も応援、観戦の方々が大変多く、保護者や地域の方々の学校教育への関心の高さ、そして子供たちの成長や姿に期待する思いや願いを感じたところです。

来年度の体育祭につきましても、参観いただきます保護者や地域の皆様に大きな感動を与えるようなものとなるように、そしてさらにはさまざまな行事等を通しまして、本市の将来を担う活発な若者たちが育つよう、今後指導してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（浦　博宣君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は22日までの３日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす22日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、あす22日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時21分　散会

平成 28 年６月２９日（水曜日）

柳川市議会第３回定例会会議録

平成28年６月29日柳川市議会議場に第３回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

１．出席議員

１番　河　村　好　浩	２番　江　口　義　明
３番　菊　次　太　丸	４番　浦　川　和　久
５番　立　花　　純	６番　荒　巻　英　樹
７番　熊　井　三千代	８番　白　谷　義　隆
９番　近　藤　末　治	10番　佐々木　創　主
11番　荒　木　　憲	12番　髙　田　千壽輝
13番　諸　藤　哲　男	14番　矢ケ部　広　巳
15番　緒　方　寿　光	16番　藤　丸　正　勝
17番　田　中　雅　美	18番　樽　見　哲　也
19番　伊　藤　法　博	20番　梅　﨑　和　弘
21番　三小田　一　美	22番　浦　　博　宣

２．欠席議員

な　　し

３．地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	金子　健次	
副市長	成松　宏	
教育長	日髙　良	
総務部長	髙﨑　祐二	
会計管理者	田尻　主範	
市民部長	石橋　正次	
保健福祉部長	原　忠昭	
建設部長	大淵　洋祐	
産業経済部長兼大和庁舎長	成清　博茂	
教育部長兼三橋庁舎長	樽見　孝則	
消防長	橋本　祐二郎	
人事秘書課長	平田　敬介	
総務課長	松藤　敏彦	
企画課長	椛島　謙治	
財政課長	島添　守男	
税務課長	野田　栄作	
健康づくり課長	大石　涼子	
福祉課長	白谷　通孝	
学校教育課長	木下　隆	
生涯学習課長	袖崎　朋洋	
建設課長	待鳥　哲	
農政課長	林　誠	
水路課長	松永　泰治	

４．本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	亀崎　公徳
議会事務局次長兼庶務係長	内田　猛
議会事務局議事係長	徳永　喜美香

５．議事日程

日程（１）　議会運営委員長報告について

日程（２）　各委員長報告について

１．総務委員長報告について

① 議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について

２．建設経済委員長報告について

① 議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

② 議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

３．教育民生委員長報告について

① 議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

② 議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

③ 議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

④ 請願第４号　少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程（３）　議案第57号　教育予算の拡充を求める意見書について

午前10時　開議

○議長（浦　博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１　議会運営委員長報告について

○議長（浦　博宣君）

日程１．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成28年第３回柳川市議会定例会最終日の日程について、去る６月28日に議会運営委員会を開催いたし、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程２が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程３が議員提出の議案第57号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

○議長（浦　博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　各委員長報告について

○議長（浦　博宣君）

日程２．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長（荒木　憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命により、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

６月16日の本会議において当委員会に付託を受けた議案１件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

１、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、２、執行部出席者、３、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

４　結果

(1)議案第44号　原案可決

本案は、平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）についてであります。

補正前の予算額「285億6,600万円」に「2,030万６千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「285億8,630万６千円」としようとするものであります。

審査の過程で、２款総務費１項総務管理費12目男女共同参画事業費　男女共同参画計画の策定方法と所管、３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費要保護児童対策事業費　子どもを守る地域ネットワーク事業の内容、４款衛生費１項保健衛生費５目環境衛生費　有明生活環境施設組合負担金に係る新火葬施設建設事業の進捗、７款商工費１項商工費２目商工

振興費　中島商店街イノベーション事業の内容及び今後の計画、10款教育費５項社会教育費３目文化費　熊本地震の影響による文化財の被害状況や修復費用と財源、同項５目公民館費　校区公民館やコミュニティセンターの構造と地震の影響による被害状況との関係について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（浦　博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

○建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済委員会の報告を申し上げます。

６月16日の本会議において当委員会に付託を受けた議案２件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

１、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、２、執行部出席者、３、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

４　結果

(1)議案第51号　原案可決

本案は、柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。西鉄柳川駅東口駅前広場にある東口駐車場の利用料金に一定の上限を設けるよう改めるものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第53号　原案可決

本案は、平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。処分の内容については、平成27年度水道事業会計未処分利益剰余金「４億3,790万4,339円」のうち「9,000万円」を減債積立金に積み立て、残余を平成28年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（浦　博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

○教育民生委員長（髙田千壽輝君）（登壇）

議長の命により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

６月14日の本会議において当委員会に付託を受けた請願１件並びに、６月16日本会議において当委員会に付託を受けた議案３件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

１、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、２、執行部出席者、３、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

４　結果

(1)議案第45号　原案可決

本案は、平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてであります。

平成30年度から都道府県が国保財政の運営主体となることに向けた準備として、国保システムの改修費用を補正するものです。

財源としましては、全額国庫補助の予定で、歳出歳入それぞれ「165万円」を増額し、補正後の予算総額を「106億2,465万円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第47号　原案可決

本案は、柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

福岡県の乳幼児医療費助成制度等が改正され、通院、入院ともに小学校６年生まで拡大されることに伴い、本市でも、通院の助成を小学校６年生まで拡大するため、関連条例の改正を行うものです。

審査の過程において、通院医療費の自己負担額の根拠、また、近隣の状況について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第48号　原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直しと、低所得者に対する保険税軽減対象の拡大に係る改正を行うものです。

審査の過程において、課税限度額の引き上げにより加入者全員への影響等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(4)請願第４号　採択

本件は、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（浦　博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時12分　休憩

午前10時12分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号　平成28年度柳川市一般会計補正予算（第１号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第51号　柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第53号　平成27年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第45号　平成28年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第47号　柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第48号　柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第４号　少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択することに決定されました。

日程第３　議案第57号

○議長（浦　博宣君）

日程３．議案第57号を上程いたします。

議案を朗読させます。

○議会事務局長（亀崎公徳君）

〔朗読省略〕

○議長（浦　博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

○12番（髙田千壽輝君）（登壇）

議案第57号　教育予算の拡充を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第４号　少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の

１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書が採択されたことを受け、議長を除く教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

日本はＯＥＣＤ諸国に比べて１クラスの児童・生徒数も多く、教育予算は31カ国中、ＧＤＰに占める割合は最下位であります。

将来を担う子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就職の拡大につなげるため、政府へ意見書を送付しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（浦　博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午前10時20分　再開

○議長（浦　博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第57号　教育予算の拡充を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浦　博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浦　博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成28年第３回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時21分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長　　浦　　博　宣

柳川市議会議員　　江　口　義　明

柳川市議会議員　　三小田　一　美